

第六十三回国会 大蔵委員会 議 録 第六号

(五七)

昭和四十五年二月二十七日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 広瀬 秀吉君

理事 永末 英一君

理事 奥田 敬和君

理事 木村武千代君

理事 坂元 親男君

理事 高橋清一郎君

理事 登坂重次郎君

理事 丹羽 久章君

理事 福田 繁芳君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 平林 剛君

理事 美濃 政市君

理事 貝沼 次郎君

理事 春日 一幸君

理事 小林 政子君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主税局長 細見 卓君

国税庁長官 吉國 二郎君

委員外の出席者

大蔵大臣官房審議官 大島 隆夫君

大蔵省主税局税制第三課長 早田 肇君

国税庁直税部長 佐藤 健司君

大蔵委員会調査室長 拔井 光三君

委員の異動

第一類第五号

大蔵委員会議録第六号

昭和四十五年二月二十七日

二月二十六日

辭任

二見 伸明君

同日

辭任

矢野 絢也君

同日

辭任

同月二十七日

補欠選任

二見 伸明君

同日

補欠選任

西宮 弘君

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

補欠選任

同日

本日の会議に付した案件

空港整備特別会計法案(内閣提出第三二一号)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

国税通則法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

もの(以下「受託工事」という。)

三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業を行なう空港事務所等(運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第五十五条の六に規定する空港事務所その他の地方機関で空港に所在するものをいう。以下同じ。)の所掌する事務(以下「空港事務所等所掌事務」という。)

(管理)

第二条 この会計は、運輸大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、国の空港(空港事務所等が設置されているものに限り)の使用料収入、空港整備法第六条第一項及び第二項(同法第十條第二項において準用する場合を含む。)並びに同條第一項の規定による負担金、一般会計からの繰入金、第七條第一項の規定による借入金、受託工事に係る納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、空港整備事業に要する費用、関連工事に要する費用及び受託工事に要する費用(これらの事業及び工事で国が北海道において行なうものに係る職員の手給に要する費用その他の工事事務費については、空港事務所等に係るものに限り)、空港事務所等所掌事務の実施に要する費用、第七條第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第九條第一項の規定による一時借入金の利子、第十一條第一項又は第二項の規定による港灣整備特別会計又は一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

第四条 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予算計算書等」という。)を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表

二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(借入金)

第七条 この会計において、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入限度の繰越し)

第八条 この会計において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、

当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができ。

(一時借入金等)

第九条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができ。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十条 第七条第一項の規定による借入金及び前条第一項の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(他会計への繰入れ)

第十一条 港湾整備特別会計において行なう港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)第一条第二項第四号に規定する空港整備特別会計所屬空港関係工事の管理に要する事務費に相当する金額(政令で定める額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、政令で定めるところにより、この会計から港湾整備特別会計の港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

2 受託工事に係る納付金のうち、当該工事について、一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

3 第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十二条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該年度の事業実績表

二 債務に関する計算書

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(剰余金の繰入れ)

第十四条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余裕金の預託)

第十五条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができ。

(政令への委任)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十五年年度の予算から適用する。

2 この法律の施行の日の前日までに昭和四十五年年度の一般会計又は港湾整備特別会計の港湾整備勘定の予算に基づいてした債務の負担又は支出で第一条に規定する事務又は事業に要する費用に係るものがあるときは、政令で定めるところにより、同年度の一般会計又はこの会計の予算に基づいてしたものとみなし、同日までに一般会計において収入した同年度分の第三条に規定する空港の使用料その他の収入は、この会計

の歳入とみなす。

3 昭和四十四年度の一般会計の歳出予算のうち、第一条に規定する事務又は事業に係る経費で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された予算に基づいてこの法律の施行前に同会計においてした債務の負担又は支出は、それぞれ、この会計に繰り越されたものと及びこの会計においてした債務の負担又は支出とみなす。

4 前項の規定によりこの会計に繰り越されたものがあるときは、財政法第四十一条の規定により昭和四十五年度の一般会計の歳入に繰り入れらるべき昭和四十四年度の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、同項の繰越しの額に相当する金額から政令で定める額を控除した額に相当する金額は、この会計の昭和四十五年度の歳入に繰り入れるものとする。

5 この法律の施行の際一般会計、特定国有財産整備特別会計又は港湾整備特別会計の港湾整備勘定に所屬する権利義務で第一条に規定する事務又は事業に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

6 第四条第二項又は第六条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予算計算書等又は予算に添付すべき前年度の事業実績表及び前年度の事業計画表は、昭和四十五年(前年度の事業実績表については、昭和四十六年度を含む。)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

7 この会計に所屬する国有財産で、空港における関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取扱い並びに検査法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の規定による検査のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する

各省各庁の長をいう。の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所屬替をするものとする。

8 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

一 前項の規定により所管換又は所屬替をする場合

二 前項の規定によりこの会計から一般会計に所管換又は所屬替をした国有財産で同会計において使用する必要がなくなつたものその他同会計に所屬する国有財産のうち、この会計の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、この会計に所管換又は所屬替をする場合

三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、この会計に所屬する国有財産を一般会計において使用させるとき。

四 この会計の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所屬する国有財産を、政令で定めるところにより、この会計において使用させるとき。

この会計と一般会計との間において、附則第9

七項に規定する所管換又は所屬替をする場合には、国有財産法第十二条及び第十四条の規定は、適用しない。

10 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「自動車検査登録特別会計」の下に「空港整備特別会計」を加える。

11 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）」の規定により運輸大臣が設置する公共用飛行場（当該飛行場とあわせて設置すべき他の施設で法令の規定により運輸大臣が設置するものを含む。）に係るもの及び」を削る。

12 特定国有財産整備特別会計法（昭和三十一年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「運輸大臣」を削り、同条第二項中「所管大臣の全部又は一部」を「大蔵大臣又は建設大臣」に改める。

第三条第一項中「法令の規定による負担金

で特定国有財産整備計画の実施に伴い徴収するもの」を削る。

13 港灣整備特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「並びに海岸法」を「及び海岸法」に改め、「及び飛行場」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 空港整備特別会計所屬空港関係工事（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの新設、改良又は災害復旧に関する工事で運輸大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもののうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）の管理

第四条第一項第一号中「一般会計からの繰入金」の下に「空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第 号）第十一条第一項の規定による空港整備特別会計からの繰入金」を加え、同条第二項第二号中「一般会計所屬港灣関係工事」の下に「空港整備特別会計所屬空港関係工事」を加える。

14 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二項第十二号の二中「特定国有財産整備特別会計」を「空港整備特別会計」に改める。

15 特定国有財産整備特別会計及び港灣整備特別会計の昭和四十四年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

理由

空港整備法に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの設置、改良、災害復旧、管理等に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第一号中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

別表第一の一中表の部分を次のように改める。

区	分	車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）	宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
				甲 地 方	乙 地 方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	一六円	一、三〇〇円	六、五〇〇円	五、五〇〇円	一、三〇〇円
	その他の者	一五円	一、一五〇円	五、五〇〇円	四、七〇〇円	一、一五〇円
指定職の職務又は一等級の職務にある者		一三円	一、〇〇〇円	四、八〇〇円	四、一〇〇円	一、〇〇〇円
	二等級の職務にある者	一一円	八五〇円	四、一〇〇円	三、五〇〇円	八五〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者		九円	七〇〇円	三、四〇〇円	二、九〇〇円	七〇〇円
	六等級以下の職務にある者	八円	五五〇円	二、七〇〇円	二、三〇〇円	五五〇円

別表第一の二中表の部分を次のように改める。

区	分	日 当 (一日につき)				宿 泊 料 (一夜につき)				食卓料 (一夜につき)
		甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	
内閣総理大臣及び 最高裁判所長官 臣等 その他の者	鉄道五十キロメートル未満	五、六〇〇円	六、五、四〇〇円	八〇、二〇〇円	八九、二〇〇円	一二七、八〇〇円	一六〇、二〇〇円	一九二、六〇〇円	二四二、〇〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	鉄道五十キロメートル以上 一百キロメートル未満	六二、一〇〇円	六二、一〇〇円	七六、二〇〇円	八四、七〇〇円	一二一、四〇〇円	一五二、二〇〇円	一八三、〇〇〇円	二二九、九〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	鉄道五十キロメートル以上 一百五十キロメートル未満	五五、六〇〇円	六八、二〇〇円	六八、二〇〇円	七五、八〇〇円	一〇八、六〇〇円	一三六、二〇〇円	一六三、七〇〇円	二〇五、七〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	鉄道五十キロメートル以上 二百キロメートル未満	四八、一〇〇円	五二、三〇〇円	六四、二〇〇円	六六、九〇〇円	一〇二、二〇〇円	一二八、二〇〇円	一五四、一〇〇円	一九三、六〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	指定職の職務にある者	四二、五〇〇円	四九、一〇〇円	六〇、二〇〇円	六二、四〇〇円	九五、九〇〇円	一二二、一〇〇円	一三四、八〇〇円	一八七、五〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	一等級の職務にある者	三九、六〇〇円	四二、五〇〇円	五二、一〇〇円	五八、〇〇〇円	八三、一〇〇円	一〇四、一〇〇円	一二五、二〇〇円	一五七、三〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	二等級の職務にある者	三六、八〇〇円	四二、五〇〇円	五二、一〇〇円	五八、〇〇〇円	八三、一〇〇円	一〇四、一〇〇円	一二五、二〇〇円	一五七、三〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	三等級の職務にある者	三三、五〇〇円	三七、六〇〇円	四六、一〇〇円	五一、三〇〇円	七三、五〇〇円	九二、一〇〇円	一二〇、七〇〇円	一三九、二〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	四等級の職務にある者	二八、三〇〇円	三二、七〇〇円	四〇、一〇〇円	四四、六〇〇円	六三、九〇〇円	八〇、一〇〇円	九六、三〇〇円	一二一、〇〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	六等級以下の職務にある者									鉄道二十キロメートル以上

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

区	分	日 当 (一日につき)				宿 泊 料 (一夜につき)				食卓料 (一夜につき)
		甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	
内閣総理大臣及び 最高裁判所長官 内閣総理大臣等 その他の者	鉄道五十キロメートル未満	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	九、六〇〇円	一一、〇〇〇円	四、五〇〇円	四、五〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	鉄道五十キロメートル以上 一百キロメートル未満	二、六〇〇円	二、六〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円	八、一〇〇円	七、七〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	鉄道五十キロメートル以上 一百五十キロメートル未満	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	七、〇〇〇円	六、六〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	鉄道二十キロメートル以上
	鉄道五十キロメートル以上 二百キロメートル未満	一、八五〇円	一、八五〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	五、八〇〇円	五、五〇〇円	二、五五〇円	二、五五〇円	鉄道二十キロメートル以上
	指定職の職務又は一等級の職務にある者									鉄道二十キロメートル以上
	二等級の職務にある者									鉄道二十キロメートル以上
	三等級の職務にある者									鉄道二十キロメートル以上
	四等級の職務にある者									鉄道二十キロメートル以上
	五等級以下の職務にある者									鉄道二十キロメートル以上
	六等級以下の職務にある者									鉄道二十キロメートル以上

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

区	分	日 当 (一日につき)				宿 泊 料 (一夜につき)				食卓料 (一夜につき)
		甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	
内閣総理大臣 特命全権大使 その他	鉄道五十キロメートル未満	八五、六〇〇円	一一二、四〇〇円	一五五、一〇〇円	二〇三、三〇〇円	二五六、七〇〇円	三二五、五〇〇円	三三七、七〇〇円	四一一、六〇〇円	四四三、七〇〇円
	鉄道五十キロメートル以上 一百キロメートル未満	七五、八〇〇円	一〇二、二〇〇円	一四四、〇〇〇円	一八四、八〇〇円	二二六、八〇〇円	二八六、八〇〇円	三二六、〇〇〇円	三八四、二〇〇円	四〇三、四〇〇円
	鉄道五十キロメートル以上 一百五十キロメートル未満									
	鉄道五十キロメートル以上 二百キロメートル未満									
	指定職の職務又は一等級の職務にある者									
	二等級の職務にある者									
	三等級の職務にある者									
	四等級の職務にある者									
	五等級以下の職務にある者									
	六等級以下の職務にある者									
	その他									

指定職の職務に ある者	六二、二〇〇円	八一、八〇〇円	一二、八〇〇円	一四七、八〇〇円	一八六、七〇〇円	二二九、四〇〇円	二五二、八〇〇円	二七六、二〇〇円	二九九、四〇〇円	三二二、七〇〇円
一等級の職務に ある者	五六、四〇〇円	七四、一〇〇円	一〇二、三〇〇円	一三四、〇〇〇円	一六九、二〇〇円	二〇七、九〇〇円	二二九、一〇〇円	二五〇、三〇〇円	二七一、三〇〇円	二九二、五〇〇円
二等級の職務に ある者	五〇、六〇〇円	六七、〇〇〇円	九六、〇〇〇円	一二〇、三〇〇円	一五一、七〇〇円	一八六、四〇〇円	二〇五、四〇〇円	二二四、四〇〇円	二四三、二〇〇円	二六二、二〇〇円
三等級の職務に ある者	四七、七〇〇円	六二、六〇〇円	八九、六〇〇円	一一三、二〇〇円	一四三、〇〇〇円	一七五、七〇〇円	一九三、六〇〇円	二一一、四〇〇円	二二九、二〇〇円	二四七、一〇〇円
四等級の職務に ある者	四四、七〇〇円	五八、八〇〇円	八三、二〇〇円	一〇六、三〇〇円	一二四、二〇〇円	一六四、九〇〇円	一九一、七〇〇円	二一八、五〇〇円	二二五、二〇〇円	二四二、〇〇〇円
五等級以下の職 務にある者	三八、九〇〇円	五一、四〇〇円	七三、六〇〇円	九二、四〇〇円	一一六、七〇〇円	一四三、四〇〇円	一五八、〇〇〇円	一七二、六〇〇円	一八七、一〇〇円	二〇一、七〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に発効する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

理 由

職員の旅費の実情等にかんがみ、内国旅行及び外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○毛利委員長 政府より、順次提案理由の説明を求めます。中川大蔵政務次官。

○中川政府委員 ただいま議題となりました空港整備特別会計法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、従来から、公共の用に供される空港の整備及びその円滑な管理運用につとめてまいりましたのでありますが、これらの事業につきまして、昭和四十五年以降特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することとし、もって空港の整備の促進等に資することが適切であると認められますので、ここに、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計は、空港整備法に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの設置、改良、災害復旧、管理等に関する経理を行なうことを目的とするもので、運輸大臣が管理することとしております。

第二に、この会計は、国の空港の使用料収入、空港整備法に基づく地方公共団体の負担金、一般会計からの繰り入れ金、借入れ金、受託工事にかかる納付金及び附属雑収入をその歳入とし、空港整備事業に要する費用、関連工事に要する費用、受託工事に要する費用、空港事務所等の所掌事務の実施に要する費用、借入れ金の償還金及び利子、他会計への繰り入れ金並びに附属諸費をその歳出とするものといたしております。

第三に、空港整備事業にかかる施設の整備に要する費用を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において借入れ金をすることができるといたしております。

その他この会計の予算及び決算の作成、提出、決算上の剰余金の処分等について必要な事項を定めるとともに、この会計の設置に伴い必要な経過規定及び関係法律の諸規定の整備を行なうこととしております。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行及び外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を改定する措置等を講ずることとするものであります。

次に、改正の概要を御説明申し上げます。

内国旅行につきましては、宿泊料金の実態等を考慮し、日当、宿泊料及び食卓料の定額をおおむね四〇％程度引き上げることとするほか、車賃については若干の引き上げを行なうこととしております。また、移転料につきましても、国家公務員の赴任の実態等にかんがみ、移転料の定額を約三五％ないし二五％程度引き上げることとしてしております。

外国旅行につきましては、宿泊料金の実態等を考慮し、日当、宿泊料及び食卓料の定額を約一五％程度引き上げることとしてしております。また、移転料につきましても、国家公務員の赴任の実態等にかんがみ、移転料の定額を約三五％程度引き上げるほか、子女を随伴する場合における現行の加算割合を引き上げることとしてしております。

以上、二法案につきまして、提案の理由及びその概要を申し述べました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○毛利委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

○毛利委員長 次に、国税通則法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 通則法の質問をいたしますが、その前に一つお伺いしたいことがあるのです。

地目が田畑で、そうしてまわりに宅地や工場ができてきて農耕に不適格になったので、ここは耕していない、そういうところにもやはり標準税率で、耕作しておるものとみなして税金をかけておるといふ例があるわけですが、税務署のほうでは農業委員会の証明を持っていらつしやい、こ言うわけですね。ところが農業委員会のほうでは、地目変換をしていない限り証明書は出せませんと、こ言う。そういたしますと、所得税は御承知のように実質課税が原則でありまして、明らかに耕していない、農業収獲はないといふのがわかつておる、そういうときにもやはり税金を取るといふのは、これはおかしいんじゃないかということなんです。これはどうですか。それでもどうしても税金をかけることとされれば、どういふ法律でこれはおかしくなっておるのか、それを示していただきたいのですが、そういうのはは簡単にしてもらいたいのですが、そういうのは取るべきではない、こおっしゃるならばそのようにはつきりと言っていた方がいいと思ひます。

○吉田(二)政府委員 所得税はもちろん所得があるところに課税をするわけでございますから、農地であっても耕作していない、収獲がないというものに対しては課税をするいわれはございません。

ので、そういうことはありません。もちろん相続税その他の関係では土地の評価に応じて課税をされる、これは事実でございます。

○阿部(助)委員 そういうことで御指示なされば、私あえてここで税務署やなんかを申し上げませんけれども、あとでお知らせをしますのではつきり処置をしていただきたいと思います。

次に、いま税務署は非常にお忙しくなつてきた、そういうことでありますが、中小法人の場合に、調査の場合に現況調査という方法があると聞いておるのでありますが、それはどんなことをおやりになるのか、ひとつ御説明願いたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 現況調査と申しますのは、実地に納税者の本拠と申しますか、事業の場所に参りまして、その実際に動いております状況と帳簿との引き合わせをいたしまして、帳簿の確認をするという性格の調査でございます。昔から調査の常道といたしまして、その現金出納帳と金びつ、つまり金庫の中の現金とを引き合わせるとか、それによつて現金出納帳が確実に記載されておるか、あるいはたなのおろしの実情とたなのおろし帳とを比較するといったことで、いわば実際と帳簿との連絡を確認することを目的としたものを現況調査と呼んでおります。

○阿部(助)委員 皆さんのほうの書いた「日本の税務行政」という本にも、ちゃんとこれは述べてあるのですが、これは結局は権衡及び確定申告期における納税相談の際に活用される、こういうことになるわけですね。

○吉國(二)政府委員 その納税者によつて違うと思いますが、帳簿があつてそれによつて確認が行なわれて申告が行なわれれば、必ずしも納税相談時にそれを使うということもない場合もございすけれども、一般的に納税相談を行なつて申告をするという人については、それが参考になることはもちろんです。

○阿部(助)委員 その場合、この調査をされる場合に納税者、調査する相手方にこれは通知をされる

ておやりになるのか、それともだしぬけに不意打ちにこれをおやりになるのか、これはどうなんですか。

○吉國(二)政府委員 納税者に事前に通知する場合もございす。場合によつては事実の確認を明確にするために、あらかじめ通知をしないで臨場する場合もございす。

○阿部(助)委員 通知をする場合もあるというお話であります。私の調べたところ、また東京税理士会の四十二年七月から四十四年六月までの調査等を見ましても、通知をしておやりになつておるところ、これはわずかにあります。大半は通知をされないでこれは行なつておやりであります。それが、そう見て間違いありませんか。

○吉國(二)政府委員 この調査の性格から申しますと、事前通知をしない場合のほうが多いということとは事実でございます。

○阿部(助)委員 これは通知をしないで不意打ちにやるといふのが原則だ、原則的に行なわれていて私は思ふのであります。三十七年に東京国税局の通達があるはずであります。これをひとつ、一べん見せていただければですか。

○吉國(二)政府委員 その通達と申しますのは、おそらく事務執行上のものでございまして、いわゆる解釈その他に関する通達ではございせんので、これは内部的なものとして、従来からも内容は申し上げておりますけれども、そのものの御提出は遺憾をいたしたくということになつておる性質のものだと思ひます。おそらく毎年の事務の執行の指示をしたものだと思ひます。

○阿部(助)委員 いろいろとお話ありますけれども、やはり税金というものは取るプロセス自体、これはいろいろ問題があるので、そういうものを十分に国会で把握をしなければ、いま出ておりますこの法律、これが救済であるとかないとかいう議論、これもいろいろあるわけですね。だけれども、そういうものがほんとうに解明されないもの、私は、問題は税金を取るプロセスというものは、私は民主主義という観点からすれば、これは何といつ

ても非常に重大な問題だという感じがいたしました。税務行政はことさらガラス張りで行つていただきたい、こう思ふので、これはできるだけひとつ提出をして、国会で十分に納税のいくような形でやりにならないと、これからの議論も困るわけでありまして、ひとつ御努力を願ひたい。

それで、これは大体こういうことをおっしゃつておるでしょう。調査者も被調査者も、いやだから知らせない。これは前直税務次長であった野田さんが国税労組と交渉の際に述べたと、あの国税労組の記録には載つておるのであります。知らせる場合もあるし知らせない場合もあるという言い方じやなしに、知らせないで不意打ちでやるといふのが原則だといふふうな受け取つてよろしゅうございすか。

○吉國(二)政府委員 私は、いまの納税者と税務署の関係については、納税者、行政官庁ともに改善をはかつていくべきものだと思つております。たとえば、納税者のほうにおきましてはできるだけ帳簿を整理し、また調査には常に率直に帳簿を提出をし、自分の所得を明らかにする努力をすべきである。これが本来の納税者のあり方だと思ひます。税務行政のほうにおきましては、できるだけ納税者の提出した書類を慎重に扱い、そうしてお互いに、根本は正しい所得が申告されることを最終のものとございすから、その正しい申告をする方向にすべてを向けていかなければならぬと思ひます。

ただ問題は、現況調査の場合は、そういう帳簿と実態とが一致していなければこの帳簿自身が意味がないわけでございますから、それを確認するために実態との突き合わせをやるわけでございます。そういう意味で誠実なと申しますか、納税者の場合、いかなる時期に來られても一つも心配はない。間違つて帳簿がはずされておればそれは直せばいいはずでございますので、いわばこの実況調査といふものは帳簿そのものの信頼性を確かめるものであるという意味では、私は事前通知という問題もおのずから今後解決をはかつていける問

題だと思ひますが、いまの段階では相当そこが多いという事実もございすので、事前通知を行なわずにやつてゐる例が多いかと思ひます。しかし今後そういう点では納税者とお互いの理解を深めて、この現況調査といふものが、要するに帳簿の正確性を高めるためのものであるという意識をもつて、相互に理解をもつて調査を行ない、調査を受けるという体制をつくつていきたいものだ、かように考へておる次第でございます。

○阿部(助)委員 さつきの国税労組の四十三年十一月二十八日の新聞を見ますと、現況調査をやつておるのが調査の九〇%である、こう書いてあるわけでありまして、また、先ほどちょっと申し上げました税理士会の調査アンケートによりますと、通知をしたのが千四百六十七件、通知をしないやつたのが三千四百五十一件、両方合わせまして大体四千九百件、まあ五千件であります。その中で実際に加重算税の対象になつたのは四百十六件といふ事から、大体一〇%ということになるわけですね。そうしますと、そういういろいろの問題のある調査をおやりになるやり方にも非常に問題がある。何か納税者を初めから犯罪人扱いにして、この調査はやはり問題があるんじゃないかと、この調査は感ずるのですが、いかがですか。

○吉國(二)政府委員 現況調査のやり方その他については改善すべき点はいくらも思ひます。ただ基本的に、帳簿といふものが架空のものであつてはならない、実態との整合性がなければならぬという意味では、現況調査といふのは、現況とは名づけておりますが、実は調査の本質であると思ひます。その実態とつながりのない帳簿を幾らつけても、それは本物ではないのであります。その実態との結びつきを監査することが本来の調査の本質であると思ひますので、方法についてはなお現在も私も欠陥のある点もあると思ひます。大いにこれを改善をするということにおいてはやぶさかでないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 現況調査で改善すべき点が多々あるとおっしゃったのですが、どういふ点を改善すべきなのか、ひとつ具体的にお知らせ願いた

○吉園(二)政府委員 私が基本的に考えておりますのは、この現況調査が非常に納税者に苦痛を与えるという感じを与える、これを何とかもつと納税者がすなおに理解してくれるようなやり方、これは具体的にいふと、私が申し上げたような本質が明らかになれば、納税者が不安を持ったり不愉快さを持つわけはないと思うのでございます。先生のおっしゃる通りに、犯罪捜査のようなことをとるといふところに非常に不愉快さがあるとすれば、その辺の改善要素というものは、今後実地訓練にいたしまして、あるいは精神訓練にいたしまして、いろいろ方法として考えられると思ひます。本質はあくまでも実態と帳簿の整合性を確保して帳簿の信頼性を高める、これがお互いのためである、納税者のためでもあり、税務行政の今後の活動を容易にするゆえんでもある、かように考えるわけでございます。

○阿部(助)委員 苦痛を与えておるから、実地訓練でとおっしゃるのだけれども、実際、私はこのあとで資料で申し上げますが、この実地訓練が、私の見るところ、長官の意図されておるところとは逆な方向で指導訓練が行なわれておるやに思われるのでして、この資料を見ましても、調査対象の店に臨む、身分証明書を持ちつかせる——あまりよく見せないのです。会計担当者を中心に仕事を停止させる。現金を出させ、帳簿を照合する。金庫をあけさせる。預金通帳を出させる。秘匿がないかどうか、机の引き出し等、従業員の私物検査を行なう。そしてこれをやるたびに、相手はこわいから黙っておると、これは黙示の承諾だ、こういうことになる。納税者が拒否すれば、拒否犯という罪名があるというところをおっしゃる。そうすると、これは私物まで見なければならぬというところになるわけでは

一つ具体的な事例をあげますと、これは四十四年の四月二十八日、東京都台東区の清川というところ、真下という人のところへ浅草税務署から、名前は特に言いませんが、行った事件であります。十時ごろ突然事前調査といって臨店。調査官何々は、調査の目的について納税者に何らの説明もせず、机の引き出しを開きかけて書類を取り出して調査した、こういうのです。二番目に

は、納税者は決算のため書類が税理士のところへ行っていて見当がつかない状態だったにもかかわらず、強制的に、売り上げ漏れがあり、仕入れ漏れがあり、等々と調査官何々が下書きをして、そして納税者に提示してそれを書かせて判を押させた、こういうことなんです。そしてさらに、まああまり詳しく読むのもあれですが、奥さんがハンドバッグを持って二階へ上がろうとしたら、階段のところまで追っかけて行って、これは私物だといふのかから強引にとられ、ハンドバッグを開き、中のものを出して調べた。そして四番目には銀行の調査等を行なった。結局これは抗議を申し込まれてその上司がおおびをしておるといふことで落ちついたようでありましたけれども、こういうことが実際に——これはもつとあけると言われればあけますが、たとえばこういうことがやられたのでは、納税者は全く、何といひますか、警察よりもこわいといふのは当然のことになるのじゃないか。そういう点で、長官、苦痛を与えておるから、いろいろ実地訓練やなんかでこれを改善していきたい、こうおっしゃったのだらうが、その改善のあれを長官からもう少し、ほんとに納税者に対して民主的な納税という点で私もう少しお伺いしたい、できることならば——こういう調査は警察のガサですすよね。警察はやっぱりガサをするときには令状を持っていくのです。これは令状が要らない。こういう点で、こういう現況調査はやるべきだ、こう思いますが、まあ吉園長官みたくにこにこして紳士であれば別でしうけれども、なかなかそうはいかないということ、私は、こういう事件をたびたび起こすよ

うなことでは現況調査はやるべきだということ、長官、はつきりおっしゃるほうが正しいと思うのですが、いかがですか。

○吉園(二)政府委員 角をためて牛を殺してはいけないうわけでございます、やり方が悪いから現況調査をやめるといふわけにはまいりません。正しいやり方を、ことにたゞいま御指摘のございまして、ように、警察は犯罪捜査をやっているわけでございます。税務署の調査は、本来憲法に基づく基本的な義務である納税義務、したがってまた、その納税義務に基づく所得計算の基礎資料の全部を整備し、これらを基礎にして行なうものでございします。したがって、犯罪捜査ではないので受け取り方もおのずから違ふと思ひます。ただ、こちらの態度が犯罪捜査に類すると思はれるようなやり方、これは改めなくちゃいかぬ、かように私は思ひます。もちろん調査の目的と申すのは、先ほど申し上げましたとおり、帳簿と実態とが符合してあるかどうか、そしてその帳簿自体が信頼性があるかどうかといふことを確認するところにあるわけでございますから、そのことを明らかにして、また身分等を明らかにする、これも当然の第一歩でございます。さような点はまだ不十分であれば、さらに徹底して納税者の不安を除くといふことを考えなきゃならぬ。これは私も実は何回も改善について努力をいたしておるところでございます。現況調査そのものをやめるといふことはなく、現況調査をより納税者の理解しやすい正しいやり方に改善をはかっていく——もちろん全部がいまそういうことをやっているとはいへないの、ございしますが、中には未熟でそういうことがあり得るということも私は否定をいたしません。ただ、税務職員が、御承知のとおり、いま東京局などにおきましては若年層が非常に多い。非常に努力し、もうほめてやっていただきたいくらい働いておられますけれども、単に先ばしした正義感だけでやる技術がこれに伴わない。伴わないために無理をしてさような非難を受ける事例も私も知っております。本人たちも純真な公務員

としての、また全体の国民のためにできるだけ正しい申告を確保しようという努力、これを生かしながら、同時に、納税者の立場を理解し、納税者の立場に立ってお互いに共同して正しい申告をするという方向にやっていくというように、今後私たちの一番大きな努力はこの点に注がれるべきだと考えます。

○阿部(助)委員 長官、いま角をためて牛を殺すようなことがあつてはならない、憲法に規定された納税義務云々とおっしゃるけれども、これは政務次官、どうですかね。私はこの問題はむしろ憲法で保障された基本的人権の問題にかかると思ふ。そういう点で、このように——長官は何回も改善したとおっしゃるけれども、改善してなおこれなのです。あとでまだ私資料を出しますけれども、実際は改善じゃなしに、逆行しておるのじゃないかと私は思はれる節が多々あるのでございまして、こういう憲法上の問題ですね、これはむしろ一番根本的な憲法上の問題だと思ふのです。が、次官はこういうことが行なわれることがやむを得ないといふふうにお考えになるのですか、どうですか。

また、いま長官のお話では何回も改善に努力したと、こうおっしゃるけれども、それならばどういふ形で——抽象的な、訓練によつてとかいふいふおっしゃるけれども、これは通達とか何か具体的なものがなければ、基本的人権はこういう形の中で侵されてくる。それは同時に、日本の民主主義の破壊になるのじゃないかという点で私は不安を持つのでして、そういう点でこれは重大な政治問題だ、こう私は考えるので、政務次官からひとつお伺いしたいと思ひます。

○中川政府委員 阿部委員の御指摘になつておられます点は、私も全くそのとおりで、そういう基本的人権を侵すような調査のやり方というものはあつてはならないといふふうに思ひます。思ひますが、だからといって調査といふものがやらないと、ただいま吉園長官答弁いたしておりますよ

うに、身分を明らかにしない、あるいは調査の目的を言わない、そして引き出しをあげるというようなやり方は、これは厳に慎まなければならぬところでありまして、従来も通達その他、あるいは会議等を通じて指導しておるようでありまして、今後においてもそういったやり方についてはさらに一そう、もう絶滅をしようという方向で努力をしまし、納税者の不安を除く方向に持っていきたいものだと思つておられます。特に阿部委員の御指摘になつておる点は、われわれほんとうに反省しなければならぬというふうに思つておる次第であります。

○阿部(助)委員 いま私が申し上げたようなことは絶対あつてはならないと、こう政務次官おっしゃつておるのですが、そのあとが悪い。しかし調査のためには云々とおっしゃるのは、私はそれは次元が違ふのじゃないか、こう言つておるのです。私は憲法の民主主義を守る、このことがとにかく最大の問題だといふふうに考へておるのであつて、それを、だけれども調査のためにはやむを得ないなんぞ言はれたものでは、日本の民主主義は、だんだんだんだんそういう中から憲法が揺りくずされて欠けていくのじゃないか、私はそこに心配があるわけですから、そこをはつきりして、それををはつきりしてもらへば、また次の解決策は出てくると思つて、私は前段のほうにはまことに敬意を表するのですが、後段の、だけれども調査は必要だとおっしゃる点は、そんな調査をしなかつた調査のしかたはあるのじゃないかというところのことで、憲法の基本的人権というものは私は何ものにもかへがたい重大な問題だと思つておるであつて、このような調査はすべきではないというふうに考へるのですが、もう一度明快に、簡単に明瞭に政務次官の御答弁をお願いしたい。

○中川政府委員 憲法にいう基本的人権が侵されるということとは、これはもう絶対あつてはならぬことである。これはもう阿部委員が指摘されるまでもなく、十分に考へなければならぬ、何よりも大事なことであることは当然であります。た

だ、調査で基本的人権を侵されるようなことがあつた場合は、これはまた許されないと考へて、基本的人権を侵されない範囲の公正妥當な調査は、これを残さなければいかぬし、やつていかなければ、公平な税の徴収ということではできないのじゃないか。調査も必要であり、また基本的人権を守るということも厳然として実行された形で調査をこれからやつていくべきだ、このように申しておるつもりでございます。

○阿部(助)委員 いまおっしゃる通りに、こういう基本的人権を侵すようなことは絶対にあつてはならないという政務次官のお話であります。そうすると、これをいま簡単に、いままでやつてきた、そして何回も改善したけれども依然としてそういう問題が起きておる、そしてまた、後ほど述べますような指令、通達みたいなものがあると、いふことになる、もっと具体的に長官のほうからお知恵を出して、具体的な何らかの指示をされないと、依然として人権問題が起きてくる。憲法のいろいろな規定もあるけれども、基本的人権の確保という問題がほんとうは生命線だと思つておる。そういう点で、私はいまのような形で御答弁だけでは安心ができない。長官から具体策をひとつ御明示願ひたい。

○吉國(二)政府委員 もとより基本的人権といふものは最も大事なものである、これはもう言うまでもないことでございます。同時に、憲法において義務を規定しているものは納税義務だけでございます。いわば、この国が成立し国民が榮えていくためには、納税義務を果たすという納税者の努力がなければ、これは不可能です。納税義務を憲法が特にうたつたというところは、そこに大きな意味があると思つておる。したがひまして、納税義務者も、また同時に、この義務を果たすための準備、帳簿の整備、調査を受ける態度というものが同時に確保されなければ、基本的人権すら確保されない状態が現出するかもしれない。そういう意味におきまして、私どもは基本的人権を侵すようなことはあくまでも行ないませんが、しかし納税

者が正しい申告をする、それに対して正しくない申告が行なわれておるといふ状態を目前に置いた場合に、調査をしないといふことはできない。その調査があくまでも憲法の全体の趣旨に即するように行なわれるべきことは、言うまでもないところでございます。

具体策としては、もちろん私もいたしまして、現況調査の実際のやり方、これについては今後とも本庁を通じ、局、署段階まで徹底をするように手段を講じていく覚悟でございますが、この調査自体の意味といふものは、あくまでもはつきりいたしておきたいと思つておる次第でございます。

○阿部(助)委員 私、非常に不満なんです、これを署の末端まではつきりさせるというのはいふことではつきりさせるのか、はつきりさせた指令の内容はわれわれにも報告をしてくれますか。

○吉國(二)政府委員 具体的な形でやつていく場合に、御承知のとおり調査の方法、執行のやり方といふようなものは、国税局長会議、直税部長会議、その他において本庁において指導いたしました。それがさらに各国税局においては所得税課長会議あるいは法人税課長会議といふものを通じて各段階に徹底されていくわけでございます。その指示いたしました事項等については、いずれ答弁で明らかに申し上げたい、かように考へております。

○阿部(助)委員 念を押してこの問題を終わりたと思ひますけれども、とにかく警察でもガサをやるときには捜査令状といふものを持つて、それから臨むのでありますが、所得税の場合でもこのような調査が行なわれておる。そして吉國長官のお話によると、調査が大事であるといふけれども、こういう調査でなければはかの調査がないというわけではない。知恵のある長官でありまして、からもつと知恵を出して、こういうガサをやるような調査はやめる。ほんとうをいふと、これは憲法問題だから、政務次官もおられるけれども、大臣が総理大臣にぜひとも聞いてもらつて御答弁

をお願いしたい、こう私は思つておりますけれども、どうもいまの御答弁では安心がいかないわけですから。それは何も納税者の立場とか、どうのこうのといふ問題よりも、税金を納める納めなないといふ問題よりも、極端にいへば基本的人権がこれに侵されてくる、日本の民主主義がこれにくずされてくる、税務署からくずされてくるということになつたらたいへんな問題であらうということ、私はこの問題に非常に固執をするわけです。そういう点で、長官はこのような現況調査はやめて、別な形で調査を考へるべきだ、こういうことを私は主張するのでありますが、もう一度最後に御答弁願ひます。

○吉國(二)政府委員 いまおっしゃいましたような、このような現況調査といふものは、私もやめるべきだと思つておる。つまり、人権を無視するようなものでもあつたといふれば、それは当然やめなければならぬ。現況調査といふものの性質は、先ほど申上げておりましたように、国民として、納税義務として開示すべき帳簿、それと実態との整合といふことを明らかにするわけでありまして、この検査権の規定にいたしまして、あれはもつぱら憲法の納税義務に由来し、納税義務者はほかの犯罪捜査に協力するのとは別な立場で帳簿、記録その他を明らかにすることが義務として課されておるといふ意味で御解釈願ひたい。罰則を適用するなんという気持ちは、私どももさらさらない。あくまでも納税義務を確立するためにはその基礎帳簿は開示すべきものだといふ、国民的な義務を規定したものだと思つて願ひたいのであります。したがつて、その信憑性を確かめる、それを人権を無視したようなことでやることはあくまでも避けなければならぬ、これが、この調査自体を改善し、さうな心配のない、つばな調査にするという努力は、もちろん今後とも続けてまいりたいと思ひますし、また先般堀委員がおっしゃいましたように、今後資料提出等に全面的に協力する風習と申しますか慣習ができれば、確かに新しい調査体系といふものが出

てくると思います。これはやはり全体の進歩というものと合わせて調査自体も進歩していく、原始的な調査だけですべてが解決する問題ではない、その点は御指摘のとおりだと思ひますが、そのためにはあらゆる条件——現在資料提出に對してもなかなか容易に應じてくれないという実情、それらを改善することも同時に考えていく。それに應じた調査体系というものをつくる。いずれにいたしましても、私どもは、税務署が調査というものをやるのは本質的には正しい申告が行なわれることを担保するため、それ以外の何ものでもないわけでございます。その点ははっきり申し上げておきたいと思ひます。もちろん調査方法については常に改善を意圖してまいりたいと思ひます。

○阿部(助)委員 その努力をできるだけ早く、ほんとうはこの通則法の上がる前にひとつお示しを願ひたいのであります。

次に、いま確定申告が行なわれる段階で非常に忙しい、こういうときだと思ひますのでお伺ひするのであります。今年、東京国税局では——おそらくほかもそうだろうと思ひますが、例年になく事前調査に重点を置いて、いろいろ伺ひしてあるのであります。そうですか。

○佐藤(助)委員 事前調査と申しますのは、現在私も調査のやり方の中で、確定申告期前のものとその後のものとに分けて、前のものを事前調査と称しておるわけでございますが、これはやはり帳簿の備えつけ、それから記録等がよくなされておられます。……(阿部(助)委員)「私の質問に簡単に答えてくれればいい」と呼ぶ。最近の調査のやり方として、特別に東京だけがやっておるというふうな事情はないと思ひます。

○阿部(助)委員 私のお伺ひしたのは、ことしは事前調査に特に重点を置いておるそうだが、そういうことはあるのかないのか、こうお伺ひしておるだけなんです。

○佐藤(助)委員 東京国税局につきまして、例年よりは事前調査の数がふえておる点はあるかと思ひ

います。

○阿部(助)委員 それで、事前調査をやつて、納税者に來てもらつて納税相談をするわけですね。そこで、税務署の見る調査額と申告額が相違した場合、これは税務署の見解で一方的に押しつけておるのかどうか。話し合ひだとおしやるだろうけれども、ほんとうにこれは押しつけはしませんか。

○吉國(二)政府委員 税務相談は、もちろん納税者の申告内容というものを一応税務署と相談をし、そこで妥当であるかどうかということを見てもらうというところが主眼であると思ひます。そういう意味では、御承知のとおり、ここで税法をきめていただきますけれども、非常にむずかしい税法でございますので、なかなか納税者ははつきりわからない点もございまして。そういう意味では、私もやはり忙しい思いをしてもできるだけ多くの納税者と相談をしたほうがいい。その際、先ほど直税部長が申しましたような方々、営業しておられる、しかし帳簿等が十分でないという方には、調査をして、大体これくらいの収入ではなからうかという目安をもつてお話をするといいことも事実でございます。その場合に、どうしてもそうではない、自分の帳簿はそんなにないからおねというのであれば、それを無理に押しつけるということとは絶対にやっております。ただ、話し合ひをして、相手方が、なるほどそうであった、自分のほう落ちておつたと認められて税務署と意見が一致する場合も相当あることも事実でございます。そういうことでお互ひに話し合ひで正しい申告をやつていく。ただその場合に、どうしても明らかに違ふというものは事後で実地調査をするということも起こりますけれども、原則としては納税者の最後の判断が申告書に反映すべきものというところはあります。

○阿部(助)委員 長官、そうおっしゃるけれども、実際はちよつと違ふんじゃないですか。ちよつとじゃない、だいたい違ふんじゃないですか。これは東京国税局長が一月二十一日税務署長

に出した「所臨十三号」「四十四年分の所得税の納税相談にあつたての留意事項」、こういうことなんです。この中へ出ておられますのを見ますと、ここで長官がおっしゃるようなそんなことやらかなものではないに、だいたいぶきびしい。この間に、調査なんというのは半日だとかあるいは一日に六軒も歩くような調査をしておつて、それでおかつ、これを見ますと相当に押しつけと思はれるような指示をしておられるわけですね。この十三号というものを長官御存じですか。これがわからなかつた話にならないのですか。……

○吉國(二)政府委員 各国税局は国税庁の指示に基づいて具体的にいろいろこまかい指示を出してあります。私その十三号というのを見ておりませんが、おそらく私が申し上げたようなことを書いておると信じておるわけでございます。

なお、先ほど理事会でお話ございましたが、ちよつと悪い時期に税務署を視察していただくことになっておりますので、ひとつ現況調査をやつていただきます。……

○阿部(助)委員 いろいろあるのですがね。じゃ一つ読んでお聞かせします。「納税者の申し立て及び提示した関係書類により調査に誤りがあることが判明した場合は次に掲げる措置をする。」こうなつておるのです。……「誤りであることが容易に判別できるものについては、直ちに上席調査官等の指示を受けて当該調査額を補正する。」これはいいです。その次に「この場合でも安易に納税者の主張に妥協するような補正は絶対に行なわない」という留意事項。……「その場合でも安易に妥協するような補正は絶対に行なわない」という留意事項。……「その場合でも安易に妥協するような補正は絶対に行なわない」という留意事項。……

か。

○吉國(二)政府委員 そのことは自体全体の関連で御判断をいただくべき問題だと思ひますけれども、調査そのものが万全でないといふときに、それを修正する、全く間違つておつたときには全部直す、一応不十分な点があつた場合にはそこで十分に話し合ひする、翻訳をして私が申し上げるというふうな意味なんではないかと思ひますが、官庁用語というのはどうかたくなつておられますので、意味は同じだと思ひます。

○阿部(助)委員 いや誤解してもらつては困るんです。もう一ぺんゆっくり読みますからね。「誤りであることが容易に判別できるものについて」は、「こういうことですからね。誤りが両方で簡単にわかるんです。それでも、「この場合でも安易に納税者の主張に妥協するような補正は絶対に行なわない」という留意事項。」こうなつておるのですからね。官庁用語だからかたくなるとかやわからなくなるとかといふものじゃないんじゃないですかね。これは、これはどういふことですかね。

○吉國(二)政府委員 たいへん恐縮でございますが、ちよつと現物を……。……

○阿部(助)委員 書類を示す。

○吉國(二)政府委員 いまお読みいただいたとおりであると思ひます。「誤りであることが容易に判別できるものについては、直ちに上席調査官等の指示を受けて当該調査額を補正する。」この場合でも安易に納税者の主張に妥協するような補正は絶対に行なわないという留意事項。……「その場合でも安易に妥協するような補正は絶対に行なわない」という留意事項。……「その場合でも安易に妥協するような補正は絶対に行なわない」という留意事項。……

○阿部(助)委員 これはあなたの部下である東京国税局長の谷川さんが出されたんですから、えら

いほうのあなたのほうからこれは訂正させるとい

うことが正しいんじゃないですか。それをおやりになりませんか。

○吉國(二)政府委員 このことが足りないと思うのは、私は事実だと思います。もう少し徹底して話をすべきじゃなかったか。つまり、いまこで言っておるのでございますが、納税者には雇い人がないという前提で調査をした。ところが、雇い人がありました。なるほど、それは確かにあった。その場合に、雇い人その他の金額については、そこでよく話し合いをしてやれよという意味だと思ふのでございますが、その点、よく徹底するように、こちらからも読み方等について注意をするように申したいと思います。

○阿部(助)委員 長官のいまの御答弁では、どうも納得していないみたいですがね。日本語はやはりもっと明確にするのと、これを受けて——あなたが読めば、いかようにもこれはえらいほうで解釈するかも知れぬ。しかし、問題は、局長から出て署長へこれがいくわけですよ。そうしたら、その部下である署長や署員が、一体これをどう読むか。読み方が足りないという形で判断をされるというふうにお考えになるんですか。私は、常識ある吉國長官が、そんなような解釈をされるとはちょっと心外だし、そんなようなことでここで日本語の解釈をいろいろとされるのでは、もう国会の審議なんというものは意味なさないんじゃないかとさえ思ふわけでは、私は、ここは明確に——だれだつて間違ひはある。だけれども、間違ひを直すということは、これは決して恥ずかしいことじゃないと私は思ふ。私は、むしろ、ほんとうは言いたいのは、この文章にあらわれた精神が気に食わないということなんです。だけれども、そこまで言うのはこれは別にして、私はこれを指摘しておるわけでありまして、それをこじつけられれば、私もいろいろと言わなければいかぬことになってしまう。そういう点で、もう一度、吉國長官の明確な御答弁をお願いしたい。

○吉國(二)政府委員 その趣旨が、いわゆる妥協課税的なやり方になるなということを言っておる、その注意のしかたに誤解を生ずるおそれがあるという御指摘でございますが、そういう意味では、はっきりと、そういう趣旨があらやまないように補足させるということにいたしたいと思ひます。

○阿部(助)委員 いや、補正というよりは、これは補正をするとか——まあ税務署のほうで、国税庁長官以下そういうふうな態度であれば、税金を、まあガサといわれてもやむを得ないような調査をする。そうして、こういう態度で臨まれば、まさに納税者は犯罪人扱いだということになるんじゃないかというさっきの問題がからまつてくるわけでは……

もう一つあれをいたしますと、その次がまたいへんに気に食わないわけでありまして。「納税相談の際に調査額を補正すること」が妥当でないと思へられるものについては、事後において見直し調査を行なつた上で見直し調査額により修正申告の懲罰を行なう。それで、注がついていいます。この注が「補正額(補正後の調査額を含む)」によつて申告に及びない者については確定申告期限後のできるだけ早い時期において更正又は決定の処分を行なうことに留意する。こうなつておる。これは完全な押しつけじゃないですか。どうです。

○吉國(二)政府委員 先ほど私が申し上げましたように、税務署の調査自体と差がある場合、税務署が間違つておる場合ももちろんございまして、同時に、税務署としても、客観的に見て、これはどうしても申告と一致ができないというものは残しておきまして、その後、事後に調査をいたしまして、必要があれば更正を行なう。その事前と事後の調査の分かれ目というのが、申告が出た後に、その申告が妥当であるかどうか、前の調査をさらに確かめた上で更正をするというのがこれは筋道だと思ひます。通達というものは修飾なしに書いてございまして、非常にきつくお感じになるかも知れませんが、筋道は、私が先ほど申し上げたことだと思ひます。

○阿部(助)委員 いや、われわれがきつく感ずるのですから、ましてや納税者の人たちがもつときつく感ずるのとは当然なんであつて、この要領で上からぎゅうぎゅう税務署員を締めつけていったら、この締めつけられた税務署員がまた納税者に対して、もっと強くやつてくるのは当然なんであつて、このあれからいつても、できるだけ早い時期に更正または決定の処分を行なひな、文句あるなら言つてこい、こういうことなんですよ。文句あるなら言つてこい、とにもかくにも更正決定でやつてしまへ、こういうことなんですか。これはとにかくもういいか悪いかなんという判断じゃない通達だと私は思ふのです。

○吉國(二)政府委員 そこにございまして、調査をあとでして補正をして、その際には修正申告の懲罰をしてみる。しかし、修正申告には応じない。そうすれば、税務署の調査と違ふわけでありまして、これは更正せざるを得ない。私はその点特に申し上げておきたいのでございまして、税務署は、その更正をする前には、調査額を補正するというのは実地調査をやり、そうして調査額を補正するわけでございますので、本来、調査によつて更正決定を行なうというのは、正しい税額である限り、これは当然の義務でございまして、それをやらなないわけにはまいりません。ただその場合にも、修正申告を一本懲罰して見る。税務署の調査額が正しいという信念があれば、これは更正すべきものであるという信念があれば、これは更正するわけでありまして、修正申告期だけで、あとほうりつぱなしにしてしまふということでは、全体の納税者の公平がはかれないということをお留意なされることである、かように考へておるわけでございます。

○阿部(助)委員 長官がそう聞き直れば、私のほうもこれは少しはだわらざるを得なくなつちゃうんです。一番当初に長官は、押しつけはしないんだということをおっしゃつたけれども、前の項、この項を見ても、押しつけじゃないですか。

調査は調査で、されるのはいいだろう。それでまた、自主申告という原則、申告納税という原則まで踏みこむやり方は、私はやはり改めるべきだ。これがとにかく税の民主化の一番基本だと私は思ふのです。その点で、いまのような長官のこじつけでいけば、谷川局長が出されたものが、まあことばがちょっと足らなかつたとかあれだということのこまかしになつてしまふのであつて、基本的なものをもう少し親切に考えないと、私は、日本の税制から基本人権が侵される、民主主義は侵されてくるということになりはせぬかという心配をするから申し上げるのです。私は、どうも長官、そう聞き直されれば、この問題を、もう少し材料があるから出して論議しなければいかぬことになるのですがね。先に進みたいのですがね。

○吉國(二)政府委員 いや、私、決して押しつけということをおっしゃるわけではないのでございまして、その申告段階の相談というものは、それはむしろ、相手方がその間に話がつかぬというものは、あとで調査をやり直してつめて補正をしてみる。そうして時期が過ぎてしまつておるから、修正申告の懲罰はして見る。その上で更正をするということをおっしゃるのでもございまして、所得税で御承知のとおり更正件数が非常に少ない。法人税が二十万件あるのに対して所得税が八万件程度であるというこの前提には、申告懲罰ということでは申告段階で片づくもの、さらに、その後の修正申告で片づくものが多いために、更正の件数が減つておるわけでありまして、これは、法人と所得のやり方の違い。法人は一応みな帳簿を持ち、税法も知つておるであらう。したがつて、間違つておれば更正をするという態度がとられておるけれども、所得税についてはできるだけ申告、さらに修正申告、そうしてどうしてもというときに更正する、こういう三段がまえをとつておることを、通達を離れまして、私として申し上げておきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 この通達は、あなたのほうはえ

は最後に審判所が第三者の立場ではっきりと見直す。今後、第三者の立場の審判所がもし誤りを見つけたということになれば困るという気持ちから、より一そう慎重な異議が行なわれることを私は期待をしておるわけでございます。

○阿部(助)委員 吉國さんのように神さまみたいな人だと思ふことにならぬかもしれませぬ。だけれども、私はそうではないのじやないかと思ふ。やはり署でこれを決定した、それに不服を申し入れること自体がたいへんな勇気の要ることだと思ふのです。だけれども、だれが見てもだいたいようぶだ、明らかに税務署のほうの間違ひだということまで勇をふるって行く、だから何ほか直さなければいかぬというのがあるものであって、恩情あふる気持ちで署員がこれを直す、署長が直すなどということは私は考えられない。そういう点で、片方である意味ではぶんぐつておいて、またそれを救済するということなど自体私はナンセンスだと思ふのだが、それならそれで救済の保障があるのだということを法律が政令ではっきりと私は示してもらわなければ困ると思ふのです。私はいまの通則法のあれでは何としても納得ができない。

○細見政府委員 御質問の趣旨、必ずしもよくわからないのでありますが、今回提案いたしております国税通則法は、いずれにいたしましても納税者の真実の所得が何であるかということについて、白色申告の場合でありますれば異議申し立てを経、青色申告の場合であれば直接審判所において、真実の所得が何であるか、真実の所得を発見することが即納税者の権利を擁護することになるというたてまえでやっておりますので、この法律の精神全体がその意味におきましては阿部先生の御趣旨に沿つておるのではないかと考えておるわけでございます。

○阿部(助)委員 私はどうもそうはとれないわけですね。先ほど来申しておるように、これが救済のためだ、こうおっしゃるけれども、同じ税務署でまたそれをやるなんということはどうも意味を

なさない。大体不服の申し立てというものは、同じ税務署じゃなしに別のところならまだそれでもいいけれども、決定したそこへまたお願いに行くなんというのはどうも筋が通らない。それはみんな神さまみたいな人ばかりおるならいいですよ。ところがそうでないから、私が一例をあげたさっきのような問題が起きておるわけでしょう。そういう問題が起きてないというなら別ですけれども、そういう問題が所々に起きておる。そういうところへまた助けてくださいと言つてお願いに行くのは筋が通らない、私はこう思ひますが、それならばそのときに、不服の申し立ての段階で税務署はまた見直し調査をすると思ふのですが、やり

ますか。

○吉國(二)政府委員 それはもちろん見直し調査をやつて修正をするわけでありまして。ただいまお話をございましたが、御承知の青色申告者につきましては、現在でも直接国税局長に異議申し立ての審査請求をする道が開かれております。税務署に行くか、それは自由になっておりますが、その自由になつていくにかかわらず、税務署にまず調べてほしいという納税者が九〇%でございまして、直接国税局に行く青色申告者は一〇%しか実績がないのでありますが、そういう意味では納税者の、近いところで手つとり早く直してもらはうがよいという御判断があるのではないかと。いま先生、税務署は総額主義であるということのようにも仰せられましたが、私は必ずしもそうでないと思ふのであります。税務署にもひとつ性善説を適用していただきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 そのときいろいろまた調査をするのは、どういふ法律でやるのですか、法的根拠は。

○吉國(二)政府委員 税務署は、異議申し立てがあれば調査の上において決定をするということに制度上なつておりますので、再調査をいたすわけでございます。

○阿部(助)委員 それは条文はどこにあるのですか。

○細見政府委員 所得税法の二百三十四条、つまり異議の出ておりますのが所得税の税額でござい

ますから、所得税の税額調査のために所得税法によつて再調査する、こういうわけでございます。

○阿部(助)委員 これはこの前もずいぶん論議したところですが、そのときには納税者が問題にしておる争点だけをやるわけですか、それとも全部をまた見直し調査をするわけですか。

○細見政府委員 おそらく白色申告者の場合でございまして、いろいろ事実について必ずしも正確な記載がない。したがつて、ある事実があつたか

なかつたか、あるいは総合的にその方の取引の全貌でどういふものであつたかどうかというように、これを、やはり総合的に全貌をとらまえるということ、やほり総括的に全貌をとらまえるということ、やほり総括的に全貌をとらまえるということ、これは何といひますか、理屈の上でそういうふう

に考えられるわけでございます。

○阿部(助)委員 そうすると、不服の申し立てをしたという理由に、今度はさらに罰則を伴つてまたそれ以上、前よりもひどい調査をされるという危険がある。そうすると全くこれはばかばかしくなつてしまふということになりはせぬですか。

○吉國(二)政府委員 異議申し立てにつきましての調査は、もちろんたてまえは再調査ということ

でございますから所得全体を調査すること、ことに事実問題の場合は争点というのには非常に限られてしまつて、争点をあげることがむづかしい、所得全体が幾らであるという争いになりかねないということが多いものでございまして、その調査をいたしますけれども、原則としては納税者の主張が正しいか、当署の決定が正しいかという観点からやつておりました。そういう意味では、やはりいまの制度では、異議申し立てに対しては却下か棄却か一部取り消しか全部取り消しという処分になりますので、わざわざその納税者のよけいな所得があるかどうかまで調べるといふやり方は、税務署の手数から申しましてやるべきでないと思ひ

ます。

○阿部(助)委員 私は、不服の申し立てというものはあまり賛成できないのですが、百歩譲つてそれをやるとしても、一般税法に基づく検査でなくして、これは拒否すれば納税者自体に多少不利になるかもしれないけれども、やつてもらわぬでもいいというところになればそれでいいじやないかという気がするわけですが、調査の範囲はいま長官がおっしゃつたように、これははつきりと限定すべきだといふふうに私考するのですが、いかがですか。

○吉國(二)政府委員 私は実行上はそうすべきだと思つております。ただ、先般来申し上げておる

がございまして、総額主義といふことをいつておりますけれども、実際は先生のおっしゃつておる

とのないように、これは救済措置なんだから、ひとつその点をはっきりしておいていただきたい。これはもうぜひとも、それを下に周知徹底するような通達等で私、出していただきたいということを重ねて確認していただきたいと思うのであります。

○吉國(二)政府委員 先ほど来申し上げておりますような趣旨、異議申し立ての処理の趣旨というもの、今後はこの審判所ができたのを機会に明らかにしていきたいということをはっきり申し上げておきます。

○阿部(助)委員 この前、法案は衆議院を通過して参議院では流れたわけでありましたが、そのときの附帯決議で、いろいろと決議事項であるわけですね。第一では検討、努力するというようなことをいっておる。二番目には、たしか出訴と不服の申し立ての選択を納税者の自主的判断にまかすことが納税者の権利救済に一つ近づくんではないかというのをいっているわけですが、十分御検討をなすつたかどうか、こう思うのですが、そういう方向でまいりますか。

○細見政府委員 将来の方向につきましては、より納税者の権利が保護されるような形に持つていく、よい慣行を互いにつくりながら、そういう新しい制度を生み出していく努力は続けてまいらなければなりません。その一歩前の現状よりは一歩前進した。この不服審判所そのものがまだ成立いたしておりませんので、まずこれができて、そこでよい慣行ができて、さらに一歩進むというふうないたすのが順序ではないかというふうに考えております。

○阿部(助)委員 与野党一致の希望でありますので、これはぜひとも早急に検討をし、その方向で進むべきだと、こう思うのであります。

次に、協議団の歴史というのを見ると、初めは実にいいことをおっしゃっておるんですね。まあ同じ穴のムジナ、こういわれたことは皆さんも耳にし、御承知になっているだろうと思いますが、いかがですか。

○吉國(二)政府委員 同じ穴のムジナ論というのは確かにございます。ところが、この内容が同じ穴のムジナであるのか、かつこうが同じ穴のムジナであるのか、その点はちよつとはっきりいたしません。そういう論があったことはよく承知しております。

○阿部(助)委員 同じ穴のムジナというようになったのは、当初からそういう議論があったことはあったのですが、いまの協議団を審判所に変えなければいかぬというほど、これが何か零落してしまつたというか、何か変えざるを得ないところになった。この責任は一体どこにあるのですかな。

○吉國(二)政府委員 私は、協議団というもののものが、一般の行政不服制度から見れば一歩前進していったことだと思ふのです。つまり、一つの系統に調査をゆだねてやるという点で、私はやはりそれだけの評価は受けていいと思うのでございますが、ただ最後の決断をするときに国税局長の裁決になる、そこがどうも割り切れないという皆さんのお考えがだんだんと具体化してきたのではない。そういう意味では、それに代るべくこれを直すということにいたしましたわけでございます。そういう意味では、協議団の運営が悪くてこういふふうな直さなくちゃならぬといったよりは、先ほど主税局長が申しましたように、一つの制度ができて、それを運用しているうちにより高次のよい制度に移り得るということを示していると思ふ。協議団がなかつたら一足飛びにこの不服審判所をつくられたかどうか、実際にこれは私非常に疑問だと思ふ。そういう意味では、この不服審判所ができて、さらに数年後あるいは十年後にはよりすぐれた制度に発展し得る可能性もある、かように考えます。

○阿部(助)委員 そうすると、協議団でもいいのだけれども、さらによくしたいという、こういうお話であります。実は協議団自体も当初の御意図とは非常に違った方向にきたのではない。私、具体的にあとで申し上げますけれども、しか

し、当初には、二十五年五月二十七日には当時の大蔵主税局調査課長、忠佐市さん、この人はいいいことをおっしゃっているんですね。法令の解釈については他人の干渉を受けないとか、独自の立場で判断せよ、上司の命令は別だけれども、できるだけそうしろとか、身分については一般職と同じだけれども、裁判官に対すると同じような配慮が必要であるというふうなことでおっしゃっておつたのだけれども、だんだんそれがひん曲がつてきたという狂つてきた。さらに六月にはもっと具体的に、協議団は三人の合議のもとでその過半数で決する、こういうふうなことを言っておる。だけれども、この三人の合議制というものは今日まで守られてきたのですか。

○吉國(二)政府委員 これは、三人の協議で決するということとは協議団令で明らかにしておりました。いま御指摘のように最初の考え方と変わつてきたという点がございまして、むしろ法制的には、従来協議団の議を経て国税局長は裁決するといつておりましたものを、協議団の議に基づいてというふうな直して、協議団の独立性を少しづつ高めたことは事実なんではございません。

それから内容的にも、いわゆる主税局との協議をするについては一定額以上の大きなものだけにとどめて、その他は主税局との協議なしに直ちに裁決に持つていくという運用もいたしまして、それなりの努力はいたしたのでございまして、けれども、やはり制度としての前進のほうがよりよいという結論で、思い切つてこの制度に切りかえようということをやったわけでございます。私は、協議団そのものが最初の意図と違つて非常に運用が悪くなつてきたと必ずしも考えないのでございまして、最初から理想を掲げたほどのものではなかつたことも事実だつたと思ふのでござい

ます。○阿部(助)委員 どうもその辺になるとだいぶ認識に相違があるやうですね。皆さんのほうは先ほど来、私、御答弁をあれしても、確かに国会答弁というのとは何かとかなりまづ抜ければよいとい

いうことなんでしょうけれども、それではほんとうのあれにならぬじゃないか。いまの協議団がそれほど進んだ、また当初に意図したほどうまく機能が発揮しておるとは、私ちよつと思えない。国税庁長官の方針として、四十年に、国税庁の年報八ページ、これによると、主税局も参加して協議するといふふうなことになるつてしまつた。そうですね。

○吉國(二)政府委員 私実は当時なかったものでよくわかりませんが、いま聞きますと、主税局審理のことを書いていふようございまして、つまり、先ほど申しましたように、いまの協議団でございまして裁決の権能は国税局長にございまして。国税局長が単独で判断できませんので、その場合の補佐をするのが主税局、したがつて、主税局がその審理をして局長に御意見を申し上げる。そうすると、局長はどつちが正しいかなと思つて——大部分は協議団が正しいとするのではございましてけれども、たまにまちよつと待たつたところのが出る可能性もある。その可能性を断ち切つてしまわないと、どうも同じ穴のムジナ論は解消しないといふことで、今度は裁決権を審判所へ移してしまひまして、国税局長は裁決権がなくなつたので、その点は御指摘のように、協議団がほんとうの最初の理想のとおり動かなかつた一つのポイントではあつたと思ひます。

○阿部(助)委員 審判所の話は、いままだちよつと早いのです。課税権者との協議団の人たちが一緒に合議する、裁判官と検事が一緒に合議して判決を出すというふうなものでして、これじゃとにかく権利救済が何だかというところにはならぬ。どうも皆さんのほうからこれをくずしたんじやないか。三人合議制というのとはほんとうは守られていない。皆さんが、守られておる所で突っぱるなら、私は参考人を、協議官と呼んでお伺いしてもよろしい。私は、この三人の合議制というものをくずしたのは国税局当局じやないかと思ふ。そこになおさら同じ穴のムジナ論とか、

あるいは協議団がある意味でだらしがなくなつた、こういうふうにもいわれる大きな原因がある、私は受け取るのですが、それをそうではないのだ、守られておるとおっしゃるならば、私は委員長に要求して参考人なり証人なりを呼んでお伺いしてもいいと思います。

○吉國(二)政府委員 御指摘の点は、おそらく合議のやり方が不十分であった、書面で合議をする、担当協議官が調べて書面で合議をしても、それで三人の合議が成立するという解釈をとってきたことを御指摘になっているんじゃないかと思ひます。そういう意味では、合議は合議でございすが、もっと生きた合議をやれということであらうと思ひます。

○阿部(助)委員 生きた合議と言われるが、死んだ合議というのはどうなのか私わかりませんが、協議団提議というのがございすね、これをひとつ資料としてお見せ願へば、この問題はもっと明瞭になるだらうと思ひので、お見せを願ひたいと思ひます。

こういう機構にも問題があつたし、またその権能、権限にも問題があつたところに、私はこれが破られてきた一つの原因があると思ひます。何よりも重大なのは、国税庁長官以下の、救済機構としてこれをほんとうに育てていこうという熱意の欠けが、結局こうなつたんじゃないか。私がこれを言うのは、今度の審判所が設置を見ても、また同じ運命をたどらざるを得ないのじゃないかという不安を持つからであります。発足当時の、先ほど申し上げました忠佐市さんや、いろいろの方々がこれにかけた期待、そしてその言明はまことににりつぱなものだと思ひ。だけれども、今日見る影もない、と言つたら失礼かも知れぬが、協議団になり下がつてしまつたということを考えて、これはあなたと見解の相違かも知れぬが、それだ、だけれども、事実そういうことになつてきたには、やはり皆さん自体に大きな責任があると思ひ。何も私いまここでその責任を追及しようと思ひぬけれども、問題は、これから審判所が発足し

ていくと仮定した場合に、これをほんとうに救済機構として意義あるものにしていくかどうかという、いま発足するかどうかの起点でありますので、私申し上げるのであります。この中で特に問題となるのは私はやはり人事の問題だと思ひます。そういう点で、この前広瀬委員からの御質問もありましたけれども、民間人の採用というものがやはり大きなウェイトを持つと思ひ。それでなければやはりまた同じ穴のムジナと、こゝにいわれる。一つは民間人の採用と民主的な運営、そしてこれは交流はあつたりすべきではないかと思ひ。局と税務署と行つたり来たりしておれば、やはりこれは本筋のほうにいきたくするのは当然だと思ひ。そしてまた本筋のほうからくれば、いろいろなつながりや問題があつて付属物になり下がつてしまふというの、これはまた当然のことなんです。そういうことで、民間人の採用という点と、それから人事の交流は原則としてしないというところは、これは明瞭にしていただきたいと思ひます。が、いかがですか。

○吉國(二)政府委員 いま御指摘がございましたように、運用が不十分であつて目的を達しないことになることは、これは私も厳に警戒しなければいかぬ点だと思ひます。協議団の運用がもし御指摘のような点があつたとするならば、それはやはり裁決権を国税局に留保したということに大きな原因があると思ひます。今度はこの裁決権を審判所長に与えたわけでありすが、同時に人事につきましても、できるだけ審判所長の独立性というものを明らかにするような方向を考えるべきだと思ひます。民間人の採用につきましても、広瀬委員にお答え申しましたとおり、当座直ちに多数の民間人をとり入れることは實際的に無理だと思ひますが、漸次そこで適任者を求めていくという努力を、今後十全にいたしたいと思ひます。ただ交流につきましても、前にはつきり申し上げましたように、審判官についてはできるだけ逆の交流はしたくない。ただ民間人と入れかえる過程では若干起るかも知れませんが、

審判官はやはり独立の存在であるべきだと思ひます。また審判所が付属物であるということではなない。私はむしろ審判所は課税官庁よりも高い地位にあるというようにすることでなければならぬと思ひます。この間も御説明申し上げましたが、今度の級別配置などにつきましても、地方の首席審判官は国税局長と全く同格である、各部長などよりは上の存在になるように措置をいたしてあります。このような点をその趣旨どおりに運用するよう努力いたしまして、ほんとうに客観的な審判制度を実現したいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 関連して、吉國さん、いま阿部委員が、合議制の問題がどうなつておるかというのを申し上げておつたわけでありすが、審判官、副審判官、これの官庁ベースにおける地位というもので、それとらばは関係にある給与というものでも差別がある。当初の出発にあつて民間人をとりわけにかなないかぬ、そういう事情はわれわれわかるのだけれども、合議というものを私どもは党の案の中にも非常に強く入れておきましたし、これはやはりきつめて民主的な形に、何か階級的な差別なしに、審判官、副審判官ということでなしに、むしろ同列の審判官、同格の審判官というように合議も行なわれなければ、真実の意味における合議というものは成り立たぬのではないかと、いまだに疑問を持ち、心配もあるわけなんです。一緒に相談をしようという格づけが官庁ベースですと持ち込まずに、審判官が言うことには副審判官はもう従わざるを得ないというように非常におそれる。だから、相談してやるのですよという態度にはなつておられるけれども、そういう意味で、裁判官が合議をするというように成り立たぬのに対しての立場での合議というものが成り立たぬのではないかと、将来はそういう合議制という方向をきつちり通則法の中にも書き入れ、そして副審判

官というような制度などについても、これは裁判官と同じような一つの身分、一つの資格、そういうようなものにして合議制というものは担保をしていく、そういう方向に当然いべきだらう。それで、実態的ないろいろな調査などをやる場合には審議官なり審査官というやうなことで、それはそれとして裁判所の書記機構のようなものに直して、こゝにやうな方向づけについてどう考えられるか。その点を合議制の問題点とからめながら、将来についてどういふようにこれを改善していくお考えがあるかということについて、ちよつと関連して伺つておきたい。

○細見政府委員 合議制を保障する法文といたしましては、九十八条におきまして「担当審判官及び参加審判官の議決に基づいて」ということで、「議決」でございすから、必ず合議をしなければならぬということになつております。

広瀬先生御指摘の、もう一つ上下関係というのが官庁にはあるから、そういうものが働くのではないかという御心配でございすが、なかなか一挙には参らないかと思ひますが、将来の方向をいたしましては、審判官のほうを増員して、いわば同格の人たちという方向へやつていくということにはいたしたいと思ひます。ただ、役員をふやすとかあるいは待遇などにつきまして、ここでは御激励いただき、別のほうではけしからぬという話が出まして、なかなかむずかしいことではございすが、方向としては、同列の人たちが並んで、文字どおり対等に審議するという方向へ持つていくのがこの制度を生かすゆえんだと考へております。

○広瀬(秀)委員 副審判官は合議には参加しないという最初からの考へでございしたか。その関係ですね。

○細見政府委員 当初は副審判官も参加いたすことにいたしてあります。

○吉國(二)政府委員 副審判官全部でございせんが、首席審判官が指定した副審判官の場合は合議に参加するというでございす。これ

は、御指摘のように審判官の定員、級別定数といふものがなかなか最初とれませんので、副審判官を使わざるを得ない結果が出てくると思います。ここでこういう陳情を申し上げては申しわけないのですけれども、何とか私どももいたしましては、将来は審判官の職級をできるだけふやしていただいて、副審判官というものは例外にするとという方向にぜひお願いをしたい、かように考えておりますが、これは毎年の改善で進んでいくよりしかたがないと思います。いまの予算その他の状況から見まして……

○阿部(助)委員 いま審判官の身分はお話がありました。特にこの副審判官、審査官というものの身分の保障というものはどういう形でやるのですか。何か保障というものははっきりするのですか。

○細見政府委員 国家公務員法上の保障でございます。

○阿部(助)委員 ここへ入る場合に、もう少し何か政令で身分保障というふうなものはお考えにならないのですか。

○細見政府委員 現在の国家公務員法のためで、特に司法官の身分をとりません。一般行政官になる限り、やはり海難審判所とかあるいはそのほかのいろいろな同種のより独立性の強いと従来いわれております審判所などの所長につきましても、一般公務員のワケ内にとどまっておる現状でございますので、将来の方向は別といたしまして、現状ではむずかしいかろうと思えます。

○阿部(助)委員 一番最初、さっき申し上げましたように協議団発足当時でも、何らか裁判官に似たような配慮をすべきだ、こうおっしゃっておるのだけれども、この場合も何らかのものがないと、ただ一般公務員にだけ、こうおっしゃっただけでは、やはりまた協議官のような形になるのではない、いまの協議官は、皆さんがこれで十分なんだ、こうおっしゃるあれもあるけれども、具体的に例をあげれば、試験で入っておりながらも、ださっぱり身分は上らないという方もある。具

体的に名前をあげてもよろこびますけれども、そういう方もおられるので、そういうことのないように、これはやっぱり何らかの保障はすべきだという感じがする。その点を一つお答え願いたい、もう一つは、この前からもお話がありまして、現在、現在の協議官という人たちは何と云うても試験で入って、ある意味では、皆さんは優遇したとおっしゃるかも知れぬが、常識的に見れば冷やめしを食わされたと思われる人たちが数多くおられるわけです。そしてまたそこでもなおこれらの仕事に携わっておるそういう人たちの身分というものは、やっぱり最大限度今度の制度にそのまま移行するということが私は当然だと思ふのです、その点はいかがですか。

○吉國(二)政府委員 身分の保障という点は、私どもも答申をいたしてからずいぶん努力して見たわけでございますが、ついに実現しなかったわけでございます。これは一般公務員制度としてやむを得なかったかと思ひますが、将来の問題としてぜひ考えたいと思ひます。現在協議団におります人は現在の新しい定員よりも若干多くおられます。これは不服ではなくて苦情相談所の仕事をしております職員がございまして。そういう職員が一部転動をしなければならぬということもあると思ひますが、私は、現在の協議団で納税者の権利保護に十分な能力を持っている人はできるだけ残したい、かように考えます。その反面、納税者の立場から申しまして十分な能力というものを私どもも考えて処置をしなければならぬという制約はございましてけれども、私は協議団が、先ほど先生おっしゃいましたように、そうリブレスされていくとは思わないのでございまして。むしろ私は、国税局長をやっていた経験から申しますと、協議団の人はそういう諸官庁の間でも常に納税者の立場に立つて主張してきたように印象を受けております。相当のりっぱな人物もおります。そういう点では、いまの協議団の人が相当数審判所に移り得る、私はかように考えております。

○阿部(助)委員 ぜひそういう形でこの新しい協議

議の機構に入るように御努力を願いたいと思ひし、いま審判官、副審判官、審査官というものの職務分掌といえますか任務分担といえますか、そういうものは大体検討はできておられるわけですか、これはやっぱりはっきりしておくべきだと思います。

○細見政府委員 主となりまして審判の仕事に当たります。いわば合議の主体になるのは審判官でございます。特に不服審判所長に特命を受けた副審判官が合議に参加するという形になり、その下の審査官が主として事実関係の調査でありますとか書類の審査でありますとかいうようなものに当たる、いわば補佐官として当たるといふことに考えております。

○阿部(助)委員 そういふものはやはり政令か何かで明確にされるわけですか。

○細見政府委員 省令にならうかと思ひます。事務の具体的なやり方でございまして。

○阿部(助)委員 この制度自体何かやっぱり憲法上の問題もあるやに私は感じますし、いろいろ問題が多過ぎるという点でお伺いしたいものも多々あるのではありませんか、特にこの制度にはやはり相当人員が必ず必要なのではないか。十分に納税者の意見を聞いてやるというためには相当に人員も人手も要するのじゃないかという感じがするのであつて、そういう点では十分にこれは配慮して、権利救済のほんとうに実の上がるようにしていただきたいと思ふのでありますが、そこで、その要請をして、次もう少しお伺いしたいことがあるのです。

いよいよ三月十六日を迎えて税務署はたいへん忙しくなってきた。そこでこう忙しくなってくる、昼めしななというのなかなか十分とれないというところになつて思ふのでありますが、しかしやはり労働者の健康管理という観点からいけば、何といつてもこれは法律でもきめられた休憩といふものは必要だと思ふのですが、これは与えるようになつておりますか。

○吉國(二)政府委員 この一カ月間というものは

非常に、ことに後半期が忙しく、人が参ります。私どもは税務職員健康その他につきまして、税

繁期と呼んでおりますが、この時期の前後に特別の健康診断をやり、またその中でも健康に留意しながら、かなり無理な仕事だと思ひながらやつてもらつておられるわけでありまして。できるだけ昼休みもとつてもらいたいという気持ちでございますけれども、一方において納税者の方がたくさん待つておられるということで、実情は、昼食時を交代で折衝しておるというのが実情でございます。これを無理にどうしても休めたいというのが筋かどうか、私もその点は非常に悩んだのでございましてけれども、税務署員自身も、納税者の方がたくさん昼めしを食はずに待つておられるという姿では、交代でやろうという気持ちがある。それ自身は、私は民間の各職場でも、一番その職場で忙しい時期には同じようなことが行なわれているのではない。それに対する健康管理なり、これは私どもも全をはからなければいけないけれども、ここで昼になりましたから全部お帰りでございまして、遠路来られた方にお帰り願ひ、あるいは一時間待つていただきたいということまで、はたして言えるのか。やはり税務署の署員の気持ちというものも勘案しますと、そこで無理やり休めというよりは、より健康に留意しつつこの重大な時期、納税者の共感を得る唯一のチャンスな時期には、税務署員の積極的な気持ちを尊重すべきではないか。非常にこれはむずかしいところだと思ひますが、私自身はそういうことを考えておるわけでございまして。

○阿部(助)委員 そこは少し狂つておるのじゃないですか。納税者の立場をお考えになるというわけけれども、これはデパートの店員にしたところで交代で休まなくちゃ、忙しいのだからやれなんていうのは経営者の側に立つた考えであつて、これはやはり基準法等に見ても、そういうことを、忙しいのだからとか、こういうためだから、お国のためだなんていうことで押しつけられれば、だんだんそうならざるを得ない。だんだん日本はまた

昔のように、私たちの若いころのように、何でもお国のためだといわれれば一も二もなくこれに従わざるを得なかった時代があった。私もそれを経験してきた。これは民主主義が狂っていくものなんです。私は、長官ともあるものがあるのよ、こんな答弁は、何としてもいただけないですね。これはやはり原則として休憩を与える。しかしその中で組合との団体交渉であるとか、また本人が自発的にある程度配慮して努力するのはいいけれども、長官たるものが、理事者の側が、忙しいのだから休憩はなすがまんせいみたいな気分でおられたのでは、下々はやはりやであらうとどうであらうとこれに従わざるを得ないということになってくる。いろいろな技術的なものよりも、民主主義という点で、さっきから私が一番気にかかっているのはそこなんです。これはごくわずかなようだけれども、ここから日本の民主主義がくずれてくるのじゃないか。決してあなたのため足をとるうと思っていないのですけれども、わずかなようだけれども、一番最初の、みんなのためだからみないなことが、やがてはお国のためだということに繋がってくる。やはり労働者はきちんと休憩とときは休むのだということを明示して、その中で、個人的な指示ではなく、団体交渉であるとかあるいはまた本人たちが自発的にというならばまた私考えないでもないのですけれども、そこは私としては、わずかのようだけれども、きちんとしてもらいたいと思うのです。

○吉國(二)政府委員 誤解があるといけませんから申し上げますが、私は休憩をとるなど申しておるわけじゃないのでございます。ただ休憩を、この期間は必ず休めと命令をして、納税者の方が大ぜいおいでになるのに、中で大ぜいの人がいなから手をつかねておれ、までは申せない。税務署員の気持ちとして、いま一番納税者との接触がたいへんな時期に、進んで時間を交代して昼休みをやめてもやってもやらないかという気遣いがあるときに、健康管理だからしかたがない、そういうことを言っておるのではないのです。休憩時間を

休むなということ申すつもりはないのであります。そういういわば仕事がある時期には集中する。そのために超過勤務手当というものをございしますが、そこに積極的な納税者との共感を持った行動が行なわれるときに、その場合に無理に休憩時間を守るべしというのはいささか時期は三月の十五日間だと私は思うのです。その時期をどう考えるか。これはやはり問題ではあると思いますが、私自身はここで休憩時間を明らかにして、その間は一切受け付けをせぬということまでやるのは、私としてもいまの時期には、税務署としても踏み切れないのではなからうか。税務署の実情に応じてひとつ考えてほしいということを申すゆえんでございます。

○阿部(助)委員 それは、税務署の職員がやろうというのと、こうおっしゃるが、そこは長官の独善じゃないですか。やろうと思っておるかどうかわからない。上からの要請があつてやっておるか、そうでもない。そこはやはり組合との団体交渉とか、そういうものでお互いが納得の上でなければいかぬのであつて、話し合いをしてやるなら別だけれども、神奈川の税務署は、所得税の課員全員に日曜出勤を命じたと私は聞いておりますが、御存じありませんか。

○吉國(二)政府委員 日曜出勤という問題は、私も、署の実情に応じてやっておるところもあると思ひます。おそらく十五日は、完全に休む税務署はないと思ひます。何人かの交代要員が出て、少なくともある最終日を控えて日曜しか税務署に来られない人が来るというときに、日直者を置かないような税務署は私はないと思ひます。しかし、全員が出ておるといふことは私は必要ないと思ひます。全員出るなというところは私は全く考えておりません。ただそういう日直者が置かれる、税務相談の若干が行なわれる態勢が残つておるだろうと私は信じております。

○阿部(助)委員 私はそう聞いておるのですが、全員が出るという必要はないですよ。ましてや申告納税がたてまえであるならば、日直がおつて書

類を受け付けなければならないのであつて、そこで大体問に合うことだと私は思うのだが、大体長官のいまのお考え自体が私は少しおかしいのじゃないだらうか。忙しいのだから、納税者のためだからという、こういうおつしやり方自体——やはり昼は休むのだということに、国民のほうも納税者の側もこれは考えるべきだし、やはり上のほうもそういう考えで、なおかつそこでやむを得ないもの……(約束の時間だ)と呼ぶ者あり)じゃ休憩してあとでやりましょうか。皆さんの御意見はいかがでしょうか。そういう形のもを私は基本的にやはり考えておかないと、もしどうしてもそれを要請するならば、やはりそれは個人でなしに、組合との話し合いというものがなきゃならないです。か。そうでありませんか。

○吉國(二)政府委員 いまお話がございましたが、忙しいから、納税者のためだからという、いわゆる昔の国民的なというふうなことで言っているわけではないのでございまして、私はこの職場でもピークがあると思ひます。超過勤務手当というものはそのために、ピークにはある程度やむを得ない面があると思ひます。税務署のほんとうのピークは何かというと、三月一日から十五日までであることは、先生も御承知だと思ひます。そういうときに税務署に來ている納税者との関係で、税務署長が判断をして職務命令を出す場合もありまして、おそらく進んでやる場合も多いと思ひますが、そういうことは税務署にまかせざるべきだと思ひます。そこを覚えて——私は十五日から平均的に相談に來ていただくのが一番理想だと思ひますし、昼だから税務署がかわいそうだから帰ろ、そういうことまで納税者が理解していただくほど、税務行政が理解していただけないことが最善だと思ひます。税務署の努力でこそ御信頼を得る、御同情を得るということが必要なんだ。いまの段階ではまだそこまでいっておりません。遺憾ながらある税務署に一日五千人の人が來ているわけでありまして、これに対処するこ

と、これがやはり一種の非常事態であることはお認め願ふと思ひます。やはりそこは私は税務署の自主的な運営というものを尊重すべきだらうと思ひます。

○阿部(助)委員 いや、長官がどうもあげ足をとるような感じを受けたら知らぬが、だから超過勤務手当を出したのだ、いいじゃないか、こういう考えは私はおかしいと思ひます。超過勤務手当を出すのは、出すから使つてもいいのだということじゃない。私もそれを絶対にやっちゃいかぬと言つてゐるのじゃない。やるならやるだけの手続をとつて、話し合いの上で納得して、労使話し合の上でやるならば、おやになるというわけではない。話し合ひを申し上げてゐるわけではない。その話し合ひなしに、ただ一方的に出動しろという命令を下すのでは、やはり昔と同じような、お国のためだということにだんだんなるのではないか。それだからこそ、理事者であるとか経営者であるとかというものはいざしる力が強いから、それを労働基準法はきめてあるのでありまして、そういう点を、私は当然のこと、法律上きまつておることを申し上げておるにすぎない。それは長官のほうでは、いや、そうじゃない、これは納税者のためだといふふうにあれし、超過勤務手当を出しておるからいいじゃないかというお考えであると思ひます。私は納得ができません。

○吉國(二)政府委員 私の発言がたいへん不十分だったようでございますが、私は超過勤務手当を出すからいいじゃないかという気持ちで言つてゐるのじゃないのでございまして。ある時期にはピーク時がある。そのピーク時には異常な勤務状態が起くるというのを想定してあるがために超過勤務というものはあるはずなんです。あらゆる職務で毎日同じ量の労働量が済むというところは考えられないわけですね。そういう異常時に對処する道は考えていただきた。また組合とも事前に話し合ひ——了承しなかつたものもございまして、けれども、この問題については話し合ひをしておりまして、十分両者の意見が一致しなかつた点ももちろ

んございますが、そこはいたしております。そうして私の考え方、いま申し上げたような考え方を明らかにしておるわけでありませう。それをオーケーとも申しませんが、しかし私の考え方は一応述べて、そしてやっておりますわけでありませう。もちろん、もう一回繰り返して申し上げますが、出勤を命令したり、十五日は全部出勤しろという命令は一切出しておりません。ただ全部休め、あるいはこの期間は特に職務が繁忙であるから、休憩時間は全部完全にとれという指令は出しておらないこととございます。

○阿部(助)委員 私はそういう指令を出せと言っているわけじゃないのです。それでこの資料を見ますと、これはおたくのほうの東京国税局の指示区分表ですが、病人がずいぶん多いですね。比率はどの程度になっていきますか。

○吉國(二)政府委員 東京国税局というのがちょっと資料がございせんから、全体で申し上げますと、いわゆる職務に制限を加えなくちゃならないのは全国で約三割でございます。全官公庁の平均とはば一致しております。ただかなり高齢者が多いというために、このごろいわゆる成人病的なものが増えてきているという点が若干特色だと思っておりますが、全体の平均的な数字ではあると思っております。

○阿部(助)委員 私の手元にあるのは東京の国税局ですが、これはいろいろな病気を加えると、休まにやいかぬというの、どこまでが休まにやいかぬのか、これはなかなか限界がむずかしい。また、いま私がここに持っております資料のように、谷川さんや何かたいへん勇ましいハッパをかけておる。こうなると、まあしょうがない、出にやいかぬということになってくれば——これは休まにやいかぬかどうかという判断はわからぬが、大体四人に一人くらいの割合で病人がある。皆さんのほうで精密検査をしておるわけでしょう。だけれども、その精密検査の内容はこの人たちに詳細に指示し、そして療養の方法等は指示してないですね。ただ注意しろというくらいのことはいってお

るようだけれども……。

○吉國(二)政府委員 たいま仰せられましたのは、いわゆる指示区分Dまでお入れになっていと思ひます。Dというのは、すでに治療をして治療を要しない者。過去において非常に結核性の病気が多かったことは事実でございます。そのために指示区分Dというのがかなり多数ございます。しかし現在職務制限をしなくちゃならないような現在病気を持っておりますというのは、ほかの官庁とほとんど変わりはないということでございます。ただ、私もがこういふ言い方をするとたいへんしかられるのでありますが、健康管理には非常に力を入れておるものでございますから、ほんとうを申し上げますと、このD区分などというのはほかの官庁より非常に多くなっておりますが、これは精密検査をよけいやっておるために、現在何ともないけれども過去の病気をばきり見つけておるということでも多いわけでございます。人事院の規則で定められておるのよりも税務官庁ではより多くの精密検査をやっておりますし、特別の、消化器系統などは人事院の規則ではないのでございます。それまでやっております。つまり消化器系統というのは、成人病関係がだいぶおるおりますので、非常に心配してそれをやっておりますわけでございます。

○阿部(助)委員 精神病関係が多いのは、実は仕事がつ過ぎる、いやな仕事をよけいさせられるということじゃないのですか。

そこで平石直税部長の談話というのが局報に載っております。ちょっと読んでみますと、「まず所得税事務では事前調査の対象を白色高額者に集中し、かつ白色高額者については新たに簡易事前調査を実施することにしました。このため事後調査分を含めると、調査率は昨年のちょうど二倍になっていきます。」こう言っているのです。仕事の分量が二倍にもなっております。そうすればやはりノイローゼにもなるだろうし、健康もそこねるだろうし、それだけに、税金の繁忙期だとおっしゃるけれども、なるだけ休養をとるとき

には休養を与えるような配慮こそが親心であつて、まあ忙しいのだからやれということでは、これはどうにもならぬじゃないか。

もう一つは、この谷川さんの名前をたびたびあげてあれですが、たいへん勇ましいですね。「私は、何といつても国の基盤をささえている二つの機能、つまり治安の維持と財政の確立がしっかりと行なわれてきたことが最大の原因だ、日本の繁栄はここにある。」こう言っている。そうして「昨年のゲバ学生を取り締まりに当たった若い機動隊員の皆さんが、おれたちがやらねばだれがやると烈々とした使命感に燃えながら任務を遂行している話を聞いて、強く心を打たれました。」こういって年頭所感で署員にハッパをかけておる。まあ機動隊が勇ましく学生を追ひ散らすと同じように納税者を切つて捨てる、こういうことなんですよ。これはちょっと勇まし過ぎて、この調子でいったら、まず税務行政から先に大ファッショ化していくという、身ぶるいがするやうな感じが私にはする。先ほどの事前調査の現況調査といふ、こういうように二倍に分量はふえる、そうしてこ

うやって勇ましい機動隊に見習えというハッパ、これはどういふ意図かはわかりませうけれども、こういうものを見てくると、やはり病人の数はふえてくる。そこへ長官までが——温情あふれる長官だと私は信じておったのだけれども、長官までが、忙しいんだからしょうがないじゃないか、こ

うおっしゃっては、部下の連中は、休みたかとも、少しぐらい病気であつても、これは出にやいかぬ、こういうことになるんじゃないかという、実は一連のことから私は不安を持つ。それならばそれなりに納得してやる場合は私たちもあまり疲

とが、私は労使の間で当然行なわれるべきであるということだろう、こう考えるのですが、どうですか。

○吉國(二)政府委員 誤解があるといけませんから申し上げますが、私が申し上げたのは成人病でございまして、精神病じゃないのです。

それから、平石君の言っておりますのは、二倍になったと申しますのは、その反面に、いままでやっていた事務を振りかえまして、いわゆる事後処理事務を半分に減らしたのでございます。ですから、振りかえて調査の重点を切りかえたということとでございますので、急に二倍の仕事させたわけではございません。

それから谷川君の言っておりますのは、私が推測いたしますには、職務においてはやはり忠実にやらなくちゃいかぬということを言っただけだと思ひます。機動隊の例を引いたのは、まあこれは職務専念を大いにやっておりますじゃないかという意味で言ったのだと思ひます。

なお、先ほど申し上げましたように、税務期の前には全国的な組合とは話し合いの場を持つております。一年四回というもので、なかなか回数をおやすのはむずかしいものでございますから、大事なことにはこの四回をうまく活用してやっています。こういうことでやっておりますので、どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○阿部(助)委員 間もなく終わります。

誤解しちゃう困るのですが、事後の分を含めてあ

こうというのだから、これはたいへんなきつい仕事です。そういう職員健康管理というものは特に力を入れるべきであつて、谷川さんの援護を長官としておやりになるという気分はわかるけれども、やはりこういうハッパのかけ方、この考え方も、私はいふん問題があると思う。またそういう点で、時間をだいぶ催促しておりますのでやめなければ、当局では人事異動等もいふんおやりになっておる。こういうときには、やはり多少事前に転勤の心の準備もあるだろうし、最近のような住宅難という問題もありますし、何れも一週間や十日早く教えたからどうという事は私はなかりと思う。特に税務職員は転勤の多い職場であります。いろいろな配属から転勤をさせるということになっておる職場であります。そういう点で、こういうことに対しては十分本人たちの意向も配慮し、そしておやりになるような御温情ある人事というものを私は立ててもらいたい、当然また立てるべきだ、こう考えるのです、いかがですか。

○吉國(二)政府委員 お説のとおり、この職場は非常にきびしい職場でもございますし、事務上の必要性というものも強うございます。したがって、人事異動には常に身上申告というものを、それらを引き合わせて決定をいたしてまいります。やはり一つの場所に行きたいという人はたくさんありますし、一つの場所に行きたくないという人もたくさんございます。それらを勘案して適正に処置をしていきたいと思つております。

○阿部(助)委員 じゃ終わります。

○毛利委員 午後二時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後二時十五分開議

○毛利委員 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。貝沼次郎君。

○貝沼委員 私は今回初めてこの委員会において発言をするわけでありますけれども、何ぶんにもしろうとでありますから、ひとつ答弁の場合はだれにもわかるように答弁をしていただきたいと思ひます。これをまづ先にまずお願いしておきたいと思ひます。

そこで、六十一国会におきましてこの法案はかなり審議されましたけれども、しかし実際は参議院のほうで廃案になっておりますので、本来ならば今国会においては初めから審議を直すのが当然であると思つておられますけれども、いろいろ都合もあると思ひますので、私は初めからやるといふことはやしません。そこで、なるべく議事録等も全部読んでみまして整理をしてみたいわけでありまして、しかしながら、質問側の言ひ分は非常に明瞭であり理路整然としておる。それにもかかわらず、答弁のほうの側を読みますと、まるで迷路にでも入つたやうな、いかにしてわからないようにすることが大事かというみないな変な感じを起させるやうな個所がたまに見受けられたわけでありまして。そこで、これから質問することも、前に議論されたところとダブるところが相当あると思ひますが、私はまだ納得のいかない点がありますので、その点を質問をさせていだきたいと思つておられます。くれぐれもお願ひしたいことは、ずぶのしろうとでありますので、懇切丁寧にわかりやすく答弁をお願いしたいと思ひます。

そこで、まず初めに、この不服審判所の件につきまして、法で定めるところも私は大事なことでありますし、また意味があるし、十分審議はしなければならぬ。しかしながら、その審判所がなぜ必要かといへば、やはり大きなファクターとして、不服を申し立てる人が多いうことであると思つておられます。不服を申し立てる人がいなければこれは必要のないものであります。そういうような観点から、どういふやうなところからこの不服が出てくるのか、こういふことが実は私の知りたいところでありまして。

そこで、これから質問する順序につきまして、なるべく系統立てて聞いていく計算でありまされども、従来から脱線する傾向がかなりありますので、なるべく筋を自分でまとめてみたわけでありまして、場合によつてはとんでもない方向にあるいはいかもしれませんが、その点を先に了承していただきたいと思いますのであります。

そこで、まずこの前いたした資料の中で直税関係を見ますと、「異議の申立件数表」といふのがありますが、この直税関係では「取消・変更」のパーセントがどの年度とも五〇%以上、こゝういふふうになっているわけでありまして。このことは各協議団あるいはその他においていろいろやつた結果でありますので、問題はここに出てきた結果をどのように政治的に見るかということが私は大きな問題であると思つておられます。したがって、この五〇%ということについては、年度に従つて少しづつ減つてはおりますが、五〇%ということについては政務次官はどのようにお考えか説明をしていただきたいと思います。

○中川政府委員 五〇%といふことかかなりのパーセントになるわけでありまして。半分前後のものがあり一部もしくは全部取り消しということでありまして。見方によつては、これだけの不服があり、審判所に審査請求をして、いままでは協議団であります。これだけになったというところは、一面からいへば税務署における処理が公正でなかった面もあるのではないかとはいへると思ひますが、審査請求に出てきております数が、取り扱った数に比べると非常に少ない件数でございます。四十三年度について言つと、二万八千件。三百萬件から扱つておる中の二万八千件でありますから、約一%、少々は違つておるかもしれませんが、一%前後のものについて出てきておる。それ以外は大體御納得をいただいた。その一%について、半分が一部もしくは全部の取り消しになつたといふことは、ある意味では協議団がまじめに、真剣にその機能を發揮したという見方も、見方によつてはできるのではないかとはいふふうに思つて、私はそういう評価をいたしておるわけであり

て、私はそういう評価をいたしておるわけでありま。今後は異議の申し立てないしは不服審判所にくる件数が、事前に十分納得のいく処理をして少なくなるやうに努力をすると同時に、あがりましたものにについては、もちろん公正、厳正に審判をいたさなければならぬ。したがつて、出てきたものについては多くなるくらの気持ちで、せつかくあがつてきた以上は、審判をしてもらつてよかつたと思ふ人が出る姿勢も一方では必要であります。また、事前にしつかりやることによつて、せつかく出てきたけれども、事前の審査よろしきを得て、間違つておらなかつたのだといふ納得がそこで得られるやうに、今後のあり方としてはそういうふうにしていくべきだ。過去については従前申し上げたやうな評価をいたしておるわけでありま。

○貝沼委員 いま税務署の取り扱い等において公正ではなかつた点もある、こういふところがあったと思ひますが、具体的にはどのようなことがあつたとお考えですか。

○中川政府委員 ちょっと質問の意味が、聞き漏らしたので、もう一度……

○貝沼委員 税務署の課税が妥当でないからこういふ異議の申し立てが出てくるというところも考えられるわけでございます。そういう場合に、大體統計的に見まして、こういふふうにあると思ふのです。日本の歴史は長いわけでありまして、この点はどういうふうに政務次官はお考えですか。

○中川政府委員 事務的には事務当局から数字的には説明していただくことにはいたしますが、事実関係について意見の違ひがあつた。たとえば所得と見るべきものはどれとどれであるとか、あるいは経費として見るものについての意見の違ひ、これが大部分ではなかつたかと思つておられます。どれくらいパーセントになるかは事務当局より説明してもらいます。

○吉國(二)政府委員 実際の審査請求について見

ますと、若干法律、税法解釈の適用の違いというものの度合いが高くなっておりますが、異議申し立てでは大体九五％が事実認定の相違ということになると思ひます。通常白色申告の場合は、帳簿等の提示がありまして不十分なものが多い。各種の資料を集めまして収入金額等を推計いたします。これは税法上帳簿の備えがない、青色申告でない場合は、所得について推計を許すという規定がございますので推計をいたしますが、推計であるために、そこに若干の食い違い、誤り等がある場合が多く出てまいります。そういう事実認定の食い違いが一番多いように思ひます。

○員沼委員 事実関係について食い違いがある。そこでこの異議の申し立ての内容になるわけでありすが、きょういただいたこの資料から見ましても、これは堀先生の要求なさった資料でございすが、大体五百万円以下、このところが非常に多いと思ひわけでありすが、これはいわけばかり小々な事業、こういったところが対象になるわけですが、こういったところから考へて、金額で百万までしかありませんけれども、百万以下としても、それ以下のものは金額が小さいためにもう黙っておこう、こういったものもかなりあると思ひわけでありすが、そこで、少ないと思ひついても申し立てをしない、こういう納税者は大体どれくらいあると推定されますか。

○吉國(二)政府委員 先般から申し上げておりますが、主として小さい納税者と申しますのは所得税の納税者が多いと思ひます。法人も小さい法人がございすが、大体所得税のうちで中以上のものが法人成りをいたしておりますから、小さいのは所得税であると思ひますが、所得税については、先ほど来申し上げておりますように、原則として申告指導ということで申告で片づいてゐる面が多いわけでございます。更正決定件数も実際上七、八万件というところでございまして、したがひまして、その中で不服ながら黙つてゐるというふうなケースが幾らあるかという点は、確かに明確ではございせんが、全体の納税者三百数十

万から見た場合に、そういう意味で泣き寝入りをしてゐる納税者というものは、実際は非常に少ないというところは言へると思ひます。ただ、更正決定を受けた中で、異議申し立てもせずに泣き寝入りをしたのは幾らかということになりますと、ちよつと私も推計がつかぬのでございましてけれども、実際問題といたしましては、更正の際にかなり修正申告その他の態様もやつており、その段階で納税者自身が内容を知つておるというふうな問題もございまして、私はそう多くの数泣き寝入りでゐると思ひます。

○員沼委員 おそらくその数字は、これは個人が黙つてゐることでありすが、つかぬのは私は当然だと思ひます。しかしながら、この権利救済という面を考へますと、権利救済という立場からこういう不服審判所等もできたわけでありすが、ある程度、やはり少ないんじゃないかというところではなくて、何らかの方法を講じてそれをとらえていく、こういった努力なりあるいはいろいろの方法等が私はなければならぬと思ひわけでありすが、もしそれがはつきりしないとなれば、これはいたし方ございせんけれども、今後そういったものについて実態というものをつかまえていく態度、あるいはそういう考へ方、そういったものがあつかうか、これを承りたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 そういふ観点から、御承知のように十一月には「納税者の声を聞く旬間」というものを設けまして、率直に納税者の声が反映するよう努力をいたしております。従来からもございしましたが、いわゆる苦情処理という制度を設けております。異議申し立てをどうしようになつたけれども、どう考へても自分は正しいんだという方が来られた場合には、正規の異議申し立ての手続ではないけれども、それを受け付けて実態を明らかにするといふ苦情処理機関のようなものも設けております。今度の審判所ができたときには各国税局に相談室を設けますが、この納税

者との相談室は、そういうものがかなりあらわれ、くる場になるんじゃないかと期待してゐるわけでございます。そういうところを通じてできるだけ実態を明らかにしていきたい、かように考へております。

○員沼委員 その点は特に力を入れて私はやつていただきたいと思ひます。私も、現在この年になつて、税務署にほんとうに気分よく行つたことは一度もない。小さいときに非常にいやな思いをしたことがございまして、そういったこともあると思ひます。そのときの態度でも、もう土足で入つてきたことがあるんです。これは私の家であつたことです。しかし、これはもう終戦直後のことでありすが、そんなことは一々こでどうこう言うわけでもありませんけれども、非常にたくさんの方々、親しい税務署であるというふうな感じはないんじゃないか、そういうふうな思ひでも、その相談所並びにそういう機関をつくつても、はたして行くかどうか、それは非常に疑問であります。そこで、もっと行きやすい、それ以前の問題もさらに検討していただきたいと思ひます。

さらにもう一つは、五〇％以上ということば、先ほど話がありましたように、これは協議団がかなり成功してゐる、こういった数字をあらわしてゐると思ひますが、これは私も同感であります。しかしながら、これを国税不服審判所にした場合は、さらに、効率があがる見通しはどの程度あるのか。そしてまた、それはどのような理由によつてこれからの見通し、たとえば何年後において現在の五〇％というものが何％ぐらいまではいくんだ、こういう見通しがあるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 審判所ができてからの件数の問題でございすが、これには二つの面があると思ひます。審判所というものが従来と違つて別系統の存在であるといふことから、税務所にいへば、異議申し立ての処理についてかなり慎重を期すだろうということが考えられます。

そういう意味では、審査請求にあがつてくるものはよくよく意見の合わないものといふことになつてくると思ひますので、その面ではむしろ減つてくる面があると思ひます。それと、今度は逆に、審判所の裁決が非常に公正であるといふ評価があがれば、いまおっしゃつておりました潜在的な不服者が相当に表にあらわれてくる可能性がある、そういう意味では、これはふえる要素がある。いずれにいたしましても、出てまいりますものは、かなり自分の納税に確信のある人に集約されてくる可能性があると思ひます。それだけに、むしろ私は、審判所の裁決は、いままでも全額取り消し、一部取り消しの度合いが高くなる傾向は考えられると思ひます。

○員沼委員 いままでもよりもお答えでありすが、いままでもよりというものは、非常にこれは幅が広いわけでありすが、もう、一つよくなつてもいままでもよりいいし、大半がよくなくなつてもいままでもよりいいわけでありすが、その辺の見通しをもうちよつとはつきりお知らせ願ひたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 確かに程度の差がだいぶ大きうございすが、五〇％から一〇〇％までございまして、ただ私も、これは確信をもつて何％くらいは減少するといふことは、ちよつといまの段階では申し上げかねるのございすが、さつき、いままでもよりと申した意味は、プラスになる根拠のほうが非常に多いために、少なくともいままでもよりよくなるという方向は明らかであるといふ意味で申し上げたのです。何％になるかは、ちよつと実際に動いてみないと見通しがつけられないような感じがいたします。

○員沼委員 確信をもつて言えないとなれば、これは実はつくるといふこと自体が問題になるわけでありすが、しかし、言えないものを言えと言つても、これもいたし方ないことなので、それならば、今後ある期間をおいて、たとえば年度ごととか、そういうふうにして、このような実績をございします、こういったものを出すお考えはあるのか

どうか、これをお聞かせ願いたい。
○吉國(二)政府委員 これは毎年実績を報告する
 ということを続けてまいりたいと思います。

○員沼委員 実績を報告するというところでござい
 ますけれども、その報告内容ですね。たとえば、
 私はこの委員会に初めて出たので、日本の国会
 で議論することでありまして、あらゆる資料が
 そろってそれで議論するのだから、実は期待し
 ておりました。しかしながら、出てくる資料は、
 実にこれがちぐはぐな、ほんとうに知りたいこ
 とが出てない、こういった資料だと思ふのです。た
 とえば不服の申し立て自体にしても、あるいはそ
 の結果にしても、どういった所得のものがどれく
 らい、そしてまた少ないものがどれくらいとか、
 こういったことはもうまづ先に知りたいことであ
 る。ところが、それも資料請求した上でようやく
 出てくるとか、こういったことでございまして。そ
 こで、この報告をする様式、こういったことはど
 こで決定するのか、これをお聞きしたいと思いま
 す。

○吉國(二)政府委員 各官庁は、それぞれその事
 務の整理をつけ、反省の機会を得るために統計を
 徴しておるわけでございまして。御報告をいたしま
 す基礎になるのはこの統計報告しかないわけでござ
 いまして。そのつどそのつど必要に応じてとると
 いうことも考えられますけれども、税務署のよう
 な全国組織になりますと、それだけの事務を追加
 することは、末端に非常に大きく影響いたします
 ので、あらかじめできるだけ加工すれば幾つかの
 資料ができるような統計を選んでおるわけでござ
 いまして、最近内部事務その他の膨大化に伴いま
 して統計事務もだいぶ削減いたしておりま
 す。そのために、先般も御指摘がありましたよう
 に、かなり重要な統計が足りないんじゃないかとい
 うお話もございまして。私ども、できるだけ一つの
 統計で幾つかに使えるような、とるときにはでき
 るだけ意味のある統計をとるようにつとめており
 ますが、そういう意味で、御要求があれば、その
 既存の統計を分析することによって報告書を作成

するといふことがいままでの通例でございまして。
 そのために、あらかじめ必要な資料が出ないとい
 うお話もございまして、これはその統計の原資料
 というものをいかに組み合わせるかどうかという
 問題で、目的に応じて報告をいたすということに
 いたしておるわけで、統計の及ぶ限りでできるだ
 け私どもは的確な資料をつくりたい、かように考
 えております。

○員沼委員 私がいま言ったのは、基礎的な統計
 をとること、それを特にふやせというところではな
 いのです。そうではなくて、この法案を審議する
 上においては、賢明なる大蔵の方々が考えれば、
 こういふものが必要だということがすぐわかる
 わけです。したがって、ただ法案を通すという考
 え方からだけ資料を出すのではなく、十分に審議
 をしてもらいたい立場から、あるいはむしろ自
 分が野党だったかどうかというものが必要なこと
 といふことまで考えるならば、私は資料をそろえるこ
 とは決して至難なことではないと思ふのでありま
 す。いま、一生懸命やるということでございます
 ので、私は実はこの問題で時間をとろうとは思っ
 てないのです。つい横にそれてしまったわけであ
 りますが、特にそういう点を留意してひとつ今後
 お願したい、こう申し上げておきたいわけであ
 ります。

それから次に、こういう不服が出てくるという
 ことは、税金が課せられていくことについて不公
 平、重税あるいは税法をよく知らないとか、いろ
 いろあると思うわけでありますが、納税者の声とい
 うものはおそろく調べてあると思うわけであり
 ます。先日新聞でちょっと拝見したことがあるわ
 けですが、その結果はどのようであったか、それ
 をお聞かせ願いたいと思ふます。

○吉國(二)政府委員 先般新聞等で記事が出てお
 りましたのは、納税者の声を聞く句問にあたりま
 して、各税務署でアンケートを出しまして、その
 アンケートを受けた結果を集計したものを発表し
 たわけでございまして。実施いたしました署数が三
 百八十五でございまして、回答者数が合計で四万

七千人、そのうち事業者が二万九千人、サラリー
 マンが一万三千人、その他四千人というような回
 答でございまして。

これに対して「課税は公平に行なわれていると
 思いますか。」「税務職員の状態はよいでしやう
 か。」「税務署からの文書はわかりやすいでしやう
 か。」「納税者の声を聞く句問をご存知ですか。」
 「税の相談日を存知ですか。」といった項目を
 取り上げたわけでございまして、課税は公平に行
 なわれているとは思いませんというものが四三%、
 そう思うというものが二八%、わからないものが二
 八%。「税務職員の状態はよいでしやうか」とい
 うのは、イエスというものが五二%、ノーという
 ものが一七%、不明が三〇%。「税務署からの文書は
 わかりやすいでしやうか」と申ししますのが、はい
 というものが四八%、いいえ、わかりにくいという
 のが二七%、どうもどちらともわからぬというの
 が二四%。納税者の声を聞く句問というものはあれ
 だけ盛んにやっておりますが、知っているかと
 いう、知っているというものが五三%、約半分で
 ございまして。それから税の相談日というものは、毎
 月五日に相談をしておりますが、これを知って
 いるというものが六八%、これはかなり知ってい
 るようでございまして。

○員沼委員 いま示された統計からも、公平に行
 なわれていない、こういったのが実は四三%という
 答えがありましたけれども、この私のいたしたい
 資料によりますと、サラリーマンは六一%、これ
 を訴えているわけでありまして。こういうアンケー
 トであります、わが党といたしましては、去年
 税制の総点検をやりました、こういった納税者の
 声というものを一生懸命調べたわけでありまして。
 そのところから結果を述べ、そしてこれから一つ
 一つ当局の考え方を聞きたいと思ふますが、その
 前に、このアンケートにあらわれている公平でな
 い、これが平均で四三%、それから、税務署から
 の文書でわかりにくいというものですね、これは
 いま二七%とありましたが、そのうしろに「わか
 らない」という項目がありまして、二四%あるわ

けであります。わからないというのは、わかれば
 こういふ答えがあるわけがないので、したがって
 わかりにくいという部類に入るわけでありまして。
 これは五一%になるわけでありまして。こういうよ
 うな点から考えて、現在の税法自体に私は大きな
 問題があるのではないかと思ふます。この点、政
 務次官はどのようにお考えか、お答え願いたい
 と思ふます。

○中川政府委員 最初の、「課税は公平に行なわ
 れていると思ふますか」というのに対して、思わ
 ないというものが、先ほどお話がありましたように
 四三%あるわけですね。そのうちの大きなものがサ
 ラリーマンの方であります、六一%が公平で
 はないといつておるわけでありまして、ということ
 は、御承知のように、サラリーマンにつきまして
 は源泉徴収をやっておりますから、がっちり取ら
 れておる。法人税あるいは事業その他の方々、農
 業等がクロヨンとかトゴサンとかいわれる不満
 がここに出ておるのではないかと、いふふうに評価
 をいたします。そうしますと、事業者あるいはそ
 の他の人たちは三五%ないし四二%と、三分の一
 前後の人が、公平ではない、この人たちの公平で
 ない中身も、クロヨンあるいはトゴサンをさし
 ておるものもかなり含んでおるのではないかと
 いうことはいくど、一人一人の課税に対する不満
 というものは三五%の下というところに解釈でき
 るんじゃないかというところからいけば、三分の一
 程度が公平でないという見方をしているわけであ
 ります。逆に言いますと、わからない者もどうだ
 らうと云われますが、わからない人については、おそ
 らくわからないから不公平だとも結論はしておら
 ないわけでありまして、これらを折半いたしました
 ても、過半数の者については――事業者その他の
 になりませんが、約半数の者についてはまあいい
 ではないかという評価もあるのではないかと。し
 かしながら、これは一〇〇%けつこうでという
 ところまで持っていかなければならぬことはこれ
 からの努力の目標でありまして、当然とは思いま
 すが、現在の評価としてはかなり御理解をいただ

けであります。わからないというのは、わかれば
 こういふ答えがあるわけがないので、したがって
 わかりにくいという部類に入るわけでありまして。
 これは五一%になるわけでありまして。こういうよ
 うな点から考えて、現在の税法自体に私は大きな
 問題があるのではないかと思ふます。この点、政
 務次官はどのようにお考えか、お答え願いたい
 と思ふます。

いている人もあるのではないかというふうに考えるわけにあります。

それから、「税務署からの文書はわかりやすいでしょうか」ということに對する答えであります。四八％がわかりやすい、わかります、こういうわけであります。わかりにくいとはつきりいつているのが二七％。「わからない」というのは、そういう方面についての知識がない、わからない、いいか悪いかもわからないという解釈が正しいのではないか。折半をいたすのはどうかわかりませんが、かなりの者がこれにまた含まれているといえますと、四八％に相当のものが上積みになるであろうことを想像いたしますと、あれだけむずかしい税制について半分以上の者がわかるという傾向が出ておることも評価されるべきではないか。しかしながら、これまた同様に今後全員の者がわかるようにひとつ努力をいたしていかなければならない貴重な数字を示しておるもの、このように解釈いたしております。

○貝沼委員 半分以上の人がわかつていっているという話があったが、四八％しかわかつていないのですよ。日本の人口の四八％は何人になりますか。なにいへんなことですよ。半分以上の人は文書の内容がわからなくて納税しているのです。しかもこのアンケートのとり方は、これを私は読んでみました、これは税務署がやっているわけですね。そうやたらに知らないところばかり歩いたわけではなないのでですよ。税務署に関係のあるところ——あるいは街頭もあると書いてありますが、それはそんなによい返答が返ってくるはずがない。おもに税務署に来た人とか、そういう人が多いと思う。これは推測です。そういうような関係の人はかなり税制には知識を持っているといつてもいいのであります。ウェートのかけ方は、これはすべて平等ではございません。したがって、このアンケートをとること自体についても、私はどれだけ検討したかということとは疑問です。たとえばアトランダムにとつたといつても、これは統計上問題です。あるいは階層にに応じてとつたのか、

どの曲線に乗つけて、その標準偏差をどういうふうにしてやったのかということを考えると、これは必ずしも正確ではない。しかしながら、アンケートであるから一応これを理解したといたしましても、先ほどの「わからない」というのは、書いてあること自体もわからない、これが税務署の書類が何かもわからないというのも入っているわけであります。その人が文書のおかの道理がありません。したがって、これはすべてわからないということなんです。その点を了解しておいてもらいたいと思うのです。私は何もこれに時間をとろうとは思わない。なぜこういうことを持ち出しているかという、不服審判所で議論されるのはけっこうだけれども、その前にやはりこういう大きな問題がある。

そこで、私たちが調べた結果によりますと、たとえば「税金が高い低いは別にして、あなたは納税についてどう思いますか。」こういう問いに對しまして「国のためだから進んで納税する」、あるいは「不公平や不正使用がなければ納税する」といったもの。あるいは「國民の義務だから仕方がない」「できれば納めないほうがよい」、こういうような不平の意見というものが四〇・八%あるのです。これは私たちが調べた。したがって、これは不公平感を訴えていると思うわけでありませうけれども、しかもその中でも、義務だからしかたがないというのが非常に多いのです。こういうところから、重税感について、はたして当局はどれくらい理解をしているのか、ほんとうにこれを解く消しようという気持ちがあるのか、あるならば、その具体的方法、それを簡單明瞭にひとつお願いしたいと思うのです。時間があまりありませんので、よろしくお願いします。

○細見政府委員　税が公平でなければならぬのは、ここで大臣が所信表明でも申し上げましたように、第一義でございます。やはり公平でありますけれども、払うものでありますから税は重く感ぜられる、これまた人情でありますので、私どもは一方で国の施策を行なうための財源は調達しなければ

ばならないという観点に立ちながらも、なるべく国民の重税感がなくなるような税制を考えていくのがわれわれの使命である、かように考えております。

○**貝沼委員**　そういうふうに努力していることは、私もよくわかります。わかるけれども、現実にはこのように重税感の人が多いということなんです。

そこで、さらにそのような方々に対して
 じゃ、そういう反対ならば、税法は重要なもの
 だ、あなたは税法に対してどういう気持ちでいる
 のか、こう聞いてみますと、「税法は重要なもの
 だし生活に関係あると思う」というのが八・
 九％、したがって、非常に重税感を持っている人
 でも、税法というのは大事だ、税金は大事なこ
 となんだということはわかっている。わかっている
 けれども、そういう重税感があるということなん
 です。これは重大な問題だと思うわけでありま
 す。この点特にひとつそういうことのないよう
 に、今後注意していただきたいと思うのでありま
 す。

重税風のほうはそれくらいにいたしまして、さらに四十二年度でありますが、「一年間で、所得税について税務署の調査がありましたか。」、こういう調査をしたわけであります。その結果「調査がなかった」というのは四六・五%、「こちらがわからず税務署へ出頭した」というのが二八%、「係官がきた」というのが二〇・七%、「わからぬ」というのが四・八%で、大体四八・七%、約半数の人は調査を受けているわけであります。納税者が申告をしてそれを認めた場合、納税者に通知もされてないということもありますけれども、この調査されたのが四八・七%もあったというところについてどう思うか、ひとつお答え願いたいと思います。

○吉國(二)政府委員 私もその調査を拝見してやや疑問に思いましたのは、かなり調査が多く行なわれているという感触であります。もつとも、二〇%も税務署に行ったというのは、いま皆さんが

おいでになっております申告相談の問題だろうと思いますから、それを除きまして、二〇%というのは相当高い率だと思います。ただ税務署で調査をいたしまして更正をする件数は、先ほど申し上げたように八万とかいう数字でござい、ますから、そういう意味では大体営業者だけをとってみまして五、六%を下ろしたいと思います。したがって、二〇%も調査を受けて、それが申告に反映をしたという方がやはり相当あるんだなという感じを受けたわけであり、ますが、税務署がいまやっておりますのは、この間申し上げました、営業者については事前調査で業種別に三分の一くらいずつ回っていくということで接触をいたしております。私は、調査といわずとも、納税者との間に税務署員の接触があり、その中から税に対する認識が生まれてくるということは、非常に大事なことだと思ふので、四〇%接触があるということは、非常にけっこうだと思ふのです。そうすれば、大体二年で全部回れる——実は少しその数字は過大じゃないかと思うのでございますが、むしろそのほうが理想に近いので、実際はもう少し少ないのではないかと。母集団の関係で税務署に關係のあった人がわりあい多く入っていたのか、その辺は私もちょっとわかりませんが、この接触が高いということは、調査という意味ではなくて、納税者と接触する度合いというものが高いということ、は、非常にけっこうなことだと思います。

○員沼委員　納税者と徴収する側が接触が高いということとはけっこうだと思う——それは一面そうです。しかしながら、これからずっと資料を出していきまされども、われわれの申告をあまり信用していない、こういう面も実は見られるので、こういう数字をいま出しているわけでございます。

そこで、その調査を受けた人の中に「調査の結果はどうでしたか。」と、こういうふうに調査したところ、「申告通り認められた」というのが六一・二％あるのです。「認められなかった」というのが三八・一％。そうすると、この調査は一体

どういう意味なのかですね。ちょっとこの六一・二%まで認められているということについて、答弁を願いたいと思います。

○吉國(二)政府委員 先ほど申し上げましたように、調査と言われる中に、税務署に出頭してこられた方の数字がおそらく入っているかと思いますが、そういう方は申告指導の段階で申告に際して、それが認められたという可能性が相当高いと思います。それから税務署の調査も、事後調査等になりますと、先ほど御説明いたしましたように、申告とこちらの事前の調査の結果が非常に開差がある、そういう方を調べておりますので、これは調査による申告の修正の度合いが非常に高いと思えますが、事前の調査のほうは、その調査の結果申告指導を行ない、その結果見解が一致するということが相当あると思えます。そういう意味では、全体の調査の幅が、あらゆる調査、さらに申告指導まで含まれておると考えますと、三分の一というのとはやや高いかなという感じがいたします。もっと申告との差が少なくてしかるべきではないかという感じがいたします。

○貝沼委員 私はこうして調査の実態を出して議論しておるわけでありますが、当局としてはこういった資料がございいますか。

○吉國(二)政府委員 こちらでは、その接触した結果としてどうあらわれてきているかという調査はいたしております。それによりますと、修正申告を期限後に出していただいた、そしてそれを認めたという件数が、十三万一千件ございいます。これは営・庶業者だけでございいます。更正決定したものが約二万件ございいます。したがって、十五万件ばかりが最初の申告と違う結果になったということになるかと思えます。そのうち、更正で変わったものは二万件くらいしかありません。あとは修正申告で変わっております。しかも、この営・庶業者は全体で二百万をこえておりますから、両方合わせました十五万件というのは、七%前後ということになるかと思えます。そういう意味で——もともと接触度合いがその半分といたしますれば一五%

前後になりますから、ややそちらで告示の資料に近づいてくるという感じはいたします。

○貝沼委員 これを議論しておりますと長くなってしまうので大体この程度にいたしますけれども、さらに、「認められなかったかたは、異議申請を出したか」と、こういうふうな調べたところ、「出した」というのが三一・一%、「出さない」というのが六八%、「わからない」というのが〇・九%でありました。異議申請を出さないのは、否認の内容に納得して出さなかったのか、初めからそのような制度があるというのを知らないで出さなかったのかはつきりしないが、少なくとも異議の申請を出したとする三一・一%の人は、調査の内容に納得できないものがあつたに違いないと思っております。このように出さない人が六八%もあるという実態をどのようにお考えか、お聞きしたいと思えます。

○吉國(二)政府委員 三〇%という数字は、当方から見ますと、若干高いと思えます。ただ、営業所得についての不服申し立ての割合は、当方では約二%くらいになっておりますから、ちよつと数字が違いますが、法人に比べて個人の申告の不服申し立て率はかなり高くなつております。法人の場合は三、四%でありました。これはやはり先ほど申し上げましたように、申告で相当片づくというところ、それから修正申告を懸念するということ形、そこである程度話がつく。その残りについて更正決定が行なわれますので、その関係ではかなり意見の合わないものがしぼられてきているというところを意味しているのではないかと思えます。

○貝沼委員 異議の申請を出した人がもつと少ないだらう、こういうことでありますが、そうすれば出さない人ももつとふえるわけでありました。これはなお問題であると私は思うわけでありました。今後こういうようなことが少なくなるように、今度の不服審判所にしても、もつと民主的なものにならなければならぬと思うわけでありました。さらに、この調査のときに係官の態度はどうで

あつたかという調査におきましては、「大変よかった」というのが五・九%、「まあまあよかった」というのが四四・四%、「余りよくなかった」というのが三一・四%、「よくなかった」というのが一七・八%で、四九・二%の人がよくないという結果が出ています。愛され

る税務署とか親しまれる税務署、こういうことをよくいわれるわけでありすけれども、こういう結果を見ますと、必ずしもそうなっていない。そこで主税局長に、これについてどういうお考えか、お聞きしたいと思えます。

○細見政府委員 私を御指名になったのは、横からながめていろいろ思うかという意味でだろうと思ひます。それはやはり皆さんに税法をわかつていただき、正しい申告ができるように税務職員がお手伝いできるという相互信頼の關係ができるのが、一番望ましいと思つております。

○貝沼委員 望ましいのは、私も望ましいと思ひます。しかし、税制はいまに始まつたわけではな

いのです。日本の税制の歴史は何年あります。その中で、おそらく毎年同じようなことを繰り返してきたと私は思うのです。それで、このような結果が出るということについて、一体責任はどこにあると思ひますか、それをお聞きしたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 調査の際に五〇%が態度がよくないと言われたのには、私はショックを受け

が直ればけつこうだということまでできるだけ持つていくのが理想だと思いますが、まだ半分はそこまではないというところは、大いに努力の余地があるというふうに考えるわけであり

ます。

○貝沼委員 大いに努力するというところでありますから、今後どれだけ努力するか、私は今後を見たいと思ひます。

さらに、その係官の態度がよくなかつた方は、どのようによくなかつたと思ひますかという点について調べたところ、「威張っている」というのが七・六%、「不親切である」というのが四二・五%、「言い分を理解しようとしな」というのが三二・五%、「エチケットをわきまえない」というのが四四%、「いんぎん無礼である」というのが二・九%、「何とも云えない」というのが一〇・五%あつたわけでありす。したがって、こ

こで目につくのは、不親切、言い分を理解しないというものが七五%あるわけですね。こういふことは官僚主義の発露ではないかと私は思うわけでありす。泣く子も黙る税務署とか、こういふたこと言われないうような税務署にすることは、将来大きな問題であると思ひます。そこで、さらに税務がうまいくいふことは日本の財政に大きな影響を与えるわけでありすから、こういう根本的な問題について政務次官はどのようにお考えか、お聞きしたいと思ひます。

○中川政府委員 税務はなかなかむずかしい問題であり、また大切な問題であらうと思ひます。特に私も政務次官を離れて考えますと、税務署の前を通過して必ずしも気持ちのよいものでないことは、貝沼委員御指摘のとおりでありす。これはだれしも考えておるのではないかと思ひます。が、立場を変えて税務署に入つてみますと、というか、一人一人に会つてみますと、それは悪いものではないという一面も実はあるわけでありす。若干食わずぎらいの点が国民の間にある点も理解していただきたいと存じます。いずれにいたしましても、やはりこれから愛される自民党と同

○中川政府委員 この点につきましては、先般、大蔵大臣も当委員会において、今後の税制のあり方については鋭意検討して日進月歩、社会の情勢に合わせたいいものにならねばならぬということとは申し上げたとおりであります。私としても、やはりわかりやすい、簡便な、しかも公平な税制というものについては、国民の皆さんの協力をい

リーマンの年収は、ソバ屋さんの「隠し所得」にも及ばない……。」と書いてあります。こういうようなことは非常に不祥事件でありますので、これをどのような態度でどういうふうにするのか、これを一度私はお聞きしたいと思うわけでありま
す。去年もこういったことがあった。毎年こんなことを繰り返していいのかどうか。サテリー

す。しかし、不十分な申告はやはりこれを是正しなければ、正しい申告をされ、また源泉徴収された納税義務者の方には申しわけない。そういう意味で、税務署は非常に困難な現状を追いながら調査しておるわけですが、ただこの発表がこういうふうに使われまして、非常に誤解を受けるような形式になったことについては、私どもも

10

には、そういう意味ではまだ人事院の試験制度というものが確立いたしてありませんでしたので、税務署内部で特別な試験を行ないまして、協議団の要員の確保のための試験、あるいは徴収官の確保のための試験、いわば現員を充足するための試験を、そういう新しい組織に合わせて行なつたわけでございます。そのために、大体試験によつて必要な職員を充足することができたわけでありましたが、その後、御承知のように、定員がほぼ充足をされますと、それにちよつと時期を一にして人事院の試験制度も整つてまいりました。現在の採用は、もつぱら高校卒業生を普通公務員試験で採用いたしまして、一年間税務大学校で教育をするという形で採用を続けてきております。したがって、現在のところでは、試験採用というものは、初任者の採用だけになっております。人事院の採用試験も、試験制度によるものは上級公務員、中級公務員、初級公務員の試験だけになりまして、あとは選考採用ということになっていくわけでございます。当時と事情が若干異なりまして、当時は試験採用でございました。

○員沼委員 当初においては民間から入れたわけですか、それをお聞きします。

○吉國(二)政府委員 当時は民間から、民間にすでに就職していた者を含んで、大学卒業生を相当数その試験で採用いたしております。

○員沼委員 民間人の新規採用と、それから税務職員からの分と、どれくらいのパーセンテージでございましたか。それをお聞かせ願ひたい。

○吉國(二)政府委員 はつきりした数字を現在記憶していませんが、最初七割くらいではなかったかと思ひます。

○員沼委員 私がつらつら聞いたところによりますと、大体五〇%と聞いておるわけでありまして、七割まで民間から採用したという答弁であります。それはそれでけっこうだと思ひます。

そこで、それは新規採用であります。その後退職もあつたでしょうし、また入つた人もいたでしょう。その後何回くらい試験をや、民間人は

どれくらい入つたのか、それをお聞きしたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 先ほど申し上げましたように、定員が充足をいたしましたので、その後この種の試験はやつておりません。人事院の採用試験だけになつたわけでございます。

○員沼委員 人事院の採用試験というのは、全部民間ということですか。

○吉國(二)政府委員 新卒業生の試験でございます。初任試験でございます。

なお申し上げておきますが、当時は実はこういう試験制度で相当数の人が採れたわけでございます。外地から帰国した人その他で相当多数の人が、このような試験で、また当時の給与でも十分採れた。事情が今日は非常に違つておるといふことを私聞いております。

○員沼委員 確かに昭和二十五年といふ戦後のどさくさでありますから、事情が違ふ。その違ひも、現在よりはむしろ違ひ方がまた違ひうのです。現在のほうは、民間から採れたといふたら、ほんとうに民間になるのです。ところが、当時は満州から来ているとか、あるいは朝鮮から来ているとかいふふうな、かつて税務に關係した人たちが、あるいは当時帝國日本の場合の特に関係していたような方々が入つてくるのじゃないかと私は疑ひたいなるわけです。この点はいかがでしたでしょうか。

○細見政府委員 私、当時試験などに関係いたしておりましたので、記憶で申し上げますと、確かに申し上げるに、満州なり、あるいは朝鮮なり、台湾なりにおいてそういう役人の経歴を持つた方もございましたが、しかし、協議官あるいは調査官あるいは徴収官として採用された方は、むしろ当時日本の企業がいろいろと集散したりしておりましたので、職場をかえられるために新たに税務に職場を求められたという方のほうが、ウェートとしてはかなり多かったかと記憶しております。

○員沼委員 ただいま答弁がありましたように、私も実はそうではないかと思つておつたわけでありました。ただ、当時民間から、あるいは携わつていない人といつても、ずいぶん意味が違ふ。したがつて、こういうことをなぜ言ふかといひますと、今後の試験において、不服審判所の採用においてこういうふうな暗いようなことが——うしろ暗いとはことばが悪いわけでありまして、それがだれが見ても確かにこれは公平な民間人である、こういうような立場から試験されることを望むために、これを申し上げるわけでありまして。

そこで、だいたい時間も超過してしまつたので、お聞きいたしますけれども、ただ民間から入れるということとははつきりしております。ところが、民間から入つて実際の税務ということとは、非常にむづかしいわけです。知識があるから、理論がわかるからといつてできるものではありません。これは私もいろいろと考へてみても、そうなんです。したがつて、どのような仕事分野に何人くらの民間の人たちを採用するのか、こういういわば実行計画的なものがあつたらうか。あつたらば示していただきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 これは毎々申し上げておりますけれども、この制度が発足してから漸次充足をしていくべきものかと思ひます。ただこの最初の発足のときも、できれば民間の方を入れるという態勢で進みたいと思ひますが、いかんせん、法律が成立いたしますと直ちに発足ということになります。その間審査事務をほつておくわけにいきません。一応は大部分は税務職員で充足することになると思ひますが、今後はその中で審判官に相当する人をできるだけ民間人に置きかえていくということを考へていくべきだと思つております。

審判官は、いわば実際の調査といふものは主として副審判官にゆだねましても、最後の判断をする一番重要なポイントでございます。そういう人をできるだけ民間人から採用するということを考へていくべきであらう。もちろん税務のこまかいことを御存じないという点がございまして、私ども、大体大学の専門の教授、司法官、弁護士、税理士

あるいは公認会計士の中で税についての知識、経験の深い方を選ぶと、審判官の職務というのが適正に執行されるというところは望み得ると考えられるわけでございます。

○員沼委員 そうすると、こまかいところまでの民間人の採用という、そのパーセンテージはきめてないということですか。

○吉國(二)政府委員 現在のところでは、私どももちよつと見当がつきかねておりますが、今後の成立後の人事その他においては一つの計画を立てていかなければならないと思ひますし、いま審判官と申しましたが、場合によつては、若い人で、審査官なり副審判官で、知識は十分あるけれども経験がないという人は、ここから出発するということも考へてもいいのじゃないかといふことも、一応抽象的には考へております。

○員沼委員 この点は、特に人事の問題は大事な問題でありますので、国民が納得のいくような人事をしていただきたいと思ひます。そういう意味から、私は心配で聞いておるわけでありまして、

さらに、現在の協議団が、午前中もありましたけれども、たとえば同じ穴のムジナであるとか、あるいはうば捨て山の的であるとかいふふうにもいわれておるわけです。これは非常によくはないと思ひますが、ありますけれども、しかし、反面、私がつらつら耳にするところによりますと、職権乱用の要素も非常に心配になつてきたわけでありまして。こういうような面、絶対にそういうことがない、させない、こういうことが言ひ切れるかどうか、これをお聞きしたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 もとより、この仕事は司法の仕事にも準ずべき重要な仕事でございますから、おおよそ職権乱用などというものはあり得ないように、人選も十分に考へるつもりでございます。それだけの管理体制も十分に準備をいたしていくつもりでございます。

○員沼委員 私は、何もみんなそれをやるというのではなくて、たとえば不服審判所に入つたその

それから、さらに今度は、**実態調査**に行く場合に、職員が行くわけでありませうけれども、——これは第九十七条ですが、あるわけですが、この場合、この職員の国税局との間の人事の交流はどうか。あるかないのか、この点をお聞きしたいと思うのです。

○吉國(二)政府委員 審判官については、先ほど申し上げましたように、大体最初の、これは民間人と入れかわるという異動が考えられますけれども、これは大体審判官に専念をしてもらうというつもりでおりますが、副審判官、審査官につきましても、やはり一応全体の人事の停滞というようなことを打破するという意味からも、若干の交流を考へざるを得ないと思います。

○貝沼委員　若干の交流を考えた場合、調査に行つた人は、国税局に入つた場合、一たん見てきた伝票を忘れることは、どうでしょうか、できるでしょうか。そういう点から、私は独立性を叫んでいるこの不服審判所が、ひよつとするとそういうところから情報が漏れたりなんかして、そしてむしろ納税者に対して不利なことが起きやしないかと、ちょっとばかり心配なわけでありますけれども、この点はだいじょうぶでございますか。

○吉國(二)政府委員 御指摘のお話は、審査請求を行なっている段階で、納税者が別に所得があるというようなことが発見された、しかしそれで一応棄却にはなった、そのままになっていますが、あとで帰ったときにそれを調べるおそれあり、こういうことかと思えますけれども、これは、そもそも審査請求というものの自体の運用のしかた、それとも関連してくると思います。実際の運用と一

そこで、私も実は、これほもしも国税局のほうに行かないとすれば、これは職業選択の自由というものがちよつと問題になりますので、非常にまづいと思ひまして、ややこしい問題だなと思つ

て、実は聞いたわけであり、我々そのような答弁があつたわけであり、今後十分注意をして、親しまれる、国民のための、国民の権利を守つてあげる、ただ税金を徴収するということがなくて、国民の権利を守つてあげる、国民のため、こういうあたにかい不服審判所にしていただく、というわけであり、時間ももう相当経過してしまいましたので以上で終わりたいと思つていますが、くれぐれもあたたかい税務の問題、これをお願いしておきたいと思つてます。

以上で終わります。

○毛利委員長 春日君。

○春日委員 われわれは、国民の財産権に国家権力として圧倒的な影響力を持つ徴税行政の、その中でもその諸法律の背骨をなす国税通則法、これについて質疑応答、審議を進めるのであります。これが、主としてわれわれは政策的な面において質疑を行なわなければならぬと考えるのであります。

しかるところ、その政策の責任者であります大蔵大臣、これは現在予算委員会が開会中だとはいいながら、とにかくこの質疑応答の答弁当事者としてここにお越しがいただけない。したがって、われわれがきわめて貴重な政策論を展開するにあたりまして、その答弁に立つ者は、主として

こういふような背景の中で熱心な貴重な論議がかわされておるのであるけれども、結局は責任者が不在のままに、結局は官僚が政策面に対して事務的な、技術的な答弁を行なうことによつて時間がふさがれて過ぎていってしまうのである。したがつて問題が結局解決をしないということである。私はここに質問を行なつて、副大臣なり主税局長なり長官なりが責任的答弁に立つて、是は

是、非は非なりとして、これが政策的に大きく取り上げられて、政府の方針を制度として変えていくということであるならば、私は別に大臣の出席を求めるわけではございません。けれども、結局大臣は大臣、次官は次官、そうして徴税当局は徴税当局というような立場で、若干の打ち合わせはあるであらうけれども、ニュアンスとか、肝心の議論のコクとかいうようなものが伝わりようがない。だから、いま貝沼君が指摘されたように、わが国の徴税機関の歴史というものはすでに相当古いのであるけれども、しかし国民の不満というふうなものとは依然としてあのような圧倒的なシェアを占めておるのである。

こういふような形で、この徴税行政の政策論議、国民の財産権に至大の影響を持つ徴税行政について、このような形態で論議がされるということについて、適当であると思うか、あるいはこれは遺憾きわまる状態であると思うか、この際毛利委員長の見を問う。

○毛利委員長　いま春日委員の発言、非常にきもつともありますが、客観情勢上やむを得ざる点も御理解賜わりたいし、なお理事会で絶えず大臣の出席を協議し、求めております。

○春日委員 これはかねがね本委員会で論じられておるように、これは歳入委員会という一つの機

○毛利委員長　御趣旨同感で、現に委員長会議ごと
にこれを主張しております。

○春日委員　さすがに毛利君、あつばねな御心境である。しかし、この問題については、そのような制度の改革が実現をされるまでの過渡期間として、私は特に副大臣に要請したいのであるけれども、全く委員会の構成を分離分割せなければならぬほど、ことはどさようにここにおける政策論議の内容は貴重なものでありますから、したがってあなたが大臣にかわつて答弁をされる、大臣を目して質問をされるこの問題については、必ず福田大臣に十分伝えられて、そうしてわれわれの意のあるところを大いに政策の中に反映せしめられるよう最善の御努力を願いたい。

なお、現実の問題として、吉國長官も細見主税局長も、大臣権限を大きく干犯しながら答弁に立たれておるのでありますから、したがって、ただただ徴税技術上とかあるいは法の構成上の技術面にこだわることなく答弁をされて、そうして現在の欠陥があるならば、それはただ単に保守的なマンネリズムではなくして、いいものはいいい、悪いもの

は大いに改善しよう、こういう前向きな形で、現状を至上のものとして、これを動かし得ないものという立場から答弁されるのではなく、若干はそのような政治家的立場に立って——すなわち、あなた方は政治家でも何でもありませんが、そのようなものではないけれども、しかし、いま現実におおる実情にかんがみて、大いにひとつ胸襟を開いた形で、前向きの形で御答弁を願いたい、と思う。

かつてわれわれがここで論じた問題が大きく改善改革された例、これは吉國長官も細見君もよく知っておられる。池田大蔵大臣のごときは、お知らせ制度がいかにないか、なるほどそれは法律違反だ、よし、電報を全国に打ってこれを廃止せよとか、いろいろなこの論議を通じて改善改革がなされてきた。ところが最近はそのようなことがほとんど——主税局長や長官あたりが答弁を横取りしてしまふものだから、したがって真に迫った必要不可欠の改善改革案が、結局君たちの官僚のコンクリートにさえぎられてしまつて実らないというところはきわめて遺憾千万、国民のために大きな損害であると思う。この点について反省はあります。

○細見政府委員 私どもも、せつかつ的確ないろいろの御教示に対しては、真摯に耳を傾けてまいりたいと思つております。

○春日委員 耳を傾けるとは何事だ。私は耳なんか傾けてもらわぬでもいい。私は、胸襟を開いて、われわれのことが五体のすみずみの端々にまでしみわたるようによろ聞いて、それがいいと思つたことは大臣に献策、献言を行つて、即日これを改善、改革せよと言つておる。君らの耳なんか傾けてもらふ必要はない。われわれのこの意見は君らの耳など相手にしておるものではないのである。もう一べん答弁し直せ。

○細見政府委員 大臣によく連絡いたしまして、毎日の審議の経過が大臣に伝わるように申しします。

○春日委員 そのとおり。かくのごとき答弁でなければ……。そこで、まず法律案の具体的内容に入ります前に、基礎的な問題としてお伺いをいたしたいのであります。

最近の年度でよろしいが、異議申し立て並びに審査請求の総件数と、なかんずくその中で増額更正もしくは減額更正、この更正のなされた件数、どのようなものであります。

○吉國(二)政府委員 昭和四十二年度におきましては、納税者数、申告所得税におきまして三百三十万七千という数字がございます。それから四十三年度においては三百六十九万九千。これは若干、前に主税局からお示した数字と違つておる点がございしますが、修正申告等は重複するとして除いてございしますので若干減つておりますが、基礎は同じでございます。

これに對しまして、更正または決定をいたしました件数が、四十二年度におきまして十一万一千十件、四十三年度におきまして八万七千七百七十五件でございます。このうち、減額更正を除きまして、いわゆる増額更正分だけをとりましますと、更正決定件数は、四十二年度八万七千九百三十七件、四十三年度六万八千三百五十九件となりまして、パーセンテージで申しますと、四十二年度の増額更正の割合が二・六％、四十三年度が一・八四％となっております。

これに對しまして、異議申し立て件数は、四十二年度が二万七百二十六、四十三年度一万四千八百五十、異議申し立て割合は、増額更正に對しましてはそれぞれ年度の年度において二三・六％と二一・七％という数字になっております。

さらに、審査請求は、審査請求となりました件数が四十二年度五千五百五件、四十三年度四千三百三十七件というものが申告所得税の数字でございます。

に、こう申し上げておる。要するに、そのような異議申し立てや審査請求がなされて、調査の結果、減額更正を必要としたもの、あるいはその調査の結果増額更正に至つたもの、これはどういふ数字か。

○吉國(二)政府委員 これは先生御承知のとおり、現在の異議申し立てでは増額更正はございせん。減額一本でございしますので、その内容を申し上げますと、申告所得税におきましては、四十三年度の……。

○春日委員 まとめて言つてください、この四十二年度の二万七百二十六に對して。

○吉國(二)政府委員 二万七百二十六に對して、取り下げが三千五十三件、却下六百三十七件、棄却五千十一件、全部取り消し四千七百七十一件、一部取り消し四千四百四十三件。さらに四十三年度で申しますと、取り下げが二千二百八十二件、却下四百九十五件、棄却三千九百五十三件、全部取り消し三千二百七十四件、一部取り消し五千二十六件、変更その他十五件という数字になっております。

○春日委員 この資料で明らかになりましたことは、四十二年度において、二万七百二十六件のうち、いろいろと税務行政機関が再検討をされた結果、減額を必要とする、こういうものの件数は六千四百四十三件と四千七百七十一件の合計数である。四十三年度においては、三千二百七十四件並びに五千二十六件なるものは、そのような異議申し立てもしくは不服を申請した者の趣意が通つた、こういうぐあいに理解してよろしいか。

○吉國(二)政府委員 主張の全部または一部が通つたということでございます。

○春日委員 一部にしろ全部にしろ、第一次的徴税行政機関が決定しておつたことは誤つておつたのであるか。

○吉國(二)政府委員 そのとおりでございます。

の権利救済の意図に基づいて、そのような制度が制度化せられんとするものであるか、この点はどうですか。

○細見政府委員 その方向に向つた第一歩であります。

○春日委員 そうすると、法案の中に入る前に伺いたが、憲法の関係をさらつと常識的に読んでみましても——常識的といったところで、われわれのごとき専門家になりますとこれは相当専門的になるのだが、憲法二十九条「財産権は、これを侵してはならない」とある。そうして「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むる事ができる」という「不法行為」というものを国家賠償法で調べてみますと、これは結局「故意又は過失」とある。したがって、徴税吏員が故意に税金を多くふかけるということは、常識上平常の場合考えられないとすれば、法の解釈の過失によつてそのように過大に査定をした課税を行つた、こういうぐあいに理解をせざるを得ないが、この辺の關係はどうなるか。

○細見政府委員 それはやはり過失でなくて、そのときにおけるその人の全人格的な判断によつて適法なるものと信じて行つたものであります。

○春日委員 国民の財産権は何人も侵してはならないとある。生命、財産権であつて、生命に次ぐ財産権、これは何人も侵してはならないのである。そのような至上の基本的人権である。それを徴税吏員の全人格的の判断によつて、ある者は百万円と査定し、ある者は一千万円と査定をする、こういうようなことが許されますか。われわれは、租税法主義といつて、法律に格段の定めなくば税金を取られることはないものである。日本国において日本国民のための法律は一つしかない。その一つの法律を、一つの憲法に基づいて行政を執行する場合、ある者はAの課税がなし得、ある者の判断によつてはBの課税がなし得

る、こういうようなことは許されてよいと思うか。政務次官、御答弁願いたい。

○中川政府委員 御指摘の趣旨はよくわかるわけでありまして、課税の査定はAでありBであったことが、法律上財産権の侵害になるかどうかについては若干疑問があるのではないかと。従来の法の解釈は、かりに裁判所あるいは不服審判所で違つた決定がなされたとしても、公務員の過失あるいは故意による損害ではないという解釈がとられておるようでありまして、私もそう解釈しておるつもりであります。

○春日委員 そういふふうにはなりません。国家賠償法第一条は「公権力の行使にもとづく損害の賠償責任、求償権」国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うにいつて、故意又は過失によつて他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」とある。そして、国はそういうことをやつた者に対してさらに求償権を發動することができ、こうありますね。だから、租税法主義といふことは、法律によらなければ何人も課税を受けるということではないのです。法律は一つである。解釈もまた一つでなければならぬ。しかるに、重大なる過失によつて取らなくてもいい税金を課税をした。そうして上級機関に権利救済を求めたら、その結果本人の申し立てが正しかった。そのことはそのまま第一次課税当事者が過失によつて課税を行つたものであるという立証になる。この場合、過失によつて課税をしたのだという事実関係がここに浮揚してくると思うがどうか。

○細見政府委員 先ほど先生がお説みになりました条文で、ちょっと私、聞き漏らしたのですが、たしか「故意又は過失によつて違法に他人に」というのがございまして、法律に従つた行為はいいわけでございます。

そこで私、税法を見てもいりますと、所得税法に、百五十六条でございまして、いろいろ帳簿などがない場合には推計で課税していいということ

になつておるので、私はこの場合は違法ではないのじゃないかと思つておりますが……。

○春日委員 違法、それから不法、これはいろいろ裁判所の判例等を追及していかなければならぬと思ひますけれども、要するに私の言う事実関係は、税務署が一千万円と査定した、そうして後日それをいろいろ異議申し立てや審査請求をしたたら、その申し立てが通つたものが現実こんなにもたくさんある。四十三年度においては三千二百四十七件と五千二十六件、八千何件のそういう事実関係がここに実在するのである。これをどう見るかというのだ。日本国の徴税関係の法律は一つしかない。法律、政令、通達、判例、いづれも、税務署に対して協議団に対しても、それは共通の一つのルールである。共通のルールを活用して、そうしてその査定を行つた場合、第一次の者が一千万円と査定した、上級の者が査定をしたたらそれは誤つておつたといつて、一部取り消し、全面取り消しと、こういう事実関係がこんなにもある。これは過失である。明らかに過失である。過失でないものならば何のために取り消すのか。すなわち国家賠償法がいつておるところの過失ですね。故意または過失によつて、法律は一つなんだから、法律を間違つて解釈をしたら違法の執行ではないか。法律に基づいてのみ徴税、課税ができるのであるから、その男が、百万円しか課税すべからざる対象に対して一千万円の課税をしたというならば、過失によつて違法の課税を行つたことである。当然その男はどのような過失責任を負わなければならないであらうし、国家はその者に対してやはり権利救済の責務をになわなければならないと思うが、この点、副大臣御見解はいかがです。

○中川政府委員 春日委員のお気持ちは私も……（春日委員「気持ちはいいよ」と呼ぶ）私も、言わんとするところはわかる……（春日委員「言わんとするところじゃないですよ、言つたところだ」と呼ぶ）言つており、言わんとするところの内容はわかるわけですから、百万円が妥当な

に二百萬円の課税があつた。これは国民の大事な財産権——百万円に対して公務員が二百萬円の取り立てをした。これに対しては国家賠償法で責任を持つべきではないかと主張されるわけでありまして、百万円しかないものを二百萬円取つたそのやり方について、違法あるいは過失、当然課してはならないものを、故意あるいは違法に課したという場合には、私はこれは国家損害賠償法の義務があるのではないかと。しかし、そのやり方自体が適法であり、その当時の状況としてはそれ以上推測の方法がないという判断のもとにやつた場合には、故意とも過失ともいえないのではないかと。

そのために、そういった間違いがないように、最終的には三審制のある裁判所でもって白黒をつける。その前段として審査請求または不服申し立て、こういう段階を経由しておるのではないかと、このように私は解釈をいたしております。

○春日委員 私は、この法律を、そしてまた国税不服審判所というものの機能をどこに置くか、こういう問題と至大の関係があるので、この問題を明らかにして、それから法律事項の中に入れていただくかと思つておりますが、私は必ずしも立論やなんかを言つてゐるのではない。ただ事実関係として、いま吉國長官が指摘されたように、現実にはそのような間違いがあるのです。現実には生命の次の財産権に対して国家が大いなる侵害を行つたわけなのだ。その間違いが現実の問題として、この中の一部取り消ししたとか、これを全面取り消すとかいふような——金額はものによつては百万、二百万の場合もあるだろうし、大きいものは五千万、一億というものは少くはないと思ふ。そういう間違いをやつた場合は、憲法の精神からいけば、この二十九条の財産権をそのまゝ受けて、そうして同時に、十七条の国及び公共団体の賠償責任をそのまゝ受けて、国家賠償法という法律が現実には制定されておる。だから、警察なんかで基本的人権を侵害した——きのうだつてあのような、裁判所で、別件逮捕の者は無

罪だといふようなことで、無罪になれば当然国家賠償は適用されてくると思ふのだ。だから、基本的人権という中の大きな財産権を侵害した場合に、国家賠償ということが考慮されなければならぬ。これは当然の政策論ではないかと私は思ふが、広瀬君、どうですか。——いや、お互いにもんがが研究したいと思ふのだ、こういう基本的な重要な問題は。永末君どうだい、東大法科は。

このきのうの判決が出たことで、私はすぐちやつとここに着想を及ぼして、實際問題として、国が誤つてあるいは法律に違反をして、たとえば徴税法に反して課税を行つた。そうした場合には、だれもそうしたものに對して求償権とか権利救済といふものがなされないといふようなことはおかしいと思ふのだ。しかも、今度の国税不服審判所といふものの性格、機能が、権利救済といふよりもむしろ行政救済のところにウェイトを置かれておることにかんがみて、私は、この理論といふものがその大前提として大きなき手になると思ふから、くどくこの点を明らかにして論旨を進めたいと思ふ。いかがです。

○吉國（二）政府委員 先ほど細見主税局長が申されましたように、春日委員が御指摘のとおり法律の一つである。しかし、その法律を適用する段階におきまして、法律はすべて手続をきめてゐるわけでございます。その適法なる手続を踏み、与えられたる段階において過失なく執行したものが、その後の資料その他において事実認定がくつがえるといふことは、法律が予想している問題だと思ふのです。したがらば、行政救済の手段を与え、また同時に、救済の結果としては還付加算金といふような制度を当然に想定をして、制度自体として組み入れておると思ひます。もちろん、租税法の上におきまして、故意に、知りながら課税対象でないものに課税をした場合に、国家賠償法の問題が起り得ることはあると思ひますが、適法な行為として法律に従つた手続によつて行なわれた場合には、それに対する救済手続は、今回改正をしていただく審判所その他の法律と、

さらに税法に定められたる還付加算金、いわゆる一種の遅延賠償金のものでありますが、かようなものによつて定型的に定められているものである。故意、過失というものの判定はきわめて困難ではありますけれども、税務行政において故意、過失による国家賠償が起り得ないとは私は思いませんが、それは一般の場合の異議申し立て、不服審査の制度として当然いまの税法の組織の中に定型的に組み入れられているものである、かく解すべきものと思ふのであります。

○春日委員 私、まず、税務署の査定に対して納得ができないと本人が思ったときは、これについて異議申し立てができて、さらにまた協議団に向かつて不服申し立てもできる、こういうことは、納税者そのものの立場で有権的に判断すれば、それが最終決定ではないのである。異議申し立てなり不服申し立てなりをしていくことによつて、自分の権利が当然認められると、こういうふうに解していけばそれはそれでいいと思う。すなわち、徴税機構全体としてその個人に対する最終責任はその時点においてけじめがつけられてくると思ふ。

ところが、その間に納めたところの税金ですね、あるいはその間に受けたところの精神的な苦痛、あるいは税金をたくさん取られたことによつて金繰りが悪くなつて破産をする、そういうような財産権侵害に伴つて発生してくるところの犠牲、損害というものを、これに対して国家が賠償の責務がないと断定できるか。これは私は重大な疑義があると思う。あなたの兄さんは法制局のえらい人らしいけれども、あなたは税法のくろくともかもしれないが、一般論についてはまずずぶのしろうとであると見るべきであらうと思う。この点どう思ひますか。常識論として、実体論として、たとえば広瀬君が商売をやつておられたとする。ここに實際上、税法上、上級機関が最後の減額更正を行なつた場合、百万円よりよい、こういう査定を下した。ところが税務署が三千万円という課税を行なつた。その調升、調達かならずして広瀬

君のお店がつぶれたとする。その間の談判、交渉にもたいへん苦勞をされたとする。そのときでもなおかつ、税務署のあやまるその課税が、全然国家的にこれが免責事項になるのかどうか。あな、断言できますか。兄貴に一べん相談してみてください。

○吉國(二)政府委員 まさに問題は故意、過失、違法の解釈にかかると思ひますが、税法がこのようなシステムをつくつておるといふことは、その中に法律の適用にあたつて適法行為で誤り得るといふことを前提にしているものと思ひます。実定法のシステムとしては、特に故意または過失による違法というものが普通の税務行政の上には一応推定されないという前提でシステムが組まれていることは事実だと思ひますが、それと同時に、故意または過失によつて違法に財産権を侵害したという事実がある——その判定は非常にむずかしいと思ひますが、そのような場合に、国家賠償法が完全に排除されているということではない、そのように思ひます。

○春日委員 そのとおりだと思ふ。だから、一番確実な手段は、だれかここで——昭和四十三年度においてはざつと八千何百人の諸君が、現にその申し立てが通つておるわけなんですね。そこには大なり小なりの損害があると思ふ。だからその諸君が国家に向かつて、その間に受けた損害について、国家賠償法に基づいてその損害賠償の行政裁判を起して、その判決を待たら一番正確な答えが出てくると私は思ふ。違憲裁判というものは最高裁にゆだねられておると思ふが、こういう問題については何か判例、判示がありますか。

○吉國(二)政府委員 その系統の訴訟は現在も起こつております。やはり故意、過失、違法といふ内容についての争ひでありまして、勝訴を得たものもあり、敗訴の例もあるようであります。一べん判例を集めまして、ごらんに入れたいと思ひます。

○春日委員 要するに、勝訴の例もあり敗訴の例もあるということでは、これでは答弁にならない

わけだ。たとえば、そのような不当な課税を受けたことによつて、ゆえなくして不当な損害を受けた。ゆえに国家に向かつて損害賠償請求の裁判を起した事例があるかどうかということ、あるならばある、そしてその中のある判決はこういう理由によつて国家は免責された、こういう理由によつて国民の救済は認められた、このことを御答弁願ひたい。

○吉國(二)政府委員 現在判例を待つてきておりませんので的確な答えができませんが、先般勝訴をいたしました判決の内容は、重役賞与の判定を誤つた件でございますが、それについては、重役賞与の使用人重役の範囲について若干の疑義があった。したがつて、その疑義があつた段階において課税をしたことについては過失を問うことはできないということ、勝訴になつておるようでございます。

○春日委員 そのような法律上疑義のあるものは、言うならば灰色のものである。見ようによつてはその第一次の課税段階において誤認をし得る場合もある、こういうことでしょうか。けれども、私がいまここで提示をしている疑義点は、全面的に認められた、あるいは大きな金額についてその本人の異議申請が認められたといったような場合の行政裁判あるいは賠償裁判、こういうものが認められた判例があるかないか、このことを言つておる。そういうような疑義のある、だれが見たところでも白ともいえる、黒ともいえる、灰色のもの、これは間違えるのがあたりまえだ、だから責任はないぞ、こういうような判例では、われわれが政策の基本を審議する材料にはなり得ない。

○吉國(二)政府委員 いま御指摘のような趣旨のものでございますと、まだ判決が下つていないと思ひますけれども、異議申し立て中にかつては公売処分が許されたわけですね。そのために相当な物件を公売をしたわけですね。その場合、あとでその課税物件が非常な額にのぼる。そして課税は実際取り消された。しかし、すでに公売を受けてし

まった。その損害を賠償すべきであるということが争ひになつた事件が一件、大きな金額でございます。これは場合によつては裁判経過をすぐ調べさせてみようと思ひますが……。

○春日委員 まだ判決はおりておりませんか。

○吉國(二)政府委員 判決はたしかおりていないと思ひます。

○春日委員 じゃ、あしたでもあさつてもいいからお調べいただきたい。それじゃ私が指摘しております問題点というのは御理解願ひたいと思ふ。憲法で保障されております基本的人権の財産権を侵害してはならぬ。ところが、この財産権を侵害し得る立場にあるものは、いま徴税当局、徴税機関以外にはございませぬ。民間ではどうぼうだとかギャンブルだとか、そういうものはあるけれども、ギャンブル、どうぼう、税務署、一緒に並列するのはいかかと思ひけれども、とにかく個人の財産権に対して侵害能力を持つものは税務署である。したがつて、その徴税行政というものは憲法の本義に基づいて、ほんとうに法律によらなければならぬ。だから法律に基づき執行は、ある者がこれを判断すれば百万円になり、他の者が判断すれば五百万円になる、またその逆の場合もあり得るというふうなものであつてはならぬと思ふのです。そのような二様の判断が出てくるということについては、これはごく少数、異例の事例と見なければならぬ。ごく少数、異例の事例がどうして起きるかというところ、それは故意である、あるいは過失である。そして故意と過失と、違法の執行を行なうことによつてそういう結果が出てくるのである。われわれがいまここで論ぜんとする国税不服審判所は、そういうものを救済する機関である。こういうことであることを御理解願ひなければこの審議の精神がぼやけてくると思ふが、いかがですか。

○細見政府委員 先ほど来、一部取り消しあるいは全部取り消しになつた事例が多いことをとらまへられまして、徴税官署に、故意とまではいかないうちまでもいろいろ過失が多いのではないかという

ような御議論だと思ひますが、しかし、實際こ
で一部取り消ししないしは全部取り消しになりまし
た事案は、課税の段階ではそうした証拠なりある
いはそうした事実についての十分な申し立てがな
されずに、異議申し立てなりあるいは審査の段階
で、新たな事実、新たな証拠としてそういうもの
が申し出された。それに対して税務当局とすれば、
従来とかく批判を受けたのは、じゃほかに
もつと所得があるじゃないかというかつこうで、
いろいろ争点といひますか、納税者の申し立て事
項以外のことをあさるといふような感がある。
それは改めるべきじゃないかというお話は承つて
おるわけですが、またそれはそれなりにそ
ういふふうに通算してまいらなければならぬと思
ひます。しかし、一部取り消しなり全部取り消し
が多いというのは、税務職員の過失がこれだけあ
るということじゃなくて、むしろそういう大事な
資料なりあるいは大事な説明が、当初課税の段階
になされておらないというところに原因の大半は
あると御認識願ひたいのであります。

○春日委員 私に細見君に何うが、あなたは税務
署長あるいは国税局長、徴税機関の当事者として
携わられた経験がどういふ状態ですか。

○細見政府委員 私は人が最もいやがります査察
課長をいたしましたし、調査査察部長をいたしま
して、むしろ個別的にいろいろな事案に接してき
た経験がわりあい長うございます。

○春日委員 そういうエキスペリエンスとならば
なおさらのことなんだ。いまあなたが言われたこ
とはサギをカラスと言いくるめようとする、詭弁
もはなはだしきものである。よろしいか。納税者
というものは自分が課税をできるだけ正当に受け
るために、さらにわかりやすくいうならば、安く
課税を受けるために、自分の有利な材料を出しし
ぶるといふことはあり得ないのである。自分に有
利な材料は、損金算入をすべきだとか、あまたと
かこうだとかいう材料は、常識論として当然あり
とあらゆるものを充実にこれを課税当局に提示
するのは人情の必然である。いまあなたは、第一

次課税の時点においてはそういうような資料を欠
いておつたと言われるけれども、私もこの大蔵委
員会に十八年間参事入り込んでおる。まだ君たちが
あちらこちら歩いていていた小坊主のときからぼくは
ここでこの議論をやっている。だから、徴税行政
の問題点の実態については、しばしば白熱の論戦
が行なわれてきた。いまあなたは、そういうよう
な減額更正がなされたという原因が大部分のもの
はすなわち本人の資料が不足しておつた、自業自
得だと言わなければならぬ。もしもあなたがそう
だといふならば、私が知つておる事例だけでも、
新しい判例、新しい通達、いろいろのものを提示
することによつてその権利救済がなされたところ
の事例、枚挙にいとまがない。あなたは査察とし
て、とにかく取らんかな取らんかな、すなわち鬼
のごとき細見君であつたわけだ。平靜なる課税行
政の責任者であつた経験はほとんど無にひとし
い。したがつて、あなたはそういうなたわけたこ
とを言いたくなるのかもしれないけれども、私ど
も、十八年間大蔵委員会に参事入り込んで真剣に徴
税行政と取り組んできた者の判断からすれば、貴
殿の答弁のごときはまことに牽強付会もはなはだ
しきものである。

吉國君の答弁を求めます。それは御両所お互
に對立してもよろしい。真剣に國家と國民のため
に政策を論じましよう。いま細見君の答弁は、減
額更正が行なわれた主たる原因は本人が第一次課
税の當時、資料の提出を怠つていたから、自業自
得でそうなつたんだ、あとでそのような資料を提
出したことによつてエクスキューズがなされたん
だ、こゝ言わねばかりの答弁であつたが、はたし
て減額更正の実態はそのような内容のものである
かどうか。いままで税務署が決定したものをその
後協議団でいろいろと精査をする、そのときには
法律のみならず、政令、通達、判例、あらゆるも
のを網羅して、あらためて判断を願つたときに、
第一次のときは誤つておつたのである、こゝある
べしというものが減額更正の実態である。減らした
といふ、それは何らの恩恵ではないのである。

税金はゆえなくして、法律の根拠なくしてまけら
れるべき筋合いのものではない。したがつて、法
律に基づいて、誤つておつたから直すんだ。こゝ
いうことなんだから、いま細見君が言われたよう
な、鬼の査察部長の経験でもつてそのような意見
を述べられては、徴税行政を正しむものに改善、
改革するためのわれわれの政策議論に有害であ
る。いかがでありますか。

○吉國(二)政府委員 減額を受けたものの内容に
ついて、春日委員の言われるように、解釈の誤り
によるものももちろんございます。また、細見主
税局長が申しましたように、本来全く帳簿がない
という段階で認定をいたしましたして、その後帳簿
が出てまいりました例もござります。(春日委員
「そんなものは少数事例だ」と呼ぶ)少数事例と
申しますが、いわゆる事実認定の争いが相当数ご
ざります。春日先生がおっしゃつたような大物も
もちろんござります。大きな帳簿等のあるものに
ついての争ひは、解釈の争ひというものが相当ある
のでござります。この解釈の争ひも、先ほど判例
で申しましたように、解釈そのものが明確である
ものを誤つたという例よりは、解釈自体が二つに
分かれておる、あるいは解釈について適当な通達
がない。したがつて、独自の立場で解決をした
が、具体妥当性から申せば法律の解釈はかくある
べしといふことから決定がくつがえされた、こゝ
いう例が多いように思ひます。おそろくそのあた
りが、判決においても法律解釈に疑義があつた段
階においては過失が認められないといふことを
いつたものの一つの例だらうかと思ひます。私は
両方あり得ると思ひますのでありまして、ただ言える
ことは、こゝいう争ひ、誤りをなくすという努力
をまず考えるべきであるといふことは、もうこれ
は私自身がはつきりと肝に銘じていきたいと思ひ
ます。

○春日委員 やや実態が明白に浮揚されてきたと
思ひます。主税局長の述べられたところをその
まま聞くと、本人がいろいろ提示すべき証憑、書類
が不備だったから、したがつてそういうような高

い税金をかけられてもやむを得なかつたのだ。あ
とで書類を出してきたら、それがみんな取り上げ
られるべき筋のものがあつて、それで認められた
んだ、こゝいうことではないのですよ。それ。そう
いうものもある。それは白色申告の場合にはより多く
ありましよう。けれども、大きな問題で税法の解
釈を誤つて——誤つてといふても、いま長官も若
干述べられたけれども、いままで貝沼君もあのよ
うなアンケートの中のデータから述べられておる
けれども、はなはだしく難解である。國民にとつ
ても難解であり、徴税当局にとつてもこれははな
はだむずかしい。むずかしいといふたところ
で、どんなにむずかしいでも財産権の侵害に至らざる
よう、それこそ万全の措置が講じられなければならぬ
のである。それからその見地に立つていかに
あるべきかといふことならば、これは神ならぬ
身にあやまちなきを期したいから、誤つた場合
はその侵害された権利といふものをどう救済し
ていくか、権利救済といふことに皆さん方のポリ
シーの重点を置いてもらはないと、単なる技巧、
技術であつてはならぬといふことなんです。わ
かりましたか。——よろしい。

それでは、そのような訓示を前提にいたしまし
て、そこで問題になるのは、先国会においてわれ
われ野黨の議員がさまざま切確確をいたしまし
て、六項目の附帯決議が附されました。それで、
その第一項目は、「国税不服審判所の人的構成及
び運用についてはその独立性を強めるよう留意し、
今後における社会、経済の進展に即応しつつ、国
税庁から独立した租税審判制度の創設」これに
ついて大臣は不斷の真剣な検討をなせ、かくのご
とくに院は附帯決議を付しておりませう。この案件
は、不幸にしてあのようにな審議未了になつて、今
度新規の提案になつたけれども、不斷の努力——
去年からことしまでの間に数千時間というたいへ
んな時間が経過しておるから、この間に國權の
最高の機関たる国会の意思というものは、当然大
蔵、徴税行政において不斷の検討がなされてし
かるべきだと思ひますが、この委員会においての決議

は——一応法案が流産したとはいいながら、その意思というものは当然尊重されてしかるべきものである。当時の大蔵大臣はこれに対して、十分尊重しますと答弁がなされておる。どのように尊重し、どのように研究して本日に至っておるか、この点についてお述べを願いたい。

○大島説明員 不幸本法案が流産を見たわけでありすが、この附帯決議にもございますように、絶えず前向きな姿勢で、新しい制度をも含めて検討しろという国会の意思を尊重いたしまして、ここにおります大島君に、専任で外国の租税裁判所あるいはドイツにおきます財政裁判所あるいはフランスにおきます実情というふうなものも調べさせまして、それらの国で、いますぐ取り上げられるもの、あるいは今後の検討にまつべきもの、そういうものの整理をいたしておる段階であります。

○春日委員 この際、大島国税審判所長候補者か、次長か、一体アメリカ系統ではあるいは大陸系統では、この問題の救済が現実かどうかというふうなマシンナリーによってなされておるか、その機構、機能、こういうものについて御調査の結果、簡単でございいますから御報告願います。

○大島説明員 外国の救済制度は、各国によりましてそれぞれ独自の制度があるわけでございます。それぞれ国情と国民性と歴史とを踏まえまして独自の制度が……。

○春日委員 そんなことはわかっておるから、アメリカとかイギリス、フランスその他を言ってくれよ。

○大島説明員 独自の制度をなしてきておるのでございまして、なかなか一口に申しかねるわけでありすが、大別いたしまして、大陸系の諸国では特別裁判所を設けておる。それに對しまして英米系では、司法機関をもつて最終の機関としておるわけでございます。日本におきましては、むしろこのアングロサクソン系の法体系にその意味で近い体系をなしておると思ひます。

それからなお大きな特色といたしまして、イギ

リスなりあるいはドイツなりで痛感いたしましたことは、イギリスの委員会とかあるいはドイツの特別裁判所等におきましては、その場面で増額決定をやる権限があるというのが非常に大きな特色でありました。

そのほかいろいろとこまかい点は多数ございしますけれども、日本はまだその歴史の段階が違ひますので、ただいまの国情では、私見てまいりました結論といたしまして、やはり現在の審判所というふうなあり方が、現在の日本の国情からいたしますと一番びつたり合っているのじやなからうか、さような結論を持って戻つたような次第でございます。

○春日委員 やはり大島君も、ぼくは不安になつてきたわけですね。というのには、ぼくが質問をいたしましたのは、国税庁から独立した第三者機関の権威を、権能を持たしめるような国税不服審判所でなければならぬとわれわれ野党はこれを述べ、かつ与党もその方向を容認されて、満場一致の附帯決議がなされておる。よろしいか。その附帯決議は、国税庁から独立した租税審判制度の設置、こういうものについて絶えず真剣な検討を加える必要がある、こう言つたのですよ。しかるに貴公は外国へ視察に行つて、そうしていま問ひもしない増額決定ができる、そんなことを答弁するとは何事か。まさに三つ子の魂百までということがある。だからわれわれは、租税審判所というものは救済機関だが、あるいはその徴税機関たるの三つ子の魂の精神で八百長をやられてはかなわぬ、だからここに第三の機関を厳然として設置するの要あり、こういうふうに言つたので、これに基づいてあなたは、貴重な国民の血税を使つたか使わぬかは知らぬ、そんなけちなことはぼくは言わないが、とにかく欧米を視察された。あなたの答えは、すべからず、すなわち徴税当局と完全に分離した第三者の機関としてこのよう不服審判所を設置されておるかどうか、こういうことを調査結果として御答弁が願ひしきものであつて、そのような機関が増額決定ができるなんというふうなこ

とを何のために言うか、たわけた答弁をしてくださるな。もっと真剣にやつてもらいたい。

○毛利委員 政府当局に申し上げます。答弁は的確に簡潔に行なうよう特に要望いたします。

○大島説明員 先ほど申しました特別裁判所、これはまさに徴税当局から完全に独立した機構でございます。ただこの場合におきまして問題は、同じく前国会で議論が出ましたように、その完全に独立いたしました裁判所の決定に對しましては、いわゆる当局のほうからさらにこれを争うことができる、こういったような仕組みになつておるわけでございます。これも前国会で大いに議論がなされたところでございますが、このような制度をとりました場合には、通常の司法裁判の過程が省略されるか、あるいは全くそれを通らないというふうなことになるわけでございます。一、この行政機関の措置に對しまして、他の行政機関がこれを批判して、しかもそれで終審になるといふような制度は諸外国にもちよつと見当たらないか、ということでございます。

なお、その裁判所の決定に對しまして徴税当局が争ひます場合には、アメリカにおきましてはさらに司法裁判というところになつておるわけでございます。そのようになつておるから考えますと、いまの日本の全体の法秩序の中から、そのようなものを持ち込みますには、やはりまだ全体として熟していないのじやなからうか、かような感想を持っております。

○春日委員 問題はそこなんです。大陸系統では全部独立しておるのでございすね。そうして、いわんやアメリカ系統では司法裁判的性格を持つてきておる。ただし、その機関訴訟ができるかできないかという問題なんです。すなわち、国税不服審判所、やがて貴殿が次長として赴任されんとするその審判所の決定に吉國君が不服だつたら、吉國君が機関訴訟を起せばそれでよろしい。できるかできないかという問題じやない。そんなことは日本で現在平気でやられておる。私はそんなことはできないというのではないと思ひが、どう

です。あえて欧米でそのことにためらわれておる、その政策の根拠は何でございすか。

○大島説明員 私は、そのような制度が制度といたしまして絶対に不可能だということを申し上げておるわけではないわけでございます。ただ現在の日本の全体の体系からいたしますと、いかになじみにくいと思ひますか、さらにそのような制度をとり入れるにつきましては、かすに時日をもつていたしまして、現在の不服審判所の制度、これらの適正な運営にまず全力を尽くしまして、その成果を見た上さらに検討するのがほんとうじやなからうかというふうに考えております。

○春日委員 それこそそれは政策論の分かれるところでございます。貴殿たちの見解というふうなもの、本委員会の政策論としては、これはまあ、あまり価値の乏しい意見ともいなければならぬ。政策を論じたければ代議士になれということですね。問題はそういうことなんだ。村上君なんかあがつてきたからなんだけれども……。

そこで問題は、これを司法機関とするか——司法機関という問題ですね。私は先国会以来、吉國長官の御答弁を静かに聞いていますと、断定的にそれは実際不可能だという不可能説をとつておられる。この説をあなたはアウフヘーベンしなければいかぬと思ひます。いつまでも石頭でそんなたわけたことを言つておつてはいかぬと私は思ひます。要するに、人権尊重ということに民主主義は徹しなければならぬということになれば、人権侵害というものは最高度にこれが救済をせねばならぬ。救済される前に保障されなければならぬ、そういうことでございます。だから、質問する以上その司法と行政というやつを調べてみたのです。そうしてみると、行政は行政なんだが、司法というのは民事、刑事、行政事と三つあるわけだ。したがって、現在準司法機関の性格を持たして、權利救済に重点を置いた機能を個々に持たせるといふことになれば、そこで実際問題として民

させるということは、何だかしらぬ、アブソリュートリー・ノーなんというああいふ態度では、こういう政策案件のきれいな解決をはかることはできないのではないか、こう思うのです。この点について大島審議官の調査結果をも参考にとり入れられて、あなたの見解は去年、ことし、なり変化するところがないかどうか。いかがですか。

○吉國(二)政府委員 私は竹本委員にお答えしたことがございますが、準司法機関を設けることがアブソリュートリー・ノーではないということを申し上げたわけでございます。実はわが国の司法組織、行政組織が、現在のところでは行政行為に対する準司法機関的なものがない。またそれをつくらんとするならば準司法機関と司法機関との係属、たとえば第一審審略といったような制度上の大改革を起さなければならぬということがあるのではないか。またそれをしなければ、屋上屋を架することによって納税者の救済の道が達せられない。そういう意味では、将来の問題としてこれが不可能であると私は思いません。ただ現段階のシステムの上では異例のものになるので、このような改革が短期間に行なわれる可能性はないというところで踏み切ったわけでございますということをお申し上げたわけでございます。アブソリュートリー・ノーではないのです。

○春日委員　それでは確認をいたしますが、行政行為を批判するといふところの独立行政機関といふものの設置ですね、これは去年の答弁では、あなたは終始、これはアブソリュートリー・ノーではないにしても、きわめて異例だとか、はなはだ困難だとかいうようなことを言ってきたおるわけなんだ。ところが大島審議官が欧米に実地調査の

○吉國（二）政府委員　私は、現在の各行政機構司法機構のつながりから見て異例である。というのはわが国のごさいます。外国ではなくてわが国では異例である。わが国では御承知のように大陸法系から欧米法系につき木をされたようなかっこうになっております。司法優位の原則がとられました。行政優位については大陸法系が若干残っております。それを考えますと、そのつぎ木の

ところを直すとするればまさに準司法機関的なもの、司法と行政をつなぐつなぎ目を新しく考え直すなければならぬ。それは行政機構全体にかかってくる問題である。ここだけで直し切れない問題であるということでも申し上げたわけであります。

○春日委員　私は、その説だとすると、吉國長官のその設定は必ずしも日本の行政機構の実態を把握してないと思う。たとえば、行政機関と司法機関との橋渡し機関みたいな性格、機能を持つものですね。これははなはだしく異例であると言われているけれども、たとえば人事院はどうですか。あるいはまた、これは民間の経済行為の公正を期するということであるけれども、公正取引委員会もそうでございましょう。あるいは土地調整委員会

会などもそうであつて、いままでみんながこれを例示して論じてきたところである。だから、そのような準司法機関が日本の行政組織の中に絶無ではないのである。したがつて、その権利救済のためというところに重点を置けば、欧米の例にならつて、そのような独立した機関を設けて、機関訴訟をそこに認めていけば、行政と司法の均衡というものは十分確保されていくではないか。この点いかがですか。たとえば人事院あるいは公正取引委員会あるいは土地調整委員会——海難審判庁

○吉國(二)政府委員 準司法機關がわが国にござ
いますのはもちろんでございます。ただ、私が申
し上げておるのは、行政行為に対する裁断を仰ぐ
準司法機関は異例だ。準司法機関といたしまして

は、アメリカが入りましてからいろいろの準司法機関ができたことはもちろんであります、そのうち多くのものは廃止されておりましたが、残っているものはいまおあげになったようなものでございますが、これらはいずれも、たとえば公正取引委員会であれば民間の行為に対する審決を行なう、そうしてそれは司法第二審につながるものでありまして、まさにむしろ司法機関とも称すべきものの、それを行政機関で行なっておるものでございますので、準司法機関でございます。土地調整委

員会につきましても、境界の争いをさばくという意味で行政機関があつて、それを批判する意味の準司法機関がないというのを申し上げたわけで、これは一つの新しい発想としては考えられると思いますが、それでも、実定法秩序としてはいゝものところない。それを踏み切れるのは一つのおのり考へかも知れませんが、それを踏み切るとなれば第一審との調整という非常に困難な問題がそこに出てくる。そこで、まづいまの形で審判所をつつて、その実績とともに新しい段階を踏むといふ考へ方が一番實際的ではないかということが税制調査会の考へでもございましたので、そういうことを申し上げたわけでございます。

○春日委員 それは、あなたの認識はおかしいと思ふよ。というのは、人事院は結局、たとえば処分斤の職員に対する不利益処分を批判することができ、これは無効なら無効と批判することができ、あるいは土地調整委員会は、通商産業局長の鉱業権の不許可処分等についてこれを批判することができる。すなわち、行政庁の行なった行政処分を批判する権能を人事院と土地調整委員会と持つておるのですよ。あるいは公正取引委員会も同様の性格、機能を持つておる。いまあなたは、

○吉國（二）政府委員 人事院は御承知のとおり内閣全体の人事についての権限を有しておる機関でございます。そういう意味では、みずからの権限を主として裁定その他を行なうということであ

る。行政機関そのものが人事院の人事権のもとに服しておるといふ関係にある。それから土地調整委員会は、私は不敏にしてはつきりいたしません。が……。

○細見政府委員　土地調整委員会のほうについて補足して説明申し上げますと、これは通産省とか、あるいはそのほかの役所との間に競合が生じます事柄について、内閣におきます最終的な統一解釈を下すのが土地調整委員会、そういう形になっております。

○春日委員 そんなことはわかってますよ。われわれはここで質問台に立つ以上は、その周辺の事柄をミクロ、マクロで十分調べてきているのだ。この土地調整委員会は、土地に関して鉱業、採石業等と農業、林業その他の産業及び一般公益との間の調整をはかる。調整をはかる以上は、所管庁の行政執行において、その執行された結果について訂正を求めるとか、そういう批判をすることの権利が与えられておるのであって、そういうことは厳然として与えられておる。それから人事院というものは、これはすべて国家公務員がその管轄下にあるとはいいいながら、しかし行政庁対人事院という関係というならば、所管庁の人事権者が人事行政を行なったその結果について不利益処分があったならば、それが不当不法であるということになれば、それを批判することができる。そういうふうですから、したがって、そういうような準司法的権限機能をこれらは持つておるものと解されておるのが一般的な理解だと思ふのだ。あなたのように、そういう行政機関の行政執行に対してそれを批判する権限をこれらの二つの機関が持つてないというようなことは、これは間違つた解釈だと思ふが、どうですか。

○吉國(二)政府委員 人事院につきましては、人事院そのものが人事の基準を定め、各省に対する最高機関という立場をとっておるわけでございまして、解釈によっては春日委員のような解釈もあり得るかと思いますが、明確に行政処分に対するその特定の不服裁定機関として存在するものではない、それらを含んだ上級機関としての立場にあるという感じがすると思つております。その点で、単純なる行政行為に対する判定機関としての準司法機関とは若干様相を異にするかと思ひます。

土地調整委員会におきましては、これは鉱業と保健衛生、鉱業と文化財または公共施設の保護、鉱業と公園または温泉資源の保護、鉱業と農林業その他の産業との利益、これらを通じた複合的な利益を裁定するために、各行政分野の調整をはかるために特別の機関を設けたという性質のものでありまして、いわゆる通産行政に対する不服申し立ての異議申し立て機関とは、性格が若干異なつてゐるのではないかと、私は本質的に全く同じものとは考えられないのじゃないかという事を申し上げたわけであります。

○春日委員 これは、行政機関と司法機関というものを類別すると、その司法機関の中には民事と刑事と行政事とがある。だとすれば、その行政事の中に、いま言ったような不服処理や権利侵害の事や、不適当な事やそういうことが、実在することや、そういうものを調整し、そういうものを批判し、そういうものを公益の名において公正に改善していくという、こういうものがあるわけなんだ。司法というのは民事と刑事ばかりでなしに行政事というものがあつたれば、行政事というものは何かといへば、それですよ。またそれ以外にないのだ。だから現にあるものは何かといへば、してまざるれば、人事院とか土地調整委員会だとかあるのは公正取引委員会とかいうようなものがある。現実にある。だから、立法論として不能というのであるのか。立法論で不能でないとするならば、政策論としてこれが不適当だ、こう

いうのであるのか。理論の分かれるところだから、この点をひとつ明確にされたい。問題は、立法論として不能であるのか、政策論として不適当であるのか。あなたの長官としての見解、大蔵省としてこの見解はいつの時点でどうなつてゐるのか。将来への展望を考えなければいけないですわ。

○吉國(二)政府委員 司法機関の中に民事、刑事、行政事件の三つがあることは、これはそのとおりだと思ひます。行政事件についての最終判決機関としては司法裁判所であるということが確立されたために、従来民事、刑事であつたものが、行政事を加えて三つになつたということだと思ひます。そこで、民事についての前段階として準司法機関を設け得るとするならば、これはまた一つの考え方だと思ひます。刑事についても、ある意味では公正取引委員会などはその段階に入つてゐます。問題は行政事件でございまして、行政事件も、先ほど申し上げましたような行政行為そのものを司法的な立場で行なう場合には、準司法機関としての行政機関というものがあつて得ると思ひます。その場合に行政行為に対する裁定機関としての準司法機関ができるかできないかがいまの争点だと思ひますが、それ自身は、私はいまの日本の法体制ではできないことではない。ただこの分野は、いまのところは全くほかになくて、異例であるので、これだけをいまつくとするとかなり大きな改革になり、それだけで相当な問題が生ずるのではないかと。早急な解決をはかるためには前段階としてこれをやつたほうがいい、そういう見解でございまして……

○春日委員 それなら、問題点を覚えて、この点をひとつさらに明らかに認識を合はしたいと思ひます。行政機関としては徴税行政に対する最終審で済む。それに対して不服がなされてくる。不服の救済を行なうとする場合は、ここに租税不服審判所というものをつくることとすれば、それは独立した機関としてつくる場合、行政機関としてはこれは

設置できないでしょう。国税庁から独立した機関として、そうして国税の不服審判を行なうとすれば、独立した機関としてはこれは設置することが組織法上できないと思ひますが、どうですか。

○吉國(二)政府委員 法制的な考え方からすれば、たとえば独立委員会というふうなものが設置できないことはないと思ひます……

○春日委員 いや、不服審判所というものは独立官庁として……

○吉國(二)政府委員 いまの内閣組織から申しますと、内閣の外局とかそういう形、あるいは大蔵省の外局とかいう形で設置されることになるだらうと思ひます。独立の官庁としては、独立委員会という形でなければおそく不可能ではないかと思ひます。

○春日委員 そうすると、国税庁とは全然系統を別に、同じ徴税行政に関する行政機関を別に設置することの意義は何ですか。やはり国民の侵害されたる財産権とかそういうものを救済するといふ政策目的に出るものでございましょう。その点はどうなんですか。救済をする必要がありとするならば、それは国税庁の組織の中で完全救済の措置がとられてしかるべきものであつて、全然別個の行政機関を国税庁機構と無関係に全然別個に設定しなければならぬ、こういうことはあり得ないと思ひます。

○吉國(二)政府委員 むしろそういう意味で、私も国税庁の中に審判所をつくつたほうがいいという事を申し上げてゐるわけでございまして……

○春日委員 わかつた。問題がだんだんはつきりしてきて。そういう意味で国税庁の中につくつたほうがいい。ならば、去年の委員会の決議は、国税庁から独立した租税審判所制度の創設、これを委員会の決議としておるわけだ。与党も賛成と言つておるわけだ。大蔵大臣は十分尊重しますと言つておるわけだ。この関係はどうなりますか。できっこないものを、そいつを賛成したのか。そして十分尊重するなんていうでたらめを言つて口

裏を合わせたのか、この関係はどうです。

○吉國(二)政府委員 これはまさに春日委員御指摘のように、国税庁と別個の独立の機関をつくれれば、行政機関の内部において法律の解釈が二途に出るであらうから不適当ではないかという意味をおっしゃつたと思ひます。この委員会の決議は、むしろ準司法機関的な意味を持って、つまり国税庁より上位の機関として、その解釈が国税庁をしばるというふうな意味のものをつくり、同時にそれはいわば司法機関的なものでありますから、第一審を省略して、それこそ高等裁判所に直ちに係属をするという体制を考へるという意味をお含みだと私は考へるわけでありまして、そういう形が将来において不可能であるかどうかは、先ほど来申し上げておりますように、現在の日本の行政機構、司法機構が大きく変われば、外国にもよくある例であり、不可能なことではない。その時期をいつにするかを今後真剣に検討せよという意味として、大臣も十分今後検討するとお答えをしたものと私は理解をいたしておるわけであり

○春日委員 そうだとすれば、委員会の決議に基づいてその方向で——大島君を海外に派遣をして、はたせるかな海外の実態も、要するに大陸の実態も英米の実態も、われわれが指摘したように権利救済の実が確保されるように措置されておる。しかし、日本の社会情勢、経済情勢の実情がそれに即応し得るものか、なじみ得るものかどうかという事は、これは政策論だ。そういう意味で問題点は、準司法機関としての創設をここで提唱しておるという事は、御理解願へるかどう

○吉國(二)政府委員 その御趣旨であると思つて検討をいたしておるわけでありまして……

○春日委員 われわれ委員の委員会の決議は、すなわち準司法機関として国税庁の優位に置けという事なんですよ。そしてそれに対して自由民主党もオーケーとおっしゃつておるのです。大臣も協力しなければならぬと、ここに国民の前に意

思を明らかに示しておる。その点を明らかにすれば、いまいかにこれが無修正で通ったとしても、さらにその方向に向かって制度の改善、改革が進められるか。進められるまでの間は、その運営の妙を發揮して、その実態を確保するか。これがなされなければならぬと思うが、この点はどうか。

○細見政府委員 まず準司法機関として社会に權威を持った裁決ができるようになりますには、それにふさわしい審判官の人たちを得て、内容を充実していくことが必要だと思ふのです。それがまた司法機関にも、第一審を省略してもだいじょうぶだという印象を与え、あるいは世論としてもそういうことを認めていただけるようになるかと思う。そういう意味におきまして、われわれはまずこの制度を充足させていきたいと思います。ここにおきましてできるだけよき人を得て、そしてりっぱな審査の決定の事例をつくり上げ、そういうものをつくり上げていく過程で、権利救済機関として準司法機関としての実が備わったものになるというふうにしていく。それで、その段階で準司法機関としてあらためて要求するというふうな持つていくのが筋かと考えておるわけでありま

す。

○毛利委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○毛利委員長 速記を始めて。

○春日委員 それでは、ただいま理事会の御協議がなされたようでございますが、あとの問題は大体四点にしばられておりますけれども、いづれにしてもこの法案が一步前進の役割りを果たすものという認識のもとに、早期の成立をはからなければならぬという時限の制約もわれわれよく認識しております。けれども、法案がここで議決される前に疑義はたさなければならぬと思う。そういう意味で日をあらためて私の質問をお許しただくことにいたします。この際、時間的な制約があるようでありまして、私の質問をこれで留保いたします。

○毛利委員長 春日委員の残余の質問は留保することとし、小林委員の質疑を許します。小林政子君。

○小林(政)委員 私は国会に参りまして、前回、六十一国会で審議が行なわれておりました国税通則法の一部改正法案の委員会の速記録を熟読いたしました。そして多くの問題点が質疑の中で明らかになりました。そしてその手続の改正を行なうという趣旨のものでございまして、行政不服審査法の手続規定第二章の第一節から第三節までは、国税通則法に不服審査の手続規定をあらためて規定したのは、ここに政府に深いねらいがあるのではないだらうかというところを感じました。私はこの点を中心に質疑を行ないたいと思ひます。質問の時間等も限られておりますので、その手続規定の中でも、納税者にとつてきつめて重大だと思ひます九十七条関係を中心といたしまして、そのほか何点かについて伺ひたいと思ひます。

質問の第一は、今回の法改正では、異議の決定あるいはまた異議の申し立てを行ないまして三カ月たつても決定がない場合、その時点で更正決定の理由を明らかにする、こういうことになつておりますが、本日の委員会の中でもいろいろと論議が行なわれておりますとおり、本来課税は厳格な法律上の根拠を有する、こういうことが法のたてまえであると同時に、また憲法の大原則でもある、私もこのように考えております。したがつて、審査請求が行なわれたことについてのみに理由を処分が付すということは、この大原則に違反した不当な課税になるのではないだらうか、私はこのように考えます。特に白色申告等に対する更正決定で理由の付記を義務づけていないのはなぜなのか。また、理由を付記できない理由等について明確に御答弁を願ひます。

○細見政府委員 白色申告の場合は、御承知のように帳簿とか記録とかが十分整つておらないわけでありまして、したがひまして、そのような場合にはむしろ推計課税のほうを行なわなければならな

いということでありまして、推計課税につきまして、その推計課税の根拠というふうなものはいろいろな、白色申告者が提出される断片的な資料によらざるを得ない、それが実情でございまして、むしろ青色申告につきましては、青色申告の特典といたしまして、正確な記録によつて正確な納税額あるいは所得額が計算できることになつておりますので、それを記録された記録を否認して更正するのであれば、当然それに対して理由を付すべきだというのが法の考え方であらうかと思ひます。

○小林(政)委員 いま青色の場合にはともかくというお話でございまして、特に白の場合には根拠規定等が明確になつていないので、その時点では理由を付さないという、付せない理由についてお述べになられたわけでございますけれども、税というものが本来厳格な法律上の根拠、それによつて処分として課税権を当然行使していく、こういう点から考えれば、申告をいたした納税者が自分の所得の実態について十分把握した上で申告を行なつてゐる。それについて更正決定を行なう場合に、全然理由も付さずにこのやうなことが行なわれるということは、本来のこの法の精神からいつても、相当問題があるのではないかと。特にいまこの救済規定の論議が行なわれているわけでございますけれども、課税の処分を行なつた後、納税者の権利救済ということも重要な問題ではございまして、むしろ国家権力の恣意的な課税の処分というやうなものを未然に防いでいくというやうなことは、いまの時点できつめて重要ではないかというふうな考えを述べけれども、もう一度この点について御答弁を願ひます。

○細見政府委員 税金の問題はまさに非常に重要なことでございまして、したがひまして、憲法でも納税の義務というのがあり、その納税の義務というの、先ほど政務次官もお答え申し上げましたように、申告によつて納税していただくのがたてまえであり、しかもその申告は正しい申告であ

るといふのがたてまえであります。したがひまして、白色申告者でありまして、自分がかくかくの所得を申告するのにあたつては、これこれの理由でこういう計算をして申告するのだというものがむしろ法の前に正確な納税義務を実施していただくためには必要なことだと思ひますが、残念ながら現状におきましては、白色申告者については十分な資料あるいは十分な計算根拠を明らかにしていただくわけにいかない。したがひまして推計課税等のようなこともやむを得ず行なわざるを得ないというのが実情であります。したがひまして、それらが不服の段階にまで出てまいりますと、こういう点があつた更正決定に対して問題があるのだというやうなことになるので争点も明らかになり、理由も付記できる段階に至る、(う)いうわけでございまして。

○小林(政)委員 それではちょっと伺ひたいしますけれども、異議の申請を行ないまして、そして異議の申し立てが決定をいたしました。協議団がその処分に対してそれに対する弁明書というやうなものの提出を一応求めるたてまえになつておりますけれども、一年間の年問件数で大体この弁明書というものがいままでの実績の中でどのくらい提出されていたか、その点について伺ひたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 現在の協議団の運営におきましては、協議団みずからが税務署に参りまして実際の調査をいたします。弁明書という形の慣習をつくらずに直接協議団が調べてくるという体制になつておりますが、今度の新しい制度では答弁書を提出するということも義務づけられるわけでございます。

○小林(政)委員 そうすると、いまおつしやつたやうなたてまえだから、したがつて弁明の書というものはとらないたてまえをとつていた、したがつて一べんもそういうものは出ていないというふうに解してよろしいのですか。

○吉國(二)政府委員 現在のところはそれとおりでございまして。

○小林(政)委員 しかし、行政不服審査法の中にも明らかにこの点については明記されておりますし、協議団が実際に国税の当局の中の機構であるといえ、やはり権利救済という立場から異議の申し立てという制度が取り上げられている以上は、当然このような処分が弁明書というものを提出するということは、先ほど来から局長は納税者の立場というものを尊重し、基本的な人権を認めていくのだというのを再三おっしゃっておりますけれども、その中身の問題として、これらの問題についてはいままでもやっていたことが非常に遺憾であったというふうなことが言えるのじゃないかと私は思いますが、その点をお聞きして次の問題に入りたいと思います。

○吉國(二)政府委員 弁明書を提出させるという形でいけば一種の争点主義的な執行を行なうという考え方ももちろんあると思いますが、協議団ではむしろみずから処分庁の内容を調査をいたしまして、そうして弁明書というよりも直接資料を得て判断をいたしてきたのが実情でございます。そのほうがよりの確であるという前提で、不服審査法においては「弁明書の提出を求めることができる。」ことになっておりますが、みずから弁明書にかかわるべき調査を行なう。それは一つは税務部内にあるために税務部内の書類というものを上級官庁の国税局として徴するということが可能であるという点もあったかと思ひます。そういう意味で今回の不服審査所は国税局の系統から分かれまゝすので、ちょうど行政不服審査法と同様に答弁書をとらざるを得なくなるという構成をとったわけでございます。

○小林(政)委員 いまの御答弁、私まだまだ納得できませんけれども、しかし時間の関係等ございまして、これらの中身の問題等については後日に譲りたいと思ひます。

次にお伺いしたい問題は、更正決定に対して納税者が不服である、この不服審査の申し立てをいたしました場合に、その審理すべき対象、具体的に審理の対象というものはどこに置か

れるのか、何なのかという点について明確に御答弁を願ひます。

○細見政府委員 それは、争われますのが所得でございますので、総所得であらうかと思ひます。

○小林(政)委員 争われるものが所得であるということでございますが、私は今回の、いま審議をいたしております国税審判所の設置等を含めての議題は、当然これは救済機関としてどうすべきかということが大前提になつて討議がされているのだというふうに理解をしておりますが、その場合に、行政不服審査法の第一条にこれはその根本的な規定が明らかにされております。たとえば「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使」に對して国民の権利や利益の救済をはかるということが、第一条の法の精神で明らかにされておるわけでございます。だとするならば、私は、税務の不服審査等に対する対象というものは、税務署が処分をしたその更正決定そのものが違法であるか、あるいはまた不当であるか、あるいはそうでないかということを審理の対象にすべきではないかという、法解釈はこのように解すべきだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○細見政府委員 税務の争訟におきまして争ひとなりまゝするものは所得であり、また正しい所得の決定が権利の救済にもなり、また裁判におきましても、正しい所得の発見が裁判による救済になつておるの日本の現状でございます。その意味ではやはり税法によりまして正しく計算された所得が幾らであるか、何であるかというの争ひであると思ひます。

○小林(政)委員 どうしても短い時間でやっておりますので、抽象的な論議といひますか、中身の問題になかなか入れないわけですが、私、更正決定をかけたとき、処分を決定してきたというところに、やはりそれに対しての意見があるから申し立てをしているんだということで、ただ所得の総額が明らかになれば、速記録でも真実の発見ということばで言われておりますが、そう

いうことが明らかになればそれでいいんだということじゃなくて、当然争われるべき対象というものは私はいけないのじゃないか。局長は運用の面等について、これらの問題については総額主義、争点主義ということがあるけれども、運営の面でも、私は、自由に裁量できる運営の面ということではなくて、より明確に運用するということたゞを求めている以上、その立場をもっとはっきりさせていたいただきたいというふうに考えます。

○吉國(二)政府委員 租税の問題は、租税法に基づいて先ほど春日委員が仰せられましたように、一義的に本来課税標準がきまるべきものでございまして、その課税標準が正当であるということを通じて権利の救済が行なわれるというシステムであると考えます。したがって、租税法が要求される正当なる課税標準が侵害されているかどうかということが争ひの点であり、また正しい課税標準によつて課税を受け、それが義務であり、権利であるという関係が租税法の特色であると思ひます。普通の行政処分と租税法の処分との違いがそこにあるかと思ひます。したがって、裁判所におきましても、この租税に関する訴訟はいわゆる債務不存在の確認の訴訟という性格を持ちます。つまりそれは租税法に基づくその人に対する租税債権は一つしかなく、それを確認する訴訟であるという構成でございます。そういう意味からは行政段階におきましても、課税標準が正しいか、課税標準が何であるかを追及するものが、それを通じてこそ初めて権利救済ができるという考え方でございまして、ただ、先ほど来申し上げておりますように、納税者の異議というものが大部分に於いては自分の課税標準が正しいという前提で来ておるだけに、それに対して権利救済という立場をとるならば、その請求が正しく課税標準がそれ以下であるかどうかというものをばら考えればいいではないかという立場をとれば、そういう意味では、理論的には別といたしまして、運用

上はそれ以上の所得を追及するというやり方はやめて、その主張の範囲内で課税標準がその範囲内になるかどうかということだけ審査すればいいではないかということが先ほどの答へでございます。審査請求も同じ立場でいくべきだ。その考え方は争点主義に近い考え方になりますけれども、租税関係の訴訟というものは本来総額主義的なものである。しかし運用を争点主義的にやることによって権利救済をより深めることができるのではないかとこのことを申し上げたわけでございます。

○小林(政)委員 たいへん専門的なことばなどが出てまいりまして、私どもしるうにはちよつとよく理解できない面もございまして。国民が聞いても、だれが聞いてもわかるようなことばで、専門家でございせんので、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

それでは次の質問に入りますけれども、九十七条を中心にお伺いをいたしたいと思ひます。

九十七条の第一項、担当審判官は、審査請求人の申し立てがあれば原処分庁に対して帳簿書類など物件の提出を求め、また物件は留め置く、この九十七条の第一項第一号から四号までに規定されております行為というものは、必ずこれは処分庁に對して実行をいたしますか。

○細見政府委員 これは法文の中にも書いておりますように、「審理を行なうため必要があるときは、」というところになっておまして、必要があると思へばそこに掲げております四号までの行為を行ないますし、それを行なわなくとももう明らかだといふものについては行なわないこともあり得るというのが「必要があるときは、」という意味だろうと思ひます。

○小林(政)委員 必要があると認めたときはというところでございますが、ということには、必要がないことを認めることがあるというところになるわけですね。そうしますと、行政不服審査法では審査請求人の申し立てによつて、「物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くこ

とができる。」と、はっきり規定をいたしてお

て、今回の改正の中で「必要があるときは」ということが書かれてきたわけでごさいます。これでは、権利救済機関として行政不服審査法よりも納税者の権利救済については後退したのだというのをいわざるを得ないと思うのですが、この点について伺いをいたします。

○細見政府委員 「審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件」云々とありまして、「その提出された物件を留め置くことができる。」というわけでありまして、法意は、この九十七条と同じ意味で「必要があるときは、」できるといふ意味だと思

います。○小林(政)委員 私は法律用語というものはわかりませんが、何々することができるとかというところが、よく法律の用語には使っておりま

すけれども、この場合にはそれを行なうということが一応いわれているというふうな解釈すべきだといふことを伺っております。しかし「必要があるときは、」ということがはつきりと今回の改正法案に明記されたということは、これは明らかに質的に違う次の立場で入れられたのだというふう

に考えます。そういう点から考えると、これはやはり、局側では、国税庁側では、権利の救済機構として、むしろよいものにしているのだといふことで、第三者機関的な性格等も持たせながらといふことを盛んに御説明をされておりますけれども、私はむしろ、従来の法の考え方よりも後退しているのではないか、このように考えざるを得ません。この点については、もう一度明らかにしていただきたいと思

います。○早田説明員 九十七条のいろいろの権限は、要するに担当審判官の権限を定めたもので、「必要があるときは、」という字句がなければ、必要がなくともできるということになってしまいうわけでありま

す。○小林(政)委員 たとえば、納税者の方から、非

常に自分にとっては有利な書類が税務署にあるけれども、その提出等をぜひひとつしていただきたいというふうな申し入れ等があったときに、「必要があるときは、」ということでは、だれがそれを認定するんですか。いわゆる審判官ですか。必要がないということになれば、それはもう取り寄せないということにも通するので、この問題は、

「必要があるときは」ということは単なる問題ではなくて、非常に大切な中身を含むのではないか、このように考えます。いまの解釈等についても私は納得いたしております。したがって、同じような内容に入りますので、次の点について質問したいと思

います。職権の基準ということについて、審判官が職権で質問、検査をする場合には、これも九十七条の一項で「審査請求人の申立てにより、又は職権で、」というふうにいっていますけれども、このよう

なときに、普通どのような職権というものを行使するのか、この点について、まず伺いたします。○早田説明員 審査請求事案につき、処分庁あるいは審査請求人、そういう方から、いろいろ両方の御主張がある、それを調査するときに必要がある場合でござ

います。○小林(政)委員 いまの答弁、ちょっとよく聞かえなかつたのですけれども……○細見政府委員 「職権で」と申しますのは、審判官が正確な事実を知るために、必要があるときに、申し立て人から、審査請求人から何ら申し立てがなくとも、自分でこういうものを見るべきだ、あるいは、こういうものの提出を求めるべきだといふことを自分で判断できるといふのが「職権で」といふ意味でござ

います。○小林(政)委員 審判官が必要があるとき、そして、自分が判断を求めるときというふうなことでございますけれども、私はやはり、これはどんなことを質問しても、あるいは、どのような物件の調査をしてもよいということではないと思

います。必要だと認め、自分が判断の資料にしようと思

うというところの場合といたしてございますけれども、どんなことを質問してもいい、どんな物件を調査してもいいというふうなことではないと思

います。職権で行なう調査の範囲というものがおのずからあるだろうというふうに考えますが、この点について、この際伺いたいとしてござ

います。○細見政府委員 そういう意味におきまして、審判官の権限をむしろ抑制する意味で「必要があるときは、」ということになっておるわけでありま

す。○小林(政)委員 さっきの「必要」といふ言われ

ている「必要」とは、ちょっと違う内容のものでござ

います。そうしますと、お伺いしますけれども、きょうの委員会でも問題になっておりましたけれども、いままでも、税務当局が行なつた調査の場合、調査権の乱用ではないか、あるいはまた不当な調査といふようなことを実は私もよく耳にいたして

います。たとえば直接、所得についての計算の要素である帳簿とか書類、そういうふうなものは私生活

の例にも出ておりました戸だとか机とか引き出しの中に至るまで職権で捜索しておるといふ事実を聞きま

すけれども、私は、これはやはり明らかに人権の侵害だといふふう

に考えます。したがって、審判官の審理は、争っている課税処分、それに限定すること

が当然だといふふう

に考えますが、この点、先ほどから何回か聞いておりますけれども、明確に御答弁願

います。○細見政府委員 御承知のように、生活費は、所得税法におきま

○%ではないとは思いますが、現在の日本におきましては権利救済のあり方としてはかなり進んだ制度であろうかと私どもは考えておるわけであります。

○小林(政)委員 私の質問にもう少し明確にお答えいただきたいと思うのです。私は制度の問題をいまお聞きしていただければいいと思います。調査の問題等について課税処分に限定することが当然だといふふうな考えられるけれども、その点については幅を広げるというふうなことで、何を調べてもいいんだ、こういうようなことは、いままでも幾多の越権行為その他の問題が起つていっている、課税処分に限定するというのが当然だといふふうにお聞きしていただければいいと思います。

○細見政府委員 総所得を決定するに必要な範囲の調査をいたし、それ以上のことをしてはいけませんし、それ以下でもいけない、かように思っております。

○小林(政)委員 私は何か非常に誠意のない御答弁のようにちょっととれまして、もう少し中身のある答弁でなければ、抽象的で、よくこちらも理解ができない、そういうような問題でございますので……。

○吉田(二)政府委員 御承知のとおり、現在の税制では、まず第一義的に納税者が申告をする、それに対して税務署はその申告が正確であるかどうか調査をする義務を持つてございます。しかし、調査することが必要な場合に、帳簿、書類等が整備をされておいて、その提出を求めて直ちに提出されれば、質問検査権というものは必要ないわけでございます。したがって、調査のために必要な場合には質問、検査ができるというのがある。この一般の課税処分の場合の問題でございます。この審理の場合には、審査のために必要があるときには質問、検査が行なえる、審査のための調査に必要であれば質問、検査が行なえるという法制をとっております。御説のように、先ほど来申し上げておりますが、理屈としては総所得金額というこ

とになりますけれども、この審査請求が正しいかどうか、それを判定する範囲では質問、検査権を行使しなければ明らかにならない場合がある。そういう意味で、審査のため必要な場合に限つてそういう権限を行なうんだ、こうお考え願つたらいと思ひます。

○小林(政)委員 この問題については一応私も、救済機関という立場の性格から考えても、課税処分というふうなものにしばられていくべきだといふことを主張いたしまして、次に私は参考人、関係人の問題についてお伺いしたいと思ひます。

一 項一号の参考人、関係人の範囲というものはどこまでをさすのか、お伺いいたします。

○早田説明員 関係人とは、その審査請求事案につきましても代理人あるいは審査請求人の使用人、その従業者等でございます。参考人とは、そういう人以外にも、審査請求事案につきましても審査機関がその判断の参考に供する意見を聞く場合の、その相手方でございます。

○小林(政)委員 そうしますと、この間提出をいたしました政令の資料の中に特殊関係人、参考人という人たちが規定をされております。そのほか参考人、関係人というものはないといふことでございますか。

○早田説明員 特殊関係人と申しますのは、罰則の関係で、御本人と同視すべき人を規定しておるわけでございます。法律で申しますと九十七条の第四項に「審査請求人と特殊な関係がある者が政令で定めるものを含む」とその「政令で定めるもの」を政令の要点で明示しておるわけでございます。

○小林(政)委員 そうしますと、当事案に関連ありと認めるということですが、一体参考人とか関係人というものはどの範囲まで及ぶのだからかといふことは私も非常にきつて聞いておきたいわけですが、この範囲が規定してないと、参考人、関係人といふのはどこまでなのかといふことがなければ、これは無限に広がっていく可能性が

あるわけですが、どういふ関係であるかといふのは、間接的なこういう関係であるとか、あるいはその他の解釈もできましようし、参考人、関係人といふようなものは、これは当然無限に広がっていくのではないだろうか。したがって、審査請求を申請人がしようとしたとしても、取引先や得意先やあるいは親戚だとか縁者などに迷惑を及ぼしたといふことをおそれて差し控えてしまふといふようなことにもなりかねませんし、まして罰則が適用されるだけに、参考人、関係人の範囲は法律で明確に規定すべきだと考えますけれども、御所見をお伺いいたします。

○早田説明員 質問検査権の対象はいまお話しのとおり、参考人、参考人でございしますが、関係人、参考人といふことでだれでもよいということではなくして、まず文言上、関係人、参考人と申します基準は、当該事案を審理するために必要と認められる合理的な範囲内の人間である。したがって、その事案の内容等によりましてそれぞれ異なってくるかと思ひます。

○細見政府委員 いま第二課長から申し上げたことに尽きるわけですが、小林先生非常に重要視しておられますので、私からも申し上げますが、この参考人及び関係人につきましては、必要がある場合といふのがかかってくるわけでありまして、必要でない人に聞くとか、必要でない人を呼び立てるとかといふようなことはいたさないし、それに、先ほど来長官が申し上げておられますように、審理にあつては実際的には争点主義のような運営をしていくということになりますれば、おのずから呼び出す人もきまつてくる、その争点を決着つけるのに必要な人にしぼられてくる、こういうわけになるかと思ひます。

○小林(政)委員 罰則適用もされておりますので、私は、一応参考人、関係人といふようなものは特殊な人で政令で定めてということになつておりますけれども、少なくともこういう場合には法律で明記すべきが妥当であらう、このように考えます。

次に、第九十七条の四項の「審査請求人等の主張の全部又は一部についてその基礎を明らかにすることが著しく困難になつた場合には」その「主張を採用しない」といふことが書かれておりますけれども、第一にお伺いしたいのは、主張の基礎を明らかにすることについてお伺いしたいと思ひます。

○早田説明員 主張の基礎を明らかにすると申しますのは、御本人の審査請求書に記載された趣旨、理由を、記載されておりますその趣旨、理由が単に書かれておるといふことでは単なる主張にとどまるわけでございます。必要に応じてその主張といふものの実体を調査する必要もあるかと思ひます。そういう場合のことでございます。

○小林(政)委員 趣旨と理由ではこれは主張であつて、それにその趣旨と理由の実体ですか、具体的にはどういふことになるのですか。

○早田説明員 要するに、御本人が、税務署のこういう処分が不服であると申されましたその不服、その主張の裏づけとなる基礎でございます。その主張が単なる紙に書かれたものではないといふことも、事案の内容によつては確認をいたす必要があります。

○小林(政)委員 たとえば具体的には、主張している帳簿なり何かといふことですか。もう少しわかりやすく言つてもらいたいのですけれども……。

○細見政府委員 私は百万円の仕入れ漏れがありまして、実は百万円仕入れがありまうと言われた場合に、どこから仕入れたか、あるいはどういふ品物を仕入れたかといふことがなくて、ただ百万円の仕入れ漏れがありまうといふことだけ書かれたものでは困るわけですが、どこからどういふ品物を百万円仕入れまう、そういうことがほしい、そういう意味です。

○小林(政)委員 それではお伺いいたしますけれども、これは「審査請求人等」といふことがうたわれておりますので、審査の請求人と当然処分

が対象になると思ひますけれども、主張の基礎を明らかにしなかつた場合には、その処分は取り消されるのです。

○細見政府委員 書いてございませうに、審査の請求のその部分の主張を取り上げない、したがって、その部分は棄却になるというわけでございます。

○小林(政)委員 そうしますと、推計課税の場合に、処分も審査請求人も、その主張の基礎というものが双方とも明らかにできなかった場合はどうなりますか、お伺ひいたします。

○細見政府委員 できるだけ審査を尽くして、可能な限り真実を発見していくこと、そして、ここで行政審査をいたしまして、なお真実が間違っていると思はれる方は、地方裁判所なり何なりでさらに真実を発見していただく、それ以上のことは無理でないかと思ひます。

○小林(政)委員 そうしますと、処分も請求人もその基礎というものが明らかにできなかった場合、当然これは課税の根拠というものが証明されないのですから、原処分の主張というものは採用されず、権利救済制度という、たてまえからいって、これが取り消しということが私は当然だと思ひますけれども、そのように解釈してよろしゅうございませうか。

○細見政府委員 ここにございませうのは、質問、検査に應じなくて主張を明らかにできないわけですから、質問、検査に應ぜられて、そして具体的になものを提出された場合には、課税側の推計の根拠と提出されたものの証拠としての価値判断を行なつて、真実に近いものを取り上げるわけでありませう、この場合は、正当な理由がなく質問や提出要求あるいは検査に應じない、つまり審査請求して直してくれとおっしゃつておつて、いやわしはおまえの話は聞かぬ、あるいはおまえには何も言わぬと言われたのではさばきようがないではないですかというのの四項でございませう。

○小林(政)委員 私がいま主張していることは、

審判官に対して——これは書類審査ですね、ですから、申請人が一応書類で自分の主張なりをいたしますと、処分庁のほうでも、それにまた書類で自分の主張を裏づけるものといひますか、そういうものを出していく、こういうことが何回かやられ、あるいはまた審判官が自分で調査もした、そういう時点の中で、処分庁も請求人も両方主張はしているけれども、いろいろ書類もお互いに出したりしてやつていくけれども、その基礎というものが双方とも明らかにできない、こういう場合はどうなのかということをお聞きしてゐるのです。

○細見政府委員 審査請求された人が審査請求の理由を明らかにできないというものは、やはりそれなりに審査請求の理由がなくなるわけでありまして、現実に審査決定にあつてはより合理的な、より真実に近い方向で、神ならぬ身でありますから、そのときの状態で判断することになるのではないかと思ひます。

○小林(政)委員 そのような状態のもとでは原処分そのものが取り消されるということは、私は当然だと思ひますが……。

○細見政府委員 所得税法に合理的な推計課税の規定があるわけでありまして、その推計が合理的であるものについては、課税処分としてはそれなりに正当なものだと私は思ひます。

○小林(政)委員 これは水かけ論みたいですが、でも、課税の根拠というものが、双方やり合つて明らかにならないことを前提として私はいま御質問しているのです。そうして、その主張の基礎というものが双方とも明らかにならなかつた、こういう場合には、これは当然権利救済制度というたてまえから、基礎が明らかにならぬ更正決定のこの原処分を取り消すというものは、これはだれが考えたつて、法律はわからなくて常識で考えても、このことはあたりまえだと思ひますけれども。

○細見政府委員 まさに常識の領域に立ち返つてまいりますと、かくかくの処分が間違つておると

いうのであれば、常識的に考えれば、こういうわけ間違つておりますと言われるのが筋であつて、それを何もおっしゃらないで、いや、おれも言われぬけれどもおまえもだめだと言ふのはまさに常識外になると思ひますが、いかがなものでございませう。

○小林(政)委員 両方言わないということをお伺ひおっしゃつてゐるけれども、私の先ほど申しましたのは、書類の審査だということでお互いに書類で反論もするということの中で、そして、その審判官が調査もして、その上なおかつこういう場合が出た場合には、これは、この更正決定の原処分は採用されないということは、権利救済制度のたてまえからいって私は当然だと思ひますけれども、それを何か明確にされないということはどういふことですか。

○細見政府委員 たびたび申し上げておりますように「第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による質問、提出要求又は検査に應じないため」とあり、その場合は主張を採用しないことができるというわけですから、提出なり質問に應じない人ということがかかつてゐるわけですから、非常に常識的じゃないかと私は思ひますのでございませう。

○小林(政)委員 だれが應じないのですか。

○細見政府委員 それは「審査請求人等」となつておりまして、その「等」の中には「特殊な関係がある者」というので、四項に書いてあるそのとおりでございませう。

○小林(政)委員 私の言つてゐることを、主税局長よく理解してないのかしら。私が言つてゐるのは、双方がその主張の基礎というか、そういうものを明らかにするということであるというのとやりとりが書類の上であつて、そして調査をして、審判官が調査も行なつたという時点の中で、更正決定の基礎というものを処分庁は明らかにできない、あるいはまた申請人のほうも、そういう場合を十分明らかにすることができない、こういうような場合には原処分を取り消すということは当然

じゃないですかと言つてゐるので、應じないためとかいふようなことが何回か出てきますけれども、そういう点を想定して言つてゐるわけではないのです。

○吉國(二)政府委員 ちょっといま話がこんがらかつてゐるよう思ひます。この第四項は、主税局長が申しおりましたように、主張を採用するかしないかという場合に、その主張を裏づける質問、検査に答えないという場合にはその主張がなかつたものとして扱いますよという意味です。いま先生がおっしゃつてゐるのは、双方でそれぞれ質問、検査にも応じ、出してきたというときに、一体どつちがどうなるんだという話だと思ひます。たとえば営業をやつてゐる、取引もやつてゐるというときに、帳簿、書類が全くない、全くなければ課税にならぬというものではないのでございまして、帳簿、書類等がない場合、白色申告の場合は、生計費あるいは売り上げ高の推計を行なつて課税をするというのがたてまえでございませう。その場合に、両方が互いに言い合つて、営業してゐる、あなたはこれだけの生活をしてゐる、したがつてこういう課税をしたんだということを片一方は言ひ、片一方はそんなものはないと言つてゐる。

その場合の心証の問題は、そういう課税資料なり客観的ないろいろの主張なり、それを基礎づける資料なり、あるいは申請人の主張なり、それを裏づける資料なりを勘案いたしまして、そこで正当な判断を下すのが神聖な審判官の役目だ、課税資料がなければ、いわゆるバーデン・オブ・ブルーフと申しますか、举证責任論というものはなくして、ここはどちらの資料を総合してどういふ結論を出すかは、これはまさに審判官の心証だと思ひますが、この四項の規定はそれとは全く関係なく、そういうときにこれに入れるべき主張の中で、相手方が質問、検査でその内容の開示を拒んだものはその主張の中からとつてしまふ、残りの主張と資料をもとにして判断するというようなのであります。

○小林(政)委員 そうすると、もう時間がありませんので簡潔にいたしますけれども、たとえば、私は九十七条関係について一項、二項と順を追っていきまゝ質疑をしてまいりましたけれども、四項だけに限っているのではなくて、九十七条関係の中でこういう点、もうちょっと明確に答え願います。

処分も請求人も、いろいろやってみなければ基礎というものが明らかにできなかった場合なんですね。そうすると当然、これは課税の根拠が証明されないのですから、更正決定をかけた原処分庁の処分というものは、これは当然取り消されたいと思いますか——取り消されるわけですよ。

○吉國(二)政府委員 それはそういうことにはならないと思います。と申しますのは、課税処分というのは資料が全部出てこなければいけないものではない。客観的に取引その他を推計もし、また実際に取引先を調べて取引の内容を推定するといふことで課税処分をする義務は、税務署としてはあるわけですよ。そういう意味で課税資料を求めて課税をいたしておりますから、その基礎が明らかでない、しかし主張している相手方も全く基礎がないという場合に、客観的な資料をできるだけ求めて心証を得て判断をしなければならぬという義務はあると思うのです。そこは心証のとり方の問題であると思うのです。

○小林(政)委員 この問題、後に残したいと思ひます。そして、これらの問題についても少し明らかにしたいと思ひますけれども、次へ進みたいと思ひます。

この問題も、一昨日のこの委員会の質問の中で問題になったものでございますが、審判官が調査権に基づいて新たに調査を行なった場合ですね、そして更正決定の処分するときにおいては不明だった新しい資料によって別に新たな所得が出てきた場合、これは裁決の根拠にいたしますか。

○細見政府委員 理屈としては、争われておるの

は総所得でありますから裁決の基礎になるわけでありまして、ただ運用におきましてはできるだけ争点主義でやっていたい。そういう何かの、Aという部門がだめだったらBという部門をあさつても、総所得を同じ大きなにしていこうという運営はいたしませんと言つておるわけでございます。

○小林(政)委員 そうしますと、審判官の調査で新しい資料が出てきて、そしてそれが新しく発見された所得として、一応運営の面ではいろいろ考へるけれども、裁決の根拠になるということでございます。

○細見政府委員 法律のたてまえ、あるいは現在の裁判制度を含めまして、現行のやり方はそういうふうになっております。

○小林(政)委員 私はそれでは、審判官がむしろ税務署にかわつて所得や税額を認定したと同じことになるのではないかと考へておるんですが、これでは私は納税者の権利救済のための不服審査、そういうことではなくて、速記録の中にもまたさうの委員会の中でお話が出ておりましたけれども、戦前と同じように、税の洗い出しといひますか、洗い直しといひますか、所得の洗い直しといひますか、まさに見直し調査といふものをやるのだといふふうにいひなければならぬという結果がここで明らかにされていふと思ひます。私は、さうなつてまいりますと、今回の改正といふのは、この九十七条第四項によつて見直し調査を法制化する、そのためにむしろ手続規定を変えたものじゃないだろうか、このような疑義を持つてございまして、問題は、先ほどから討議されておられますとおり、一体だれのための救済の制度なのか、この点を私は考へますと、これでは全く原処分庁を救済する手続なのだろうか、このようにいひざるを得ないと思ひます。今回のこの法の改正は、何か権利救済という形で前進といふことを盛んに言われておりますけれども、こ

うことになつてまいりますと、明らかに改悪といひざるを得ないわけでございます。私、この点については、この九十七条の四項は非常に問題があるといふふうに考へます。

○吉國(二)政府委員 この点が非常にむづかしいところだと思ひますけれども、小林先生も、はっきりとした脱税があるときに、それを放置すべきだとはお考へにならないと思ひます。したが

して、審査請求の段階でかりにそういうものが見つかつておるといふ場合に、それはどうすればいいか。一つの考へ方としては、それを税務署に知らせ、こつちは棄却をして税務署で決定させればよいという考へ方があると思ひます。それは一つの考へ方だと思ひます。しかし、どうせ税務署でまた決定をするといふことよりも、それ以上の増額といふことはやらないにしても、一応そこで処分は結着をつけてしまふというやり方もある。これは広瀬先生が御指摘になつたところでござい

ますが、そういう意味では、どちらをとるかといふのは政策の問題だと思ひますが、同時に私ども言つておりますのは、常にさういふふうになつてかかるやり方はやらない。その審査請求に対する処分が正しくないと主張しているのだから、それを中心にしてできるだけ調査を進めようという態度でいきましようといふことを言つておるわけでございます。ただ、そこに、さういふ態度で調べているのに、明らかに大きな脱税がそつち側にあるといふことがわかつた場合、これを放置するの

が個人の権利を救済するゆゑであるのか。国民全体としての立場から見れば、これは正しい所得でこそ救済が行なわれるのであつて、税といふものは見つからなければそれで救済であるとはいへないと思ひます。しかし、それはやり方としては、もう少し進めて、権利救済だけに限つて、見つかつたものはあとで税務署がやればよろしい、権利救済機関はさういふことにはかからず、しかしその場合でも、脱税額については税務

署に通報せざるを得ないという問題が残ります。かえつて権利救済として妥当であるかどうか、その辺は一つの問題ではなからうか。これは運用上、ただ、私どもはさういふものをあえてさがさうという態度では運用したくないといふことを申し上げておるわけでございます。

○小林(政)委員 脱税等の場合はどう考へになりますかといふような、逆のお話、質問のような形でございまして、私はむしろ納税者の立場に立つて、納税者の自主的な申告制度、こういうものが税法の上でははつきりとなつてまゐらなつてゐるのじゃないだろうか。それは、中には御指摘のとおり大きな脱税事件等も新聞等に報道されておりますけれども、原則的な考へ方は自主的な申告制度、これがやはり前提になつてゐる。だとすれば、やはりもっと納税者の人たちの申告の問題等についても、疑つてかかる、すべてが何かもう色めがねをかけて、あの申告はもう信用できないんだ、さういふ立場ではなくて、やはり自主的な申告といふものを、ほんとうにこれを前提にして認めてきちつと保障していくという原則を貫くべきじゃないだろうか。そして、その中でむしろ手続規定としていまこの問題が問題として議論をされてゐるわけでございます。私は、先ほどの阿部委員からも御指摘ございましたけれども、民主主義の問題はまさに手続の規定だといふふうに考へます。ほんとうにこの中でこれを保障していく、権利救済機関としての性格をこの中で保障していくといふふうな態度でまゐるべきだと思ひます。さういふ点について、先ほども申し上げましたとおり、今回のこの改正案は明らかに九十四条第四項によつて、むしろ見直し調査そのものを法制化するために手続規定を変えたものだといふことを私はいひざるを得ないと思ひます。

さういふ点を申し述べまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○毛利委員長 本日の議事はこの程度にとどま

す。
次回は、来たる三月三日火曜日、午前十時理事
会、十時三十分委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。
午後六時十一分散会

昭和四十五年三月九日印刷

昭和四十五年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局